

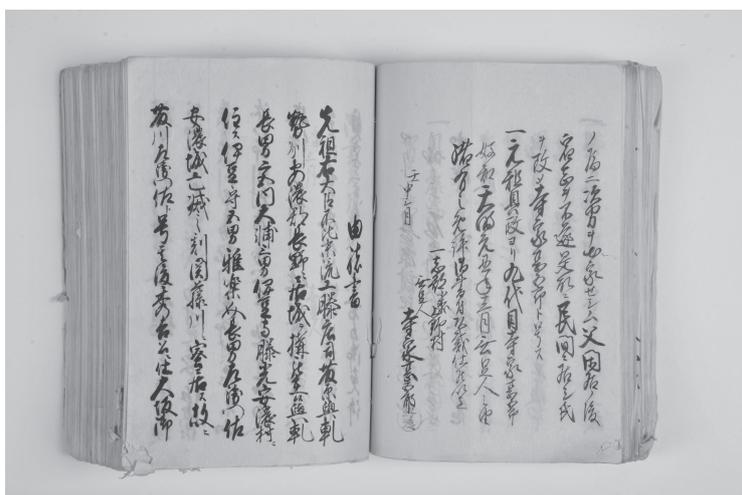
三重県総合博物館資料叢書

Mie Prefectural Museum Collection Report No.6

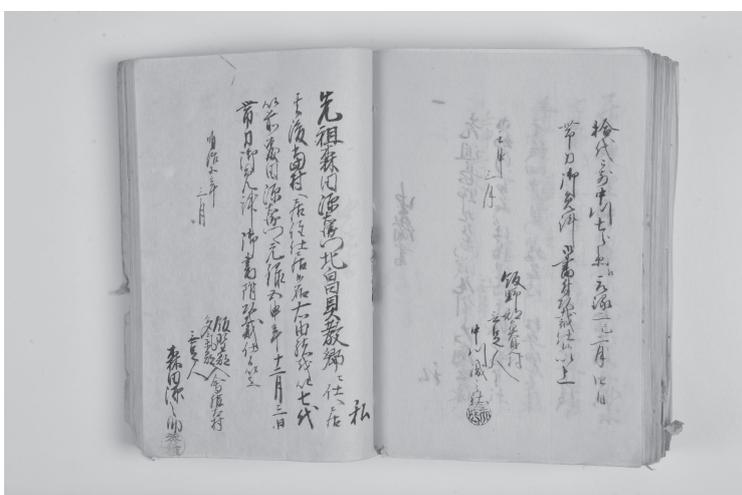
No.
6



1. 伊勢無足人由緒書表紙



2. 伊勢無足人由緒書



3. 伊勢無足人由緒書

伊勢無足人由緒書

はじめに

三重県総合博物館 (MiemMu) は、開館から六年目を迎え、県民サービスの向上や今後の博物館の運営の基礎となる取り組みを進めて参ります。また、日頃からたくさんみなさまに当館をご利用いただき、厚く感謝申し上げます。

さて、当館では、企画展等の図録をはじめ、博物館研究紀要、資料叢書、情報誌、年報等の刊行物を発刊して、みなさまに当館の活動を知っていただき、ご利用していただけるよう日々取り組みを進めております。また、館内の資料閲覧室では、歴史的公文書や古文書等の歴史史料や自然分野の標本などの実物資料の閲覧、活用をしております。

当館の調査研究活動の一環として発刊しております『三重県総合博物館資料叢書』は、公文書館機能を持つ当館の所蔵資料をはじめ、三重の自然と歴史・文化に関する資料についての資料調査や史料翻刻を行い、その成果を刊行してみなさまの利用に供するものです。

昨年度の資料叢書 No.05 は、津藩の伊賀国に居住する郷土であった家の由緒書である「伊賀無足人由緒書」を翻刻しました。本年度は、資料叢書 No.01 で翻刻した「伊勢無足人取調帳」の本文にあたる「伊勢無足人由緒書」を翻刻することとしました。近年、資料閲覧にあたり、先祖捜しをする方が増え、その中には先祖が無足人だったとの伝承をお持ちの方も来館されます。そんな時に、「活字化された由緒書があれば」というお声を頂戴することがあり、そのことも含めて当館所蔵の基礎資料として利用していただければとの思いも込めて翻刻しました。

紙幅の関係で、本年度は、「伊勢無足人由緒書」の前半部分の翻刻だけとなりましたが、後半部分の「由緒書」についても活字化を進めてまいりたいと考えております。いずれにしましても、これらの資料は、先祖捜しはもちろん、津藩研究や三重県の歴史・文化の基礎研究の貴重な史料となるものと考えております。

今後とも、多彩で魅力的な博物館づくりを目指してまいりますので、みなさまの温かいご支援とご協力をいただきますよう、心よりお願い申し上げます。

令和二年三月

三重県総合博物館

館長 大野 照文

目次

口 絵

はじめに

目次

細目次

凡例

伊勢無足人由緒書

資料解説

あとがき

口絵目次

伊勢無足人由緒書表紙

伊勢無足人由緒書

伊勢無足人由緒書

細目次

小林勝之進 (佐倉村) ……………	3	浅生久兵衛 (清水村) ……………	11	近澤李次郎 (小野平村) ……………	17	辻 平三郎 (家所村) ……………	22
伊藤又五郎 (蔵町) ……………	4	塚澤伍十郎 (曾根村) ……………	12	近澤角造 (小野平村) ……………	17	清水慶左工門 (家所村) ……………	22
加藤小左馬 (伊予町) ……………	5	内藤理右衛門 (浄土寺村) ……………	12	紀平雅次郎 (野口村) ……………	17	山崎忠次郎 (長谷村) ……………	22
川北清七郎 (岩田村) ……………	6	前田平右衛門 (連部村) ……………	12	紀平六十郎 (野口村) ……………	18	山崎吉左衛門 (長谷村) ……………	23
山本七郎左衛門 (中河原村) ……………	6	前田常三郎 (連部村) ……………	12	高士与八郎 (戸嶋村) ……………	18	山崎傳平 (長谷村) ……………	23
伊藤七右衛門 (古河村) ……………	7	国分弥市 (太田村) ……………	12	星合喜十郎 (戸嶋村) ……………	18	前田七郎左衛門 (分部村) ……………	23
倉田有英 (古河村) ……………	7	上村勘三郎 (内多村) ……………	13	吉田傳兵衛 (戸嶋村) ……………	18	別所新左衛門 (分部村) ……………	24
倉田重次郎 (刑部村) ……………	8	荒木與吾助 (安濃村) ……………	13	星合甚左衛門 (戸嶋村) ……………	18	田中藤右衛門 (小松村) ……………	24
倉田弥左衛門 (刑部村) ……………	8	荒木岩次郎 (安濃村) ……………	13	倉田半之右工門 (大塚村) ……………	19	永合五三郎 (殿村) ……………	24
川喜田權右衛門 (納所村) ……………	8	小林京吉 (荒木村) ……………	13	倉田儀兵衛 (大塚村) ……………	19	黒川文右衛門 (野田村) ……………	24
川北平三郎 (納所村) ……………	9	小林藤市 (荒木村) ……………	14	倉田孫右衛門 (大塚村) ……………	19	熱田貞次郎 (神戸村) ……………	25
稻垣正太 (神納村) ……………	9	岩出弥兵衛 (椋本村) ……………	14	倉田宗左衛門 (大塚村) ……………	19	須川清左衛門 (神戸村) ……………	25
森谷小次郎 (南河路村) ……………	9	荒木小平 (椋本村) ……………	14	倉田治三郎 (大塚村) ……………	20	池山臨藏 (片田前田村) ……………	25
黒川忠四郎 (中跡部村) ……………	9	紀太文七郎 (椋本村) ……………	15	海野三郎左工門 (栗加村) ……………	20	野田政之助 (片田前田村) ……………	25
山田文語兵衛 (一色村) ……………	9	紀太平右衛門 (椋本村) ……………	15	平松彦右衛門 (栗加村) ……………	20	樋口彌門 (片田前田村) ……………	26
奥山新内 (跡部村) ……………	10	紀太岸次郎 (椋本村) ……………	15	平松茂兵衛 (栗加村) ……………	20	野田藤太郎 (片田久保村) ……………	26
岡田十兵衛 (鹿毛村) ……………	10	前田三吾左衛門 (忍田村) ……………	15	中津幾之進 (村主村) ……………	20	樋口孫太郎 (足坂村) ……………	26
古川重左衛門 (清水村) ……………	10	前田久右工門 (忍田村) ……………	16	丸山建三郎 (井上村) ……………	21	玉井元交 (五百野村) ……………	26
浅生久左衛門 (清水村) ……………	10	萩野厚十郎 (萩野村) ……………	16	小宮亦三郎 (神山村) ……………	21	清水直三郎 (南長野村) ……………	27
辻 巖太良 (清水村) ……………	11	落合三郎兵工 (河内村) ……………	16	前田市郎兵衛 (前田村) ……………	21	谷口七次郎 (栗原村) ……………	27
稻垣彦九郎 (清水村) ……………	11	落合慎五左衛門 (河内村) ……………	16	前田磐之進 (前田村) ……………	21	谷口清右衛門 (栗原村) ……………	27
		落合七左衛門 (河内村) ……………	16	佐野吉左工門 (前田村) ……………	21	谷口猪左工門 (栗原村) ……………	27
		増地六三郎 (雲林院村) ……………	17	佐野平次郎 (前田村) ……………	22	谷口五郎兵衛 (栗原村) ……………	27

谷口石右衛門 (栗原村) ……	28	森田源七 (玉垣村) ……	34	岡 喜左衛門 (北長野村) ……	41	舟木牧之助 (久米村) ……	48
水谷八百之丞 (大部田村) ……	28	杉野佐左衛門 (玉垣村) ……	34	市川半三郎 (垂水村) ……	41	世古健之丞 (久米村) ……	49
伊藤彦左衛門 (大部田村) ……	28	杉野伊右衛門 (玉垣村) ……	35	寺家甚五郎 (小森上野村) ……	41	北川玄通 (上之庄村) ……	49
川治岸治郎 (大部田村) ……	28	長井左衛門 (玉垣村) ……	35	藤川與兵衛 (矢野村) ……	42	北川要之助 (上之庄村) ……	49
高橋恒次郎 (白塚村) ……	29	嶋田十兵衛 (玉垣村) ……	35	藤川元之助 (矢野村) ……	42	北川治郎助 (上之庄村) ……	49
小菅熊吉 (粉川村) ……	29	西川萬右衛門 (玉垣村) ……	36	高山甚右衛門 (矢野村) ……	43	嶋岡清蔵 (黒野村) ……	50
小菅嘉左衛門 (粉川村) ……	29	荻野弥十郎 (玉垣村) ……	36	長嶋光太郎 (矢野村) ……	43	豊嶋平右衛門 (田村) ……	50
森川得治郎 (大古曾村) ……	29	森田源三郎 (玉垣村) ……	36	松本宗十郎 (矢野村) ……	43	豊嶋喜代三郎 (田村) ……	50
赤塚善十郎 (高野尾村) ……	29	服部庄右工門 (肥田村) ……	36	松本宗十郎 (矢野村) ……	44	上田常三郎 (大村) ……	50
長谷川七九郎 (高野尾村) ……	30	杉崎治右衛門 (須賀村) ……	37	奥田藤八 (雲出島貫村) ……	44	中嶋量平 (大村) ……	51
赤塚甚右衛門 (高野尾村) ……	30	古河直十郎 (中戸村) ……	37	倉田梅之丞 (雲出島貫村) ……	44	上田至平 (大村) ……	51
赤塚徳蔵 (高野尾村) ……	31	稲葉嘉兵衛 (池田村) ……	38	土生喜一郎 (雲出島貫村) ……	44	上田五左衛門 (大村) ……	51
高桶傳八郎 (高野尾村) ……	32	瀨川新四郎 (川原田村) ……	38	三井治郎助 (雲出本郷村) ……	45	池田祐五郎 (大村) ……	51
長谷川弥兵衛 (高野尾村) ……	32	来田彦左衛門 (河原田村) ……	39	木下佐五平 (雲出長常村) ……	45	池田玄仲 (大村) ……	52
赤塚保太郎 (高野尾村) ……	32	伊藤正左衛門 (佐倉村) ……	39	小林嘉平次 (雲出伊倉津村) ……	45	池田左助 (大村) ……	53
山田重太郎 (楠原村) ……	32	坂井半右衛門 (佐倉村) ……	39	倉田治左衛門 (雲出伊倉津村) ……	46	野口慶助 (大村) ……	53
山田浅治郎 (楠原村) ……	33	坂井友右衛門 (佐倉村) ……	39	中西源右衛門 (舞出村) ……	46	井面勝行 (南出村) ……	53
落合惣次 (萩原村) ……	33	石川菊次郎 (桜一色村) ……	39	矢田精太郎 (曾原村) ……	46	井面奏監 (南出村) ……	54
落合惣五郎 (福徳村) ……	33	石川清左衛門 (桜一色村) ……	40	水谷紋右衛門 (曾原村) ……	46	井面勘左衛門 (南出村) ……	54
坂 心造 (加太村) ……	34	河田忠左衛門 (海老原村) ……	40	八太健吉 (曾原村) ……	47	井面半次郎 (南出村) ……	54
坂 清二郎 (加太村) ……	34	服部兼次良 (山之一色村) ……	40	塚本十左衛門 (曾原村) ……	47	中山岡右衛門 (川口村) ……	55
丹澤嘉次郎 (加太村) ……	34	河邊奎左衛門 (河邊村) ……	41	金児仁左衛門 (小村) ……	48	川尻彦之丞 (川口村) ……	55
坂 庄七 (加太村) ……	34	谷口三郎兵衛 (北長野村) ……	41	田川弥三郎 (曾原村) ……	48	川尻七左衛門 (川口村) ……	55

川尻佐左衛門 (川口村) ……	55	小森次郎吉 (滝川村) ……	61	山川愛之助 (榑原村) ……	67	中野斎次郎 (中萬村) ……	72
真柄考順 (川口村) ……	56	小森新作 (滝川村) ……	62	丸岡喜右衛門 (榑原村) ……	67	奥田宗平 (豊原村) ……	72
真柄三八 (川口村) ……	56	多喜祐三郎 (入道垣内村) ……	62	倉田忠次郎 (榑原村) ……	67	奥田平吉 (豊原村) ……	73
森 三九郎 (川口村) ……	56	多喜壽左衛門 (八対野村) ……	62	嶋 十郎右衛門 (榑原村) ……	68	奥田安兵衛 (豊原村) ……	73
川尻六右衛門 (川口村) ……	56	服部武左衛門 (山田野村) ……	62	穂積五郎左衛門 (榑原村) ……	68	奥田国之助 (豊原村) ……	73
川尻吉左衛門 (川口村) ……	57	戸村正平 (山田野村) ……	63	山川徳三郎 (榑原村) ……	68	奥田恒三郎 (豊原村) ……	73
森 平左衛門 (川口村) ……	57	中村八左衛門 (上八知村) ……	63	町井又左衛門 (谷杣村) ……	68	奥田駒蔵 (豊原村) ……	73
小田忠男 (下多気村) ……	57	藤田喜十郎 (中八知村) ……	63	堀山幸太郎 (佐田村) ……	68	池田惣次郎 (伊賀町村) ……	73
小野治良左工門 (下之川村) ……	57	中村善八 (上八知村) ……	63	稲垣喜内 (佐田村) ……	69	服部源三郎 (山添村) ……	74
小野六郎 (下之川村) ……	58	山本重郎右衛門 (中八知村) ……	64	長谷川源内 (中之村) ……	69	井坂才五郎 (山添村) ……	74
篠田深齋 (下之川村) ……	58	山本幸次郎 (中八知村) ……	64	長谷川甚吾 (中之村) ……	69	長谷川文次郎 (上蛸路村) ……	74
渡邊俊蔵 (下之川村) ……	58	藤田伊三郎 (上八知村) ……	64	大倉吉左衛門 (上村) ……	69	常保善四郎 (上蛸路村) ……	74
森田六郎右衛門 (小原村) ……	58	中林平三郎 (上太郎生村) ……	64	大倉松太郎 (上村) ……	70	茨木次右衛門 (八太村) ……	75
森田義胤 (小原村) ……	59	中子九右衛門 (石名原村) ……	65	井面甚五兵衛 (稲垣村) ……	70	堀口六兵衛 (下蛸路村) ……	75
横山才兵衛 (小原村) ……	59	中子市右衛門 (石名原村) ……	65	井面瑞軒 (稲垣村) ……	70	堀口安三郎 (下蛸路村) ……	75
大森彦市 (小原村) ……	59	川尻常五郎 (石名原村) ……	65	川原田彦三郎 (稲垣村) ……	71	中西建十郎 (安楽村) ……	75
牧戸墨三郎 (袖原村) ……	60	岡野定次郎 (川上村) ……	65	山上源兵衛 (中万村) ……	71	水谷九八郎 (山下村) ……	76
牧戸友三郎 (袖原村) ……	60	日置宗十郎 (川上村) ……	66	山上源左衛門 (中万村) ……	71	中村文三郎 (横地村) ……	76
牧戸只助 (袖原村) ……	60	日置与三八 (川上村) ……	66	竹口小太郎 (中万村) ……	71	山路孝順 (早馬瀬村) ……	76
鳥羽彦右衛門 (与原村) ……	61	日置嘉兵衛 (川上村) ……	66	中井平右衛門 (中万村) ……	71	山路平六 (早馬瀬村) ……	76
加屋平左衛門 (飯福田村) ……	61	磯田與三兵衛 (丹生俣村) ……	66	富山小左衛門 (中万村) ……	71	山路吉次郎 (早馬瀬村) ……	76
竹井忠次郎 (合ヶ野村) ……	61	磯田与左衛門 (丹生俣村) ……	66	堀木太郎兵衛 (中万村) ……	72	三浦太介 (早馬瀬村) ……	77
小森紋次 (矢下村) ……	61	山川奎次郎 (榑原村) ……	67	紺田与兵衛 (中万村) ……	72	鎌田堅之助 (早馬瀬村) ……	77

竹村木三平 (櫛田村) …… 77
 坂倉新之助 (櫛田村) …… 77
 坂倉嘉十郎 (櫛田村) …… 78
 大津清内 (和屋村) …… 78
 脇野市兵衛 (立利村) …… 78
 谷川長左衛門 (立利村) …… 78
 森田市太郎 (立利村) …… 78
 脇野安藏 (才田村) …… 79
 脇田梅次郎 (井口村) …… 79
 佃 安之丞 (六根村) …… 79
 浅沼馬之助 (六根村) …… 79
 乾 九平 (清水村) …… 80
 飯田儀右衛門 (清水村) …… 80
 世古光五郎 (松名瀬村) …… 80
 横井重之助 (久保村) …… 80
 横井源右衛門 (久保村) …… 80
 中川九左工門 (魚見村) …… 81
 中川織之祐 (魚見村) …… 81
 森田源之助 (腹太村) …… 81
 出口傳之右衛門 (垣内田村) …… 81
 横井才助 (大垣内村) …… 82
 浅沼友吉 (柿木原村) …… 82
 飯田太郎兵衛 (東黒部村) …… 82

大西長次 (東黒部村) …… 82
 久田勘三郎 (東黒部村) …… 83
 飯田三次 (土古路村) …… 83
 丸林竹之丞 (川尻村) …… 83
 多井宰彌 (北藤原村) …… 83
 多井左一郎 (北藤原村) …… 84
 天野五左衛門 (南藤原村) …… 84
 野呂藤右衛門 (南藤原村) …… 84
 藪田権右衛門 (中村) …… 84
 藪田四郎左衛門 (中村) …… 85
 藪田長左衛門 (中村) …… 85
 牧戸常三郎 (中村) …… 85
 乾 藤右衛門 (志貴村) …… 85
 乾 惣太郎 (志貴村) …… 85
 間宮斎次郎 (田屋村) …… 86
 間宮丹十郎 (前野村) …… 86
 間宮理兵衛 (前野村) …… 86
 森 柰助 (森村) …… 87
 須川庄三郎 (雲出本郷村) …… 87
 岩脇弥七郎 (南家城村) …… 87
 岩脇儼庵 (南家城村) …… 87
 岩脇貞助 (南家城村) …… 87
 岩脇傳左衛門 (南家城村) …… 88

岩脇傳四郎 (南家城村) …… 88
 森川伴治 (南家城村) …… 88
 森川儀右衛門 (南家城村) …… 88
 岩脇周平 (南家城村) …… 88
 天花寺奎太郎 (南家城村) …… 88
 岩脇森太郎 (南家城村) …… 89
 鈴木孫左衛門 (福田山村) …… 89
 鈴木專之丞 (福田山村) …… 89
 堀木覚之助 (下蛸路村) …… 89
 出口七郎右衛門 (下蛸路村) …… 89
 吉岡文之丞 (岩田村) …… 89
 杉野太郎兵衛 (玉垣村) …… 90
 真野久五良 (神田村) …… 90
 高楠孫三郎 (高野尾村) …… 90
 谷口喜太郎 (平木村) …… 90
 谷口平兵衛 (平木村) …… 90
 谷口善兵衛 (平木村) …… 91
 阪 徳太郎 (加太村) …… 91
 稻垣五一郎 (松本村) …… 91
 倉田庄次郎 (古河村) …… 92
 井川久右衛門 (雲林院村) …… 92
 野呂多郎右衛門 (雲林院村) …… 92
 齋藤伊左衛門 (桂畑村) …… 92

山田長十郎 (楠原村) …… 92
 豊田五兵衛 (久我村) …… 93
 奥田与次右衛門 (島貫村) …… 93
 伊藤松次郎 (古河村) …… 93

凡 例

一、本冊は、『三重県総合博物館資料叢書』No.6として、三重県総合博物館所蔵の「三重県行政文書」から「伊勢無足人由緒書」の前半部分を翻刻したものである。

一、史料の収録にあたっては、編さんの都合上、原史料の意味を損なわない程度に以下のように取り扱った。

- (1) 史料を読みやすくするために、読点・中黒点を適宜施した。
 - (2) 漢字は固有名詞を除き常用漢字を原則として使用したが、俗字・異体字・略字等はそのまま使用したものもある。
 - (3) 変体仮名は平仮名に改めたが、助詞に用いられている「而(て)」「江(え)」「茂(も)」「者(は)」「与(と)」はそのままとした。なお、合字は*ち*のみを生かした。
 - (4) 誤字・当て字は原則としてそのままとしたが、意味の取りにくいものは(ママ)(―)(―カ)と注記した。また、脱字は(―脱)(―脱カ)と注記した。
 - (5) 判読不能文字については、□「」で表記し、その原因が破損・虫損・摩滅による場合は、それぞれ(破損)(虫損)(スレ)と注記し、文字が推定できるものは(―)(―カ)で示した。
 - (6) 欠字・平出・台頭は原則原資料とおりとした。
 - (7) 人名・地名等、編さんにあたったの注記は活字を小さくして()を付した。
- 一、本冊の本文の翻刻・校合・編集は、三重県総合博物館調査・資料情報課 藤谷彰・服部早希・山本梨加・植田佳子、及び経営戦略広報課 太田光俊が行った。また、表紙は展示・交流事業課 堀江真季子が、全体の編集は藤谷彰が作業を行った。

伊勢無足人由緒書

(表紙)

明治五年

(貼紙)
「三ノ一」

伊勢

無足人由緒書

(貼紙・朱書)

「第二四号

元

ノ一」

津県

(中扉)

「伊勢

無足人由緒書

(朱書)

「壹」

元

津県

」

由緒書

佐倉村

小林勝之進

先祖由緒之儀、元足利之家臣小林五郎三男民部少輔と申、天文二十年子細御座候而、当国江漂泊仕、知積郷佐倉村^二住居仕、曾孫豊前守^二至り一城を構へ、北畠家幕下^二属し近辺七郷を知行仕居申候、其嫡子八郎左衛門瀧川一益甲州攻^二随ひ、帰郷後男子無御座候故、千種家^五養子仕三郎左衛門と申、因幡山落城之節、戦功^二よつて神戸信孝より感状を請、其後再度太刀耆振金紋付之鎧耆領申請候、右感状者江戸同家小林平右衛門方^二所持仕候、鎧耆私方^二所持仕候、太刀之儀^者如何仕候哉、当時相伝り不申候、右平右衛門嫡子道順^二至り知行所相はなれ、城構崩申候、古城跡^者当時居屋敷^二相成、夫^五地土を相立罷在、当村先年当国龜山城主松平下総守様領之節も地土^二而、其後悉御領分^二相成候節も、屋敷地先規之通除地同様地土^二被仰付、其節鉄炮式挺常變為御手当是又先規^二よつて御免被成下所持仕候、私迄七代不相替御着座年頭御礼申上候、寛文中御上下拝領仕候、正徳年中旧来之由緒申上候処、村高本免五厘享保三年迄頂戴仕、同五年^五出高免壹分三厘被下置、其後御改正^二而出高免五厘被為下、去ル明治四年迄頂戴仕候、以上

壬申三月

小林勝之進 (印)

三重郡佐倉村地土

(貼紙)

「屋敷除地之儀者

高耆石七斗六升

寛文十一亥年^五地土屋敷御免許引、右屋敷高御免許引之儀^者村高

八百七拾三石五斗之内、壹石七斗六升御引高ニ被成置被下候処、屋敷地之儀者除地起歸り高ニ御座候、村方ニ而者右屋敷外ニ而高引ニ相成、米九斗六升ツ、年々頂戴仕候儀ニ御座候」

由緒書

伊藤又五郎

一 先祖往昔ヨリ伊勢国阿濃之津ニ居住、綿谷ト号同家族度会山田ニ在之、世々叙爵家師職ニ有之候、私方中興綿谷志摩息志津摩義先祖之遺跡ヲ領ス、同姓綿谷平六兵衛事武勇世ニ顕レ、是又有謂憚山田ニ逼塞ス、同家族綿谷内記・外記等も世々師職ニテ、内記義者由緒有之ニ而阿部豊後守殿猶子ト成、定紋等阿部家之紋所被下候

三代目

綿谷源五左衛門

一 足利家之時代当国長野次郎殿幕下ニ属シ、先代之通阿濃津并近郷ヲ領シ、長野殿家来中間ヲモ支配仕、大永二壬午年八月十四日長野殿目代役衆ヨリ津四郷江出候書付所持仕候
一 弘治年中長野殿ヨリ威臣細野伊豆守殿へ被命、阿漕ヨリ今此津ニ被引移城被築候ニ付、町人共引連移本津之屋敷跡ヲ田畑ニ起し領之地土ト成町方近郷ヲ支配仕候

四代目

綿谷源左衛門

永禄年中織田掃部介殿押領として津江被移候節も幕下ニ属シ、其後元龜年中・天正年中織田上野介殿御入国之節も幕下ニ属シ、津并近郷支配仕、元龜年中上野介殿ヨリ津町諸公事免許之書付所持仕候

五代目初名源左衛門、後更名

伊藤又五郎

一 太閤秀吉公治世天正十一未年富田信濃守知信殿津城主トシテ御移候節、源左衛門更名、又五郎被召出、先代之通地土ニテ津町并近郷之支配被申付候
一 慶長五庚子年八月廿三日朝石田治部少輔乱世討手トシテ毛利・長曾我部之大軍ニテ当城ニ押寄、四面ヨリ打圍ミテ攻ケル時、城主信濃守殿義ハ関東之味方トシテ
家康公ニ供奉シ、宇津ノ宮ニ在陣故、時之城代樋上源兵衛下知シテ地土伊藤又五郎并頭立候者ニ拾六人其外町人召連籠城ニ加リ候テ持コタヘケル、此由城主被及聞宇津ノ宮ヨリ早船ニテ津着、度々戦有之味方残少ニ相成詮方モ無之処、敵方ヨリ嚙ヲ入テ城ヲ明渡シ候様との事ニテ不得止被引退、夫高野山へヲモムカレケル、信濃守殿立退候節、又五郎義も御供可仕旨達テ望候得共、其方事ハ数代当地ニ住シ町郷中之目アカシニ候得者、居留り可申旨許容無之候

一 慶長八年二月朔日関ヶ原御陣利運信濃守殿御加増押領有之、高野山ヨリ被召出、再津城主ニ被仰付候故、先達而籠城忠精ヲ抽シ

候、為褒美津町之地子被免許、又五郎義も綿谷先代支配之内於觀音寺村之内ニ知行百石被下置、則其節之判物所持仕候

一慶長十三甲年九月

高虎公御入国之節被召出、如先規可相勤旨被仰出、同年十二月廿五日十人扶持式拾五石被下置候而、御家中並ニ相成、猶津興之内字西ノ野と申処ニ而先祖之古三昧地七反余之処、其儘被下置拝領仕、畑地ニいたし置候

一天和三亥年世上一統町郷中之者刀指候義無用ト被仰出候、其節町役人勤居刀差候義御差留不被成候而ハ不相濟、被下米も石取ニ而者御差支ニ付、御切米御扶持方ニ御直シ不被成候而ハ御差支候由、併是迄右筋目ニ付如何ニも存候ハ、御家中並ニ弥可被成下哉ニも御懇命之御内意も有之候得共、往古より前頭之通ニ而相勤居候事ニ候得者、何卒此儘ニ御指置被下候様奉願、御聞届之上更ニ御切米五拾五俵八人扶持ニ御直シ被下、刀指候義者暫無用ニ可致旨被仰付候、乍併是迄之通御家中並ニ相成居、他行いたし候節ハ帯刀いたし候様被仰付候

一宝永二酉年ニ刀指候義、先年御差留之者追々御免有之趣ニ候処、

又五郎義者御沙汰茂無之故、往古ヨリ之由緒書ヲ以委細申上候処、御聞届有之、刀も御免許家業名津興大庄屋ト被仰付候間、町中之義是迄之通可相勤旨被仰渡候間、天和以前之通り帯刀仕相勤申候、同年二月廿八日津興并町中目付役兼帯被仰付、享保四亥年三月廿八日寺社方之義又五郎取次可申旨被仰付候、然ル処同十四酉年七

月三日津町目付役兼帯之義御免ニ相成候

一天明五巳年九月年来役義実体ニ相務格別之者ニ候得者、格式御改御譜代格ニ被仰付、猶又文化十二亥年十二月廿五日累代町年寄役能相勤、別而近年役義格別致出精候ニ付、代々御譜代格ニ被仰付候義ニ御座候

十五代目当

一 又五郎

安政二卯年七月廿九日養父又五郎役義御免ニ相成

私義

御扶持方御切米不相変被下置家督相統蒙 仰、町年寄役見習被仰付、安政四巳年十月四日町年寄役津興大庄屋町方附寺社方取扱等前々之通被仰付相勤候義ニ御座候、乍併御切米之義前々代々分掛り有之、近年御改革等ニ而御扶持方并御切米等尚又追々御減少ニ相成居候処、一昨午年より御改給米トシテ被下候処、当三月御書付を以、是迄被下候米昨年限自今不被下旨蒙御達候義ニ御座候

右之段申上候、以上 壬申八月 伊藤又五郎 (印)

文久三年癸亥十二月廿九日家督、壬申五十二歳

父元津藩格外士分加藤孫六左衛門 加藤小左馬 私

八世之祖

寛永四丁卯年迄予州松山ニ居候、加藤左馬助長子

同苗小左馬儀

旧藩御元祖様予州ニ被為在候節、御同国ニ而疆壤争之儀ニ付、伏罪

ニも可相成所、却而蒙御厚恩御移封之節当津江御召連被遊、其後

左馬助奥州会津江移封ニ相成小左馬義も引移候処、加藤式部少輔

と不和之儀と事起り、三春ニ居留仕候処、会津三春・二本松共御

改易ニ相成、右小左馬義再当津江御召寄被遊候処、其後式部少輔

ハ御取立ニ相成候得共、小左馬義ハ当津江御引寄ニ相成居歎願之

趣御許容無之、依之当津ニ居留仕候、外々士共相替候由ニ而、則

格外之士ニ被為立為御助成御代官所御預米三千石分被下、其外松

山会津三春と附来候家士共外ニ右小左馬妻之兄

古田大膳大夫ニ

預ケ有之候士共、人数多分御坐候ニ付、当伊予町ニ住居為仕諸役

御免除之上四百石式拾人扶持式百五拾俵御増米、并ニ用度金年々

被下家名相続仕来候処、御助成向段々御省略八人扶持ニ相成積年

之困窮相嵩難立行候ニ付、金子拝借頂戴等奉願上、家名相続仕来

候儀ニ御坐候

一 旧藩御元祖様当津江被為移候節、予州と御供之町人并ニ私方家士

共御由緒ニ而伊予町御取建ニ相成候義ニ付、津町中と従来別様ニ相

成居、右子孫ニ至候而も諸願訴等私方江差出来候処、右子孫も追々

離散仕、私祖父加藤甚右衛門之節と右伊予町之義諸願訴等津内と

同様ニ相成候ニ付、其節当分津内町年寄役相勤申度段願上、兼而

御家中侍中之是非を申上候様蒙仰、且従来御由緒ニ而席格等者無

之筈ニ候得共、右勤中ハ役内勤先迄御譜代格之町年寄同様ニ御取

扱可被成旨御達ニ相成、則父加藤孫六左衛門并ニ私ニ至昨年正月

迄相勤候処、病氣ニ付御免被成下候、右之通之儀ニ御坐候、以上

壬申八月 加藤小左馬(印)

由緒書

先祖内大臣藤原鎌足之後胤勢州之守護職長野城主工藤駿河守祐政七

世丹波守義藤次男兵庫亮義房、勢州菴芸郡川北ニ居住シ工藤氏ヲ川

北ト改ム、領知安濃・菴芸両郡中ニアリ、子孫代々長野ノ侍大将ニ

テ屢戦功有之、天正四年十一月長野落城ノ後義房八世川北清右工門

信雅安濃郡岩田村ニ居住ス、信雅四代ノ孫ニ御座候ニ付、其段御届

申上候処、宝永三丙戌年十二月十八日帯刀御免許御書付頂戴仕候、

以上

安濃郡岩田村無足人

壬申三月 川北清七郎(印)

由緒書

私

私

私

私

私

先祖父山本弥藏義者、居村無足人山本忠左衛門之次男ニ而分家いたし候処、本家無足人之由緒ヲ以、文化十三子年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

先祖以来姓ハ藤原ニ而氏を新庄卜申、本国相州鎌倉ニ而工藤祐輕之末世、元祖

壬申三月

山本七郎左衛門(印)

安濃郡中河原村無足人

当所たゝらい山ニ居城仕、安濃郡之内領地仕罷在候処、当国数度之

取相ニ落城仕、当所之落込塔世川を堀通し瀬違いたし田畑屋地を開キ、夫方代々子孫当所ニ居住仕候、依之元祖帯刀之靈号を古河院本與玄意居士卜申候

由緒書

二代目

先祖

私

此時少し故有而姓を倉田卜相改メ申候

伊藤七右衛門

倉田奥右衛門有近

富田信濃守殿家来ニ而慶長五子年八月津城ニ而戦死仕

右有近義

同人悴

富田信濃守様江被召出、津一乱之時分茂籠城仕、落城已後古河村江

六右衛門

引籠居申候、其後

古河村ニ居住いたシ、其後代々無足人仕居候旨申上、享保十三申年

三代目

十二月十八日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

有近悴

安濃郡古河村無足人

倉田奥右衛門有信義

壬申三月

伊藤七右衛門(印)

先御城主御先祖当御城江御初入之砌、伊予迄御迎ニ罷出、御城内迄御案内申上候、其後毎々為御機嫌伺登 城茂仕候ニ付、

高山様 高勝様方御扶持方被下置、古河村郷士ニ而罷有候

由緒 (ママ)

四代目

私

倉田玄達卜申

五代目

倉田半左衛門卜申

安濃郡刑部村無足人

倉田重次郎(印)

右半左衛門江元録五壬申年家筋由緒御尋ニ相成候ニ付、前条之次第并親類書一通差出し候ニ付、同十一月廿七日帯刀之御免許被下置候処、明和三丙戌年十二月廿九日夜、居宅に火ニ而右御書付焼失仕候ニ付、同四年丁亥三月十一日御免許改メ而被下置、于今所持仕居候

由緒書

先祖倉田伊左衛門、富田信濃守殿ニ仕小知拝領仕、刑部村ニ住居仕、其後浪人仕居候由ニ御座候、右之由緒ヲ以テ四代目倉田半三郎江元録五申年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡刑部村無足人

倉田弥左衛門(印)

神職ニ相成申候、由緒

右之通ニ御座候、以上

安濃郡古河村無足人

祠堂

倉田有英(印)

由緒書

先祖佐々木家之末孫近江国浅井出生古川久助、当国多氣之御所北畠殿江被召出、侍大将相務候処、信長乱之節討死仕、倅孫兵衛多氣落城之後納所村江落去、川喜田権右衛門と相改、四代以前御届申上、宝曆六子年十二月十九日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡納所村無足人

川喜田権右衛門(印)

由緒書

先祖本家倉田伊左衛門儀、富田信濃守殿ニ仕刑部村ニ罷在、其後浪人仕居、二代目ニ分家仕、則倉田喜右衛門卜申ス、居村庄屋役被仰付、二代目喜右衛門儀茂同様庄屋役被仰付、右之由緒ヲ以寛政十二申年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

壬申三月

明治五壬申年五月

倉田有英(印)

私

由緒書

先祖川北久輔、当国多氣北畠家ニ仕罷在少知拝領仕居申候、多氣落城之砌浪人仕、納所村江参り居住仕、四代目平三郎右之趣御届申上候処、元禄五申年十二月三日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡納所村無足人

壬申三月

川北平三郎（印）

由緒書

先祖森谷三郎右衛門、大坂御城ニ小知ヲ取、分部左京殿ニ役義相勤居、分部落城之後南河路村ニ罷越居住仕候処、右由緒ヲ以元禄三年歲三月帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡南河路村無足人

壬申三月

森谷小次郎（印）

（ママ）

安濃郡神納村無足人

稻垣正太

桓武天皇十三代稻垣遠江守盛連六男從五位下稻垣六郎左衛門時連ヨリ三十八代稻垣彌兵衛卜申者、美濃国織田上野殿小知取罷在、上野殿当津御越之刻、当地江参神納村ニ居住仕、其後富田信濃守殿被食仕候処、御身漬^(遺)相成、以後四代以来無足人ニ而庄屋役相勤、元禄六酉年十一月二十五日稻垣太郎兵衛^エ其方無足人ニ候故、帯刀御免許御書付被下所持仕候、元祖ヨリ私迄四十七代ニ相成申候、以上

神納村無足人

明治五壬申年三月

稻垣正太（印）

由緒書

先祖藤原姓大職冠鎌足公末葉山名刑部丞敗軍後、近江国蒲生郡黒川村ニ而神職卜成、四代目之孫三郎兵衛慶長年中当地江引越候由緒ヲ以、寛政五癸丑年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡中跡部村無足人

壬申三月

黒川忠四郎（印）

由緒書

先祖之儀者、多氣国司北畑大納言家来^(畠)ニ而山田大膳卜申、知行九百

私

五拾石ヲ給り候処、同所滅亡之節浪人いたし、当村ニ止り罷在候趣
申伝ニ御座候、由緒書モ御座候由之処、紛失いたし候与之是又申伝
ニ御座候、右由緒ヲ以テ、安永六酉年帯刀御免許御書付頂戴仕候、
以上

安濃郡一色村無足人

壬申三月

山田文語兵衛(印)

由緒書

私義

由緒書

先祖跡部大炊と申者、甲斐信玄公江被召出候処、安濃郡今徳村之城
主奥山常陸亮天正年中兵乱之後浪人仕、大炊家ヲ相続仕候、右由緒
を以、安永七年戌十二月帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

一先祖源三位頼政之末孫乙部兵庫頭源藤政、暦代伊勢国渋見村ニ住
居仕候処、天正頃織田家之為ニ於家所ニ生害ス、其子惣八郎姓を
古川と改、今之清水村ニ致住居、其節与代々辰子職仕候、右由緒
を以、享保十巳年正月廿六日、祖父古川惣大夫江帯刀御免許御書
附頂戴仕候、以上

安濃郡清水村無足人

壬申三月

古川重左衛門(印)

壬申三月

奥山新内(印)

由緒書

由緒書

私義

先祖岡田三郎左衛門、紀州真開左開ニ少知を取居、真開落城以後大
坂江参秀吉公ニ被召出候処、大坂落城之節討死仕、倅作右衛門鹿毛
村江住居仕、金十郎と更名仕、五代已前御届申上、元録五申年十二

私

先祖浅生伊賀頭、代々足利家ニ仕江居候処、応仁度大乱之砌蒙御暇、
伊勢国清水村江退住、其子浅生左衛門九郎方于今清水村ニ居住、右
由緒ヲ以、宝暦元未年十二月十八日帯刀御免許御書付頂戴仕候、尤
右由緒書ハ寛政度郷中違変之節紛失仕、全申伝江ニ御座候、以上

月三日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡鹿毛村無足人

壬申三月

岡田十兵衛(印)

壬申三月

安濃郡清水村無足人

浅生久左衛門(印)

由緒書

私義

由緒書

抑人皇五十代桓武天皇後胤平維盛苗裔也、維盛南海ニ入水ス、其事源平盛衰記・平家物語等ニ委シク記トイエドモ実ハ然々ス、從者瀧口齋藤等偽リ謀リテ傍ナル樹ヲ削リ、和哥并死日享年ヲ記シ潜ニ遁テ勢州安濃郡河内邑ニ匿ル居ル事廿七年、承元四庚午三月廿八日五十三歳ニシテ薨ス、数代子孫某姓ヲ辻ト改、長野工藤家ニ仕エ、其子孫小七良細野家之長臣ニ拔テ々安濃城ニ移リ戦死ス、子弥七良落城之後、細野藤敦ヲ京都ニ送り帰り、子弥右衛門今之清水村ニ住居仕、文禄三年八月五日羽柴下総守様御檢地之節モ村役相勤、戻子職御免許頂戴仕候、尤天和年中迄相勤申候、則右之由緒を以、文化九申年三月十一日帯刀御免許御書附頂戴仕候、以上

安濃郡清水村無足人

壬申三月

辻 巖太良(印)

由緒書

私義

(貼紙)

「則享保年中本家医師弥右衛門与申者より分家仕候」

壬申三月

浅生久兵衛(印)

一先祖紀貫之末孫小倭七家之内、稻垣伊勢守義孝末孫、没落之以後代々佐田村居住仕、無足人相統仕来候処、祖父稻垣藤兵衛身上不女意ニ付、下川口村ニ居住仕、右由緒を以、於同所文化十四年十二月十八日改養父彦十郎江帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡清水村無足人

壬申三月

稻垣彦九郎(印)

彦十郎事

安濃郡清水村無足人久太郎事

由緒書

先祖別所権兵衛儀、庵芸郡上野村城主分部左京亮殿家来ニ罷在候処、没落後浪人仕、其後曾根村草分之時節与引取住居仕候、右由緒を以、文化元甲子年十二月十八日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡曾根村無足人五三良更名

壬申三月

塚澤伍十郎(印)

由緒書

先祖安濃郡浄土寺村城主森岡筑後守様与少知拝領仕居候処、筑後守様落城之後、連部村江引籠村之庄屋役三代相勤、依之奉願享保六丑年十二月十九日御免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡連部村無足人

壬申三月

前田平右衛門(印)

由緒書

先代内藤総兵衛義意ハ、伊勢国司三瀬大御所北畠大納言源具教卿之嫡男大河内御本所信意卿舍弟也、天正四子年多氣御所滅亡ノ砌、妻子ヲ率テ当村ニ蟄居、無足住居仕、総兵衛嫡男佐藏義繁庄屋役、同人嫡子惣左衛門義貞庄屋役、同人嫡男理右衛門義光与貞享三寅年無足人、其上御公役相勤候旨御届申上候処、同年八月四日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡浄土寺村無足人

明治五壬申年三月

内藤理右衛門(印)

由緒書

同村前田平右衛門与分家仕、本家由緒有之候ニ付、宝曆七丑年三月十一日御免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡連部村無足人

壬申三月

前田常三郎(印)

由緒書

先祖市太夫儀者、本田美濃守様ニ仕江少知拝領仕居、其後戸田采女様ニ罷在候処浪人仕、太田村ニ居住仕候処、侍之由緒有之候ニ付、貞享四卯年帯刀御免許御書付頭戴仕候、以上

私

壬申三月

安濃郡太田村無足人

国分弥市 (印)

由緒書

私

由緒書

私

壬申三月

安濃郡安濃村無足人

荒木岩次郎 (印)

文吉事

先祖以来家所三河守殿ヨリ少知給仕居申候、家所没落之以後内多村
ニ住居仕、右由緒ヲ以、天明二寅年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以
上

安濃郡内多村無足人

壬申三月

上村勘三郎 (印)

由緒書

私

由緒書

私

先祖以来細野耆岐守家筋ニ而当所落城後更姓住居仕、右由緒を以、
文化八末年帯刀御免許御書附頂戴仕候、以上

安濃郡安濃村無足人

壬申三月

荒木與吾助 (印)

先祖以来
永録年中
北畠具教卿ノ臣 伊勢国安濃郡荒木村住人 小林凶書頭藤賢、
則伊勢国劔ヶ峯ノ固ノ役タリ
養子又治郎儀者、伊賀国荒木村住人荒木撰津守村重ノ弟ニ而小林藤
賢ノ養子トシテ、名乗之義ハ相改テ藤久ト名乗申候、右小林又治郎
藤久事元荒木ノ性ニ御座候、併シ此者義者文録年中太閤秀吉公朝鮮
征伐之御時ニ者、右先陣加藤主計頭清正ニ随従シテ、則朝鮮国ニ渡海
致シ候而、同二己未八月帰陣シテ古郷伊勢国安濃郡荒木村ニ住居致
シ候而右代々家相続仕居候、右ノ由緒ヲ以、寛政五丑年六月帯刀御

養子同性又治郎藤久

免許之御書付頂戴仕居候、以上

安濃郡荒木村無足人

壬申三月

小林京吉(印)

由緒書

私

由緒書

私

先祖以来永録年中

北畠具教卿臣伊勢国安濃郡荒木村之住人小林図書頭藤賢、

則伊勢国劔ヶ峯固メノ役タリ

養子同性又次郎藤久

由緒書

私

養子又次郎儀者、伊賀国荒木村之住人荒木撰津守村重之弟二而小林藤賢之養子トシテ、名乗之義者相改メ藤久ト名乗申候、右之小林又次郎藤久事元荒木之性二御座候、併シ此者義者文録年中太閤秀吉公朝鮮国御征伐之御時、先陣加藤主計頭清正二随従シ而、則朝鮮国江渡海致候而、同二己未年八月帰陣シテ古郷伊勢国安濃郡荒木村二而住居致候而5代々家相続仕居、其後分家致シ候時、右之由緒を以、文化十一戌年十二月帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡荒木村無足人

壬申三月

小林藤市(印)

先祖甲斐国岩出郷領主岩出右衛門太夫信景、参州長篠合戦二而討死、信直・信定二代浪人、四代信就儀旧幕江被召出候処、家名相続之儀弟江譲り渡、寛文九年之頃当所江罷出候二付、元録五申年帯刀御免許之御書付頂戴仕候、以上

安濃郡椋本村無足人

壬申三月

岩出弥兵衛(印)

先祖荒木五助儀、富田信濃守殿之家来二而郷代官相勤、其子荒木兵部之代君討死、其後浪人二而当所二住居仕、依而元録五申年八代以前荒木小兵衛へ帯刀御免許之御書付頂戴仕候、以上

安濃郡椋本村無足人

壬申三月

荒木小平(印)

真次郎事

安濃郡荒木村無足人

壬申三月

小林藤市(印)

由緒書

先祖紀太甚左衛門、安濃郡雲林院村居城工藤出羽守殿^二知行五百石取居、後代紀太四郎兵衛義、棕本村^{江引越}、七代目紀太源右衛門、右由緒書上申候処、貞享五辰年七月晦日帶刀御免許御書付頂戴仕候、其後源右衛門次男紀太文七別家仕候^二付、奉願上寛延四未年二月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡棕本村無足人

紀太文七郎(印)

由緒書

先祖紀太甚左衛門、安濃郡雲林院城主工藤出羽守殿之臣^二而、後代之分家紀太文七方^五株分仕候、紀太平右衛門方^五之又分家^二御座候、四代以前平太夫儀助成筋も有之、且本家無足人之由緒も有之候^二付、文化十一戌年帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡棕本村無足人元弥七

壬申三月

紀太岸次郎(印)

由緒書

先祖紀太甚左衛門儀、安濃郡雲林院城主工藤出羽守殿之家来^二而、後代紀太源右衛門分家紀太文七方^五株分仕、先代紀太平右衛門郷中吟味役^二被^レ仰付候故、奉願安永九子年帶刀御免許之御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡棕本村無足人

紀太平右衛門(印)

由緒書

先祖前田助右衛門義^ハ、元当国北畑家之小臣^二而、多氣城落去之後、当村^二住居、年来里正相勤居候処、河内山内唐戸淵と申所大蛇出テ、是ケ為^二諸人往来迷惑之よし聞付、早速駆付大蛇ヲ退治いたし候、其功^二ヨリ安濃川筋鮎漁之義御領主^五被免候、子細古キ口碑^二伝リ申候、七代目前田九右衛門義、先祖之由緒有之、子細書付を以申上候^二付

私

宝永五子年十二月十八日

刀・衣服御免許状被下、代々相続仕候、以上

安濃郡忍田村無足人

壬申五月

前田三吾左衛門(印)

由緒書

先祖前田久右工門儀者、元当国北畑家(嶋)之小臣ニ而、多気城没落之後、
当村ニ住居仕候処、安濃川上河内村字唐戸淵ニ大蛇出、諸人往来迷
惑之趣及聞、早速駆付大蛇ヲ退治候ニ付、其功ニヨリ安濃川筋鮎漁
之義御免被成下候、其後八代目前田久内義、先祖方由緒有之、巨細
御届申上候処、寛延二巳年四月十八日帯刀
御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡忍田村無足人

壬申三月

前田久右工門(印)

私

由緒書

先祖以来三位中将小松雉盛卿之末孫ニ而、無足人ニ候故、正徳二辰
年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡河内村無足人

壬申三月

落合三郎兵工(印)

私

由緒書

先祖以来三位中将小松雉盛卿末孫之由緒を以、享保五子年帯刀御免
許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡河内村無足人

壬申三月

落合慎五左衛門(印)

私

由緒書

先祖者多芸之国司北嶋之被官ニ而、代々居村を領知仕候由之所、天
正四年北嶋家退転之後より居村庄屋被 仰付御用等も相勤、旁以寛
保三亥年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡萩野村無足人

壬申五月

萩野厚十郎(印)

私

由緒書

先祖以来三位中将小松雉盛卿末孫之由緒を以、文政五年帯刀御免
許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡河内村無足人

壬申三月

落合七左衛門(印)

私

由緒書

先祖

嗟峨天皇 後胤渡辺源三山城国加茂城主治承四年源三位頼政公と宇治合戦ニ討死、其子孫

後醍醐天皇 笠置城江御取籠之節、勲功相立、其後伊賀国嶋ヶ原ニ

立籠リ、其子孫増地・増田・富岡・奥卜四氏ニ相分、猶慶長五年関

ヶ原戦争之節、増地光円之功ヲ以、焼討之患ヲ免安堵仕候、増地三

郎右衛門伊州嶋ヶ原右勢州安芸郡林村江引移申候、又三郎右衛門弟

同国安濃郡雲林院村居住仕、右之由緒ヲ以、元録五申年帯刀御免許

御書付頂戴仕候、以上

安濃郡雲林院村無足人

壬申三月

増地六三郎(印)

私

壬申三月

安濃郡小野平村無足人

近澤李次郎(印)

由緒書

私

先祖以来雲林院城主工藤出羽守殿ニ仕江、知行百式拾石ニ而御刀番相務居候処、雲林院落城後小野平村江引籠居住、其後者代々庄屋役相務居候処、四代已前分家御願申上、本家近沢李次郎筋目を以、明和元年十二月十八日次男近澤李兵衛帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡小野平村無足人

壬申三月

近澤角造(印)

由緒書

私

由緒書

私

先祖以来雲林院城主工藤出羽守殿ニ仕江、知行百式拾石ニ而御刀番相務居候処、雲林院落城後小野平村江引籠居住、其後者代々庄屋役相務居、右筋目を以御願申上、五代已前宝暦五亥年十二月十八日近澤李右衛門江帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

先祖紀平重郎左衛門弘宗、当国多気国司北畠家小臣相勤、多気荘ニ居住罷在候処、北畠家滅後浪人仕、天正十二年野口村ニ来住無之仕居候、右由緒ヲ以、文化六巳年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡野口村無足人

壬申三月

紀平雅次郎(印)

由緒書

本家紀平雅次郎先祖、当国多気国司北畠家^ニ相仕^工居候由緒ヲ以、文化十酉年帯刀御免許御書附頂戴仕候、以上

私

安濃郡野口村無足人

壬申三月

紀平六十郎（印）

氣庄^ニ住居、累孫星合道作永録元年当国家所村^江来往、三河守^ニ

仕、累孫星合四郎左衛門文録^ニ巳年戸嶋村^江引越稻生隼人祐^ニ仕、

隼人祐滅後戸嶋村^ニ無足仕居、元和年中津御城御普請之刻、度々御

用等相勤代々庄屋役相勤居候処、先代之由緒ヲ以、元録五申年帯刀

御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡戸嶋村無足人

壬申三月

星合喜十郎（印）

由緒書

私

先祖高士市左衛門、雲林院若狭守家来^ニ而多門村東原^与申^ニ而、地

方知行申請罷在候処、雲林院滅後戸嶋村^江引越無足仕居、御公役も

相勤申候^ニ付、先代之由緒ヲ以、貞享三寅年帯刀御免許御書付頂戴

仕候、以上

安濃郡戸嶋村無足人

壬申三月

高士与八郎（印）

由緒書

私

先祖吉田吉之進、雲林院若狭守家来知行式百石^ニ而罷在候処、雲林

院滅後戸嶋村^江引越無足仕居、其後吉田吉右衛門富田信濃守^江小姓

奉公^ニ被召出候得共御暇申請、又戸嶋村^江引込代々庄屋役相勤居候

処、先代之由緒ヲ以、元録五申年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡戸嶋村無足人

壬申三月

吉田傳兵衛（印）

由緒書

私

先祖人王九十五代後醍醐天皇苗裔柳原大納言正二位藤原資晴九代之

末葉、星合左右衛門尉藤原政信、勢州多気国司北畠家^ニ相勤数代多

由緒書

私

先祖人王九十五代後醍醐天皇苗裔柳原大納言正二位藤原資晴九代之

末葉、星合左右衛門尉藤原政信、勢州多氣国司北畠家ニ相勤、数代

由緒書

多氣庄ニ住居、同末孫星合道作永録元午年当国家所村江来往、三河

私

守ニ仕、同末孫星合四郎左衛門文録ニ巳年戸嶋村江引越稻生隼人祐

先祖以来本家当村無足人倉田半之右エ門由緒ヲ以、享保十一年年帶

ニ仕、隼人滅後戸嶋村ニ無足仕居、元和中津御城御普請之刻、度々

刀御免許御書付頂戴仕候、以上

御用等相勤、代々庄屋役相勤居候処、先代之由緒ヲ以、元録五申年

安濃郡大塚村無足人

本家星合喜兵衛御免許御書付頂戴仕候、右別家ニ罷成候節由緒ヲ以、

壬申三月

倉田儀兵衛(印)

延享元子年帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡戸嶋村無足人

壬申三月

星合甚左衛門(印)

由緒書

私

由緒書

先祖以来本家当村無足人倉田半之右エ門由緒ヲ以、寛保二戌年帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

先祖ハ往右豊嶋城主稻能隼人正三男ニ而、^(生)稻田孫右エ門卜相唱申候、

壬申三月

倉田孫右衛門(印)

其後小倉三河守沼木入道卜北勢桑名郡ニ而戰爭有之、三河守一族小

倉半之助正直其節致随従、深手負孫右エ門方ニ落来候処、養生ヲ加

江全快之上賀養子ニ相立申候、右等之由緒ヲ以、元録ニ巳年帶刀御

由緒書

免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡大塚村無足人

壬申三月

倉田半之右エ門(印)

先祖以来本家当村無足人倉田半之右エ門由緒ヲ以、延享元子年帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡大塚村無足人

壬申三月

倉田宗左衛門(印)

由緒書

先祖本家当村無足人倉田半之右エ門由緒ヲ以、享保十一年帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡大塚村無足人

壬申三月

倉田治三郎(印)

由緒書

先祖分部左京亮ニ属シ、当国分部村ニ罷在候処、分部滅後粟加村江移住無足人仕候処、右由緒ヲ以、安永八亥年帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡粟加村無足人

壬申三月

平松彦右衛門(印)

由緒書

私

由緒書

私

先祖十郎左エ門ハ、北畠公ニ仕ヘ当国多気城下ニ住居仕候処、宰相中将具國卿二男藏人具盛卿、当国神戸城ニ封セラル、ニ及テ随従ス、次テ侍従信孝卿ニ仕フ、適々秀吉公ト不和ヲ生シ遂ニ神戸落城ス、此際一時当国鈴鹿郡某村ニ潜居ス、其後十郎左エ門長男十郎兵衛慶長二年粟加村ニ来住、民間ニ交リ名ヲ三郎兵衛ト更メ無足人仕候、是レ即私家ノ先祖ニ御座候、富田信濃守殿御在津之節ヨリ代々居村庄屋役相勤、宝永年間武州利根川洪水之節、川浚御用出府御公役相勤、且無足人ノ由緒有之候ニ付、宝永四亥年先祖三郎兵衛曾孫三郎兵衛ヘ帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡粟加村無足人

壬申三月

海野三郎左エ門(印)

由緒書

私

先祖儀者、安濃村之城主細野耆岐守ニ知行式百石ニ而使者役相勤罷在候、安濃村落城後村主村ニ住居仕候、其後庄屋役三代相勤候ニ付、

右由緒を以、延享元子歳帯刀 御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡村主村無足人

由緒書

壬申三月

中津幾之進 (印)

先祖前田将監与申者、草生殿籙本^二而前田村ヲ知行仕罷有申候、右之由緒を以、貞享元子年四月十日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

由緒書

壬申三月

前田市郎兵衛 (印)

安濃郡前田村無足人

私

先祖分部左京亮^二仕、当国分部村^二罷在候処、分部滅後井上村へ引取無足人仕居候処、右由緒ヲ以、元禄五申年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

由緒書

私

壬申三月

丸山建三郎 (印)

先祖前田将監下申者、草生殿家中^二而前田村ヲ知行仕罷有申候、右之由緒ヲ以、元禄九子年四月廿五日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡前田村無足人

壬申三月

前田磐之進 (印)

私

由緒書

先祖小宮重大夫与申者、雲林院出羽守殿家中^二而小知拝領仕罷有候所、雲林院没落以後浪人仕、其後代々神山村^二居住仕候、右之由緒を以、寛政九巳年十二月帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

由緒書

私

安濃郡神山村無足人

壬申三月

小宮亦三郎 (印)

先祖佐野六太夫、当国雲林院之城主雲林院若狭守殿家中知行百五拾石^二而相勤罷有候所、雲林院没落後浪人仕前田村^二引取、其後代々前田村^二居住仕候由緒を以、宝暦元未年十二月十八日帯刀御免許御

書附頂戴仕候、以上

安濃郡前田村無足人

壬申三月

佐野吉左工門(印)

安濃郡家所村無足人

壬申三月

辻平三郎(印)

由緒書

私

先祖佐野六太夫、当国雲林院之城主雲林院若狭守殿家中知行百五拾石ニテ相勤罷有候所、雲林院没落後浪人仕前田村^工引取、其後代々前田邑ニ居住仕候由緒を以、安永三年正月廿六日帶刀御免許御書附頂戴仕候、以上

安濃郡前田村無足人

壬申三月

佐野平次郎(印)

先祖以来

由緒書

私

家所三河守殿家来ニ而罷在候処、元龜三申年四月三日三河守討死後、大坂春陳之刻松平加賀守様ニ仕工居、寛永二五年三月暇願、家所村^工引取家名相続仕、代々無足人家筋ニ付、貞享四卯年十一月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡家所村無足人

壬申三月

清水慶左工門(印)

由緒書

私

先祖以来
家所三河守殿家来ニ而罷在候処、元龜三申年四月三日三河守討死後、大坂春陳之刻松平加賀守様ニ仕工居、寛永元子年八月病氣ニ付暇受、家所村^工引取家名相続仕、代々無足人由緒御座候ニ付、貞享五辰年六月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

由緒書

私

先祖当国飯野郡松坂城主古田大膳之家来ニ而、山崎少左衛門重久子孫ニ御座候、天正年中之兵乱ニ主人古田大膳滅亡、其後浪人ニ相成、慶長五年四月旧家康公ニ仕罷在候所、慶長年中之兵乱ニ山崎少左衛門重久討死長男山崎權右衛門重元儀、元和二年六月旧徳川家御暇ニ相成、当国安濃郡長谷村ニ所縁有之ニ付居住ヲ定、其後山崎權右

衛門右無足人之由緒御届ケ申上候付、貞享三寅年八月四日御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡長谷村無足人

壬申三月

山崎忠次郎（印）

由緒書

私

先祖当国飯野郡松坂城主古田大膳家臣山崎少左衛門重久子孫^二御座候、天正年中之兵乱^二主人古田大膳滅亡、其後浪人^二相成、慶長五年四月旧 家康公^二仕罷在候所、慶長年中之乱^二而、山崎少左衛門討死仕、父山崎権右衛門重元一所^二元和二巳年六月旧徳川家御暇^二相成、当国安濃郡長谷村江所縁有之^二付居住ヲ定、其後山崎権右衛門^二子弟共右無足人之由緒御届ケ申上、享保六丑年十二月十九日御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡長谷村無足人

壬申三月

山崎吉左衛門（印）

由緒書

私

先祖当国飯野郡松坂城主古田大膳家臣山崎少左衛門重久子孫^二御座

候、天正年中之兵乱^二主家古田大膳滅亡、其後浪人^二相成、慶長五年四月旧 家康公^二仕罷在候所、慶長年中之兵乱^二山崎少左衛門討死仕、兄山崎権右衛門重元^{（虫摺）}一所^二元和二年六月旧徳川家御暇^二相成、当国安濃郡長谷村江所縁茂有之^二付居住ヲ定、其後山崎権右衛門^二子弟共右無足人之由緒御届ケ申上、元禄五申年十一月四日御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡長谷村無足人

壬申三月

山崎傳平（印）

由緒書

私

先祖阿波守宇庭義、天平勝宝三年初^二而賜菅原姓是綱前田卜氏を改、為長次男豊長之長男前田又左衛門利家義、加賀家江別^二、為長三男前田式部大輔高利之子孫^二御座候^二而、前田數馬亮利政義、当国多氣国司北畠家ノ家臣^二而一志郡中之庄一庄^二県ヲ申請罷在候処、利政子孫數馬正利具義天正四年北畠家落城之後、利具長男七郎左衛門利章義津城主富田信濃守^二御知行申請居候処、慶長五年落城仕信濃守西国筋江被落行候付、利章義其節^二分部村江居住、代々無足人^二而罷在候旨御届申上候処、天明四辰年十二月帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡分部村無足人

壬申三月

前田七郎左衛門（印）

由緒書

私

先祖播磨国主赤松円心則村之末子三木別処^(所)之城主別処五郎左衛門敦光及滅亡候^ニ付、次男別処左近亮光友寛正元年諸国兵乱之砌、当村城主分部若狭守江属^シ罷在候処、天正十二年若狭守所替之節長男別処次郎通友供仕、次男別処重郎兵衛当村^ニ罷在候 而、慶長年中富田信濃守籠城之砌相勤候故、其後別所勘右衛門義代々無足人之旨御届申上、享保九辰年十月廿三日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡分部村無足人

壬申三月

別所新左衛門(印)

信三郎事

由緒書

私

先祖筑前国御笠郡田中村城主高松源次郎吉晴家臣^ニ罷在候処、同人滅亡仕候^ニ付、田中伊左衛門綱吉浪人^ニ相成、子孫田中主水磐吉織田信長^ニ仕候、天正二年七月当国桑名郡長嶋^ニ而討死ス、次男田中左衛門小舩村^ニ所縁有之候^ニ付、天正年中居住定、其後田中藤八義代々無足人之旨御届申上、延享元子年八月四日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡小舩村無足人

壬申三月

田中藤右衛門(印)

由緒書

私

先祖永合藏人義、北畠家臣^ニ而当国多気国司御在城之節、代々御知行申請相勤罷在候、右藏人孫伊左衛門義、同所^ニ御近習相勤居申候、其節殿村城主伊藤奈古幼年^ニ付、右伊左衛門儀由緒有之、旁以奈古方へ為後見多気^ト引越罷在候処、其後城主伊藤奈古没落仕候^ニ付、伊左衛門子孫殿村^ニ居住仕、代々無足人^ニ而罷在候旨御届申上候処、延享元子年八月帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡殿村無足人

壬申三月

永合五三郎(印)

(ママ)

安濃郡第二区

野田村

黒川文右衛門

先祖黒川西吉久卜申者、陸奥国黒川郡出生、北畠大納言様^ニ被食仕、当国多気^ニ御移之節奉供罷越、其後当国安濃郡雲林院出羽守様御附人^ニ相成少知拝領仕候処、雲林院家没落其後浪人、野田村^ニ居住、百一年以前明和九辰年四月二十六日帯刀御免許御書付被下所持仕候、以上

安濃郡第二区野田村

明治五壬申年五月

黒川文右衛門(印)

由緒書

先祖熱田録左衛門、北畑家侍^(皇)二御座候処、天正年中多氣落城之節浪人仕、一志郡曾原村^二居住農業仕候、祖父貞次郎儀同村庄屋役中新田荒地起返之儀骨折取扱候^二付、文化年中右由緒御糺有之、且又極窮者^江米金助成モ仕候、右由緒ヲ以、文政二卯年十月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

由緒書

先祖修理亮信口北畠家臣^二而田丸口へ出張居候処、同家没落之後曾孫久次信之榊原刑部様と知行被下、近習相勤居候処、其後御国替之節奉願浪人仕、前田村へ引込代々無足人相立帶刀仕居申候右之由緒書を差上、八代以前忠助信貞へ元録六酉年十一月十九日帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

壬申三月

安濃郡神戸村無足人

熱田貞次郎(印)

壬申三月

安濃郡片田前田村無足人

池山臨藏(印)

由緒書

先祖須川善次郎、葛西出羽守玄孫中尾新左衛門^二男^二テ、北畑家侍^(皇)二御座候処、天正年中多氣落城之節、父新左衛門討死致シ善次郎儀浪人仕、須川ト改性神戸村^二居住仕候、右由緒ヲ以、元録五申年七月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

由緒書

先祖
家所三河守と小知ヲ取罷在候処、家所落城之後前田村^二引込代々無足人仕居、元録六酉年改帶刀御免之御書付九郎兵衛^江頂戴仕候、以上

私

壬申三月

安濃郡神戸村無足人

須川清左衛門(印)

壬申三月

安濃郡片田前田村無足人

野田政之助(印)

由緒書

本家先祖者、当国長野城主工藤家譜代之侍ニ御座候而、先代久七郎義方長野城没落之砌及戦死、義方男久太郎義教卜申者幼年ニテ浪々仕、元龜年間ニ当郡足坂村江致居住、無足人相立代々帯刀仕居、其後

私

五代以前現太郎義満分家仕、本家孫太郎方義ハ、宝曆年中改而帯刀御免許状頂戴仕 私房義ハ義満ノ男源八郎義知江、文化元甲子年ニ至本家由緒ニ寄、帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡片田前田村無足人

壬申三月

樋口彌門（印）

由緒書

曩祖ハ伊勢国司北畠氏之幕下ニ而、安濃郡片田城主野田九郎左衛門卜申者ニ御座候、其後十郎兵衛卜改代々同所ニ住居仕候、宝曆中野田十郎兵衛次男十郎左衛門分家仕、本家由緒ヲ以、同七丑年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡片田久保村無足人

壬申三月

野田藤太郎（印）

〔付箋〕
「本家十郎兵衛儀被召出
津士族野田弦十郎ニ御座候」

由緒書

先祖者当国長野城主工藤家譜代之侍ニ候処、長野家落城之砌先代久七戦死、同人長男久太郎幼少ニ而浪人仕居、元龜元庚午年当村ニ居住、代々無足人相立居候処、宝曆三酉年帯刀御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡足坂村無足人

壬申三月

樋口孫太郎（印）

由緒書

先祖黒川重郎左衛門尉義、長野城主工藤駿河守殿分家ニ而、長野家滅亡後浪人仕罷在候処、富田信濃守殿江召抱ニ相成、又々富田家及滅却候ニ付浪人仕、五百野江罷越住居仕、子細有之玉井与更姓仕候、代々無足人ニ罷在候旨御届ケ申上候処、五代已前玉井傳右衛門江貞享五辰年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡五百野村無足人

壬申三月

玉井元交（印）

由緒書

先祖數代長野殿江仕、其以來代々無足人ニ罷在、右之由緒を以、貞享三寅年帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡南長野村無足人

壬申三月

清水直三郎(印)

由緒書

先祖上原七郎左衛門儀、富田信濃守殿家臣ニ而同家滅亡ニ付、給所之因ニ寄栗原村江住居ス、則チ地名ヲ取谷口ヲ姓トス、代々無足人ニ有之候処、五代已前次太夫江天和三年十二月十日帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡栗原村無足人

壬申三月

谷口七次郎(印)

由緒書

先祖谷口藏人儀、長野之城主工藤駿河守殿家臣ニ而工藤家滅亡後浪人仕居候処、富田信濃守殿江召抱ニ相成、又々富田家及滅却候ニ付

私

浪人仕、栗原村江罷越住居仕、代々無足人ニ罷在候旨御届申上候処、九代已前谷口傳人江貞享元子年九月十九日帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡栗原村無足人

壬申三月

谷口清右衛門(印)

由緒書

先祖谷口日向儀、長野ノ城主工藤駿河守殿家臣ニ而少知拝領仕居候処、工藤家没落、其後浪人仕栗原村江罷越、代々無足人仕居候処、六代以前次兵衛江元文元辰年十二月十九日帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡栗原村無足人

壬申三月

谷口猪左工門(印)

由緒書

先祖谷口五郎兵衛、元和元卯年本家谷口傳人方分家仕、六代已前元録六酉年十一月四日五郎兵衛江帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡栗原村無足人

壬申三月

谷口五郎兵衛(印)

〔付箋〕
「五郎兵衛本家谷口傳八儀者
當時谷口清右衛門事ニ御座候」

由緒書

先祖谷口文右エ門、天和三亥年本家谷口次大夫方ヨリ分家仕候而、
六代以前寛政八年二月廿六日石右エ門江帶刀御免許御書付頂戴仕
候、以上

私

安濃郡栗原村無足人

壬申三月

谷口石右衛門(印)

〔付箋〕
「石右衛門本家谷口次大夫義八
當時谷口七次郎事ニ御座候」

由緒書

一先祖十一代以前ハ、多氣国司様家臣当国飯高郡立野城主水谷式部
少輔ニ御座候、北畠家落城後浪人仕、大部田村江参り居候処、六
代以前水谷五郎左衛門、右之由緒御届申上候処、貞享四卯年五月
廿日帶刀御免許御書付頂戴被申候、以上

私

壬申三月

奄芸郡大部田村無足人

水谷八百之丞(印)

由緒書

一先祖
多氣国司相仕、其后右没落ニ付浪人仕、当国鈴鹿郡関宿居申候、
都合筋ニ付安芸郡大部田村へ引越住居仕候、右由緒を以、安永年
中帶刀御免許御書附頂戴仕候

私義

十一代前 伊藤伊左衛門

安芸郡大部田村無足人

壬申三月

伊藤彦左衛門(印)

由緒書

先祖楠正行九代後胤和田平右衛門尉正光之三男和田平九郎光則戦死
仕、其後次男和田八郎光祐有故改姓、於川治永録三申年北畠家ニ奉
仕罷在候所、没落ニ付天正十六子年川治八三郎光實浪人安部村ニ居
住仕、寛文五巳年川治八郎兵衛光房大部田村江引越申候、右之以由
緒、享和二戌年十二月十八日帶刀御免許御書付頭戴^(頂)仕候、以上

私

安芸郡大部田村無足人

壬申三月

川治岸治郎(印)

由緒書

先祖高橋七郎兵衛道元儀

豊臣秀吉公之御代小知給り相勤候所、故有而白塚村江居住仕、其節

大坂御家臣収貢ノ為下向之節者

私宅を

官舎与被致候ニ付、慶長元丙申年始而庄屋与申役ニ相成、白塚村并外

六郷を預り相勤居候所、藤堂和泉守様御領地与相成候節、長男高橋

藤五郎道高へ白塚一村之役儀被仰付、夫方七代以来公役相勤来り候

ニ付、明和八辛卯年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安芸郡白塚村無足人

壬申三月

高橋恒次郎(印)

由緒書

一 先祖河野一柳伊予守宣高末其已来奉仕秀吉公、濃州浮見城ニ居住

仕、天正十八年相州小田原御陣之節於山中城戦死仕、嫡子一柳五

郎兵衛光高無程病死仕候ニ付、三男佐右衛門甲州小菅村ニ而浪人

仕改姓、小菅佐右衛門光道文録元辰年分部家ニ召被抱候所、文録

午年粉川村ニ居住仕、夫ヨリ七代親小菅作太夫ニ寛保三亥年十二

月十八日

御免許御書附頂戴仕候、以上

安芸郡粉川村無足人

小菅熊吉(印)

壬申三月

私

由緒書

一 先祖小菅作太夫次男株分仕候ニ付、天明五巳年小菅嘉七郎公役相

勤来、文化五辰年正月廿五日御免許御書付頂戴仕候、以上

安芸郡粉川村

小菅嘉左衛門(印)

壬申三月

私

由緒書

先祖川林源太夫、天正年中神戸三七信孝公隨身仕居候所、神戸家没

落ニ付浪人仕、当村之内森川垣内江引越候付、以垣内名姓於森川与

改居住仕、其後本郷江引移申候、二代目方公役相勤候所、文化八未

年十二月十八日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安芸郡大古曾村無足人

森川得治郎(印)

壬申三月

私

由緒書

先祖赤塚金右衛門宗清、天正元年之頃甲州府中ヨリ引越、安濃郡雲

林院之城主工藤出羽守殿幕下ニ罷成、高野尾村辻出之城堅罷在候所、

雲林院之城没落之後高野尾村ニ無足仕居、右之由緒ヲ以、宝曆四年

私

戊十二月十九日帶刀御免許御書付項戴仕候、以上

安芸郡高野尾村無足人

壬申三月

赤塚善十郎（印）

由緒書

私

先祖八和州宇田郷住長谷川大炊之助 与 申者 二而、天文年中之頃同所引越、当国安濃郡雲林院城主工藤出羽守殿 〆地方三百五拾石給り幕下 二相成居候所、出羽守殿没落之後地方被召上、高野尾村 二居住無足帶刀罷在、貞享之頃御公役相勤、且先代由緒を以、貞享三寅年八月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

奄芸郡高野尾村無足人

壬申三月

長谷川七九郎（印）

由緒書

赤塚甚右衛門

此三百二三十以前諸国之武家方大半一揆持之折節、私先祖赤塚甚右衛門高野尾村を領知仕、則辻出と申処 二少之城郭を構江罷在候得共、少身者故雲林院出羽守様之与力 二罷成居申候節、当国上野之城主分部左京殿 〆別所次郎と申者為軍大将高野尾村 江寄来ル処 二、高野尾

之者共皆々城中江取籠、其上城郭を構江少分と見へ申候故、敵余り間近押寄候処を、城中 〆鉄鉋 二而別所次郎を打落シ申候 二付、軍大将深手を負敵難叶存手負を引懸上野江引退候所を、高野尾より急 二追懸ケ山田井領之内 二而敵少 二打取、其塚共于今其場に御坐候、又其後美濃国 〆土岐殿当国江被渡、雲林院村江可押寄覚悟 二而、高野尾 〆十町計南之古道を押 而被登候を、高野尾城中 〆見付甚右衛門儀 二支度仕、椋本村之西雲林院川原之北之岸迄懸附、人数小勢 二而御坐候へ共、旗を指上ケ螺を吹き土岐殿之後陣江押懸申候、又其内 二雲林院忍田 〆茂両手 二成、大軍 二而旗を揚ケ螺を吹三方 〆同時 二責懸候故、土岐殿前後三方共大敵と被存、一戦 二も不及被引帰候処、三方之軍勢を分ケ追懸候故、敵悉ク敗軍仕主従間原 二罷成、土岐殿上豊久野を只一騎東江被落候を、窪田村青木と申処 二而追詰、終 二爰にて打死被成候、其塚于今其場 二御坐候、軍勢共者不残豊久野懸松辺 〆北東江心懸ケ落下候を、雲林院・忍田・高野尾三方軍勢入乱一手 二成急 二追懸、高野尾村 〆二十町東 二而追詰、能敵百騎計リ打取、其塚共于今其場 二百余リ見江申候、此帰陣之後雲林院出羽守様 〆甚右衛門今度軍功之為御褒美、御感状 并 二御指料忠重同作之大小被懸御意、其後不相替与力仕罷在候得共、永録年中之頃織田信長公美濃・尾張退治之後、勢州発向被成、纒 二兩年之内 二北伊勢長嶋・桑名 〆南伊勢田丸・大河内辺迄、国中不残信長公之御手 二入、方々不残落城之後甚右衛門直 二高野尾村 二無足仕罷在申候、其後高野尾織田民部様之御領分 二罷成候節、民部様右甚右衛門出羽守 〆御指料拝領仕候を

被及聞召、其節之武具等迄強而御所望被成候故、不及是非甚右衛門父子用ニ申候具足・堅具・長刀、右拝領仕候忠重之脇差ニ相添差上申候而、忠重之刀計リ民部様江達而御断申上、于今手前ニ所持仕候、其後先祖甚右衛門より三代目六左衛門、其悴甚右衛門、悴七十郎迄三代、高野尾村庄屋役儀相勤居候処、七十郎病氣ニ付不及是非役儀御免奉願上候処、其節御書附被下候写左ニ

覚

一高野尾里村庄屋

七十郎義

只今迄之仕形無殘所寄持成者ニ候、役義難免候得共、病氣之上無是非免之候間、緩々と可令養生候、数年百性憐愍之志寄持千万ニ候、代々無足人之筋目ニ候、依之父甚右衛門・七十郎兩人共刀・衣服免之候、別ニ書附遣し候事

一

七十郎

跡之庄屋役善助ニ申付候、万端七十郎ごとくニ可相務申候事

一高野尾町之庄屋

七右衛門

一人ニ而ハ往来之通筋手も廻り兼可申候

山廻り 久太夫

今一人申付候、二人仕庄屋役可相勤候、尤山廻りも只今迄之こと

く相兼可相務候事

一庄屋給之事、里町共三ツ割ニ仕、三人配分可仕候事

右之通可申付也

(越知)

佐次右衛門 御印

元録五申年三月十四日

(柳田)

理兵衛 御印

(玉置)

猪之助 御印

甚三郎 御印

御免許御書附写左ニ

其方父子事代々無足人ニ候故、刀免之候、衣服も袖可着之、他所へ

参候時者絹も心次第ニ可令着用也

橋爪源左衛門

元録五申年三月十四日

佐次右衛門 御印

理兵衛 御印

猪之助 御印

甚三郎 御印

右之通帯刀御免許御書附頂戴仕候、以上

赤塚甚右衛門へ

壬申三月

赤塚甚右衛門(印)

安芸郡高野尾村無足人

由緒書

私

先祖赤塚七十郎義者、赤塚甚右衛門分家^二而先代^一無足仕居、高野尾村庄屋役相勤、元禄五申年三月甚右衛門・七十郎^江一紙^二帶刀御免許御書付頂戴仕候、委細由緒^ハ本家甚右衛門^ト奉申上候、以上

奄芸郡高野尾村無足人

壬申三月

赤塚徳蔵(印)

処、出羽守殿落城之後高野尾村無足仕居、元禄年中頃本家長谷川七九郎^ト分家仕候、無足人之由緒申候処、享和三癸亥年六月帶刀御免許御書附頂戴仕候、以上

安芸郡高野尾村無足人

壬申三月

長谷川弥兵衛(印)

由緒書

私

先祖高楠一角正治、天文年中之頃甲州府中^ト引越、当国鈴鹿郡関城主関安芸守殿^ト知行三百石被下配下罷在、其後浪人仕高野尾村^江引越、雲林院城主工藤出羽守殿^ト居屋敷知行等給り幕下^二相成居候処、出羽守殿没落之後知行被召上無足帶刀罷在、八代以前傳右衛門父四郎左衛門貞享之頃御公役相勤、先代^ト之由緒を以、貞享三寅年八月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

奄芸郡高野尾村無足人

壬申三月

高楠傳八郎(印)

先祖赤塚源七、明和二酉年居村無足人赤塚善十郎ヨリ五代以前分家仕候処、右之由緒ヲ以、明和二酉年十二月十八日帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

奄芸郡高野尾村無足人

壬申三月

赤塚保太郎(印)

由緒書

私

由緒書

先祖長谷川大炊之助道成義者、雲林院城主工藤出羽守殿与力御座候

私

先祖山田源治儀^ハ、元禄年中本家山田三左衛門ヨリ分家仕、本家同人義^ハ、信長公之御舍弟織田上野介殿 同御嫡子民部少輔殿安濃津御城主之時^二代^一属シ、民部少輔殿御没落^ニ付後楠原^ニ住居仕候、右本家之由緒も有之候^ニ付、元禄年中帶刀御免許御書付頂戴仕候、

以上

奄芸郡楠原村無足人

壬申三月

山田重太郎（印）

以前天明五乙巳年右之由緒申立

祖々父

落合惣右衛門江

刀・衣服 御免許御書付頂戴所持仕、無足人御用相勤来り申候
右之段申上候事

安芸郡萩原村無足人

由緒書

壬申三月

落合忠次（印）

私

先祖山田喜太郎儀ハ、貞享之頃本家山田三左衛門ヨリ分家仕候、本家同人儀者信長公御舍弟織田上野介殿・同御嫡子織田民部少輔殿安濃津御城主之頃二代ニ属シ、民部少輔殿御没落ニ付、長ク楠原村ニ住居仕候、右本家山田三左衛門之由緒も有之候ニ付、安永八亥年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

由緒書

先祖関家由緒之者ニ而、其子孫

落合長蔵

私

壬申三月

山田浅治郎（印）

奄芸郡楠原村無足人

工藤出羽守殿方知行拝領、安濃郡河内谷ニ居住、其後織田信長公ニ奉仕、家ノ紋所瓜ノ内ニ唐花信長公方拝領与申伝候、天正年中兵乱之砌浪人仕、当村江引込代々住居仕從
五代已前
落合惣八
私

由緒書

私

落合惣八

同人江

先祖関四郎、勢州関谷ヲ給リ足利家高氏將軍奉仕、其子孫紀州熊野ニ住シ落合六郎左衛門盛忠ト号シ、天正年中兵乱ノ頃織田信長公ニ属シ、工藤出羽守殿ヨリ知行拝領、安濃郡河内谷比畑ト云所住ス、其子孫落合六郎右衛門尉、安芸郡萩原村江罷越代々住居仕居、四代

刀・衣服御免之御書付被下代々所持仕、無足人御用相勤来り候
右之段申上候、以上

福德村無足人

壬申五月

落合惣五郎（印）

由緒書

先祖坂隼人、織田民部輔殿被官^二而、加太之内梶ヶ坂垣内を領知仕、後代坂久内民部輔殿没落之後加太村へ牢人仕、貞享年中右由緒書上候処、貞享五辰年二月十日帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私共

先祖久田藏人、福地伊賀守殿^二知行拝領仕、伊州柘植村^二住居仕、後代孫兵衛坂与姓替仕、天正年中加太村江引越浪人仕居、八代目坂半次郎右由緒書上申候所、天明八申年十二月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

鈴鹿郡加太村無足人

壬申三月

鈴鹿郡加太村無足人

坂 庄七 (印)

壬申三月

坂 心造 (印)

分家

坂 清二郎 (印)

由緒書

私

由緒書

先祖丹澤嘉右衛門、甲州武田信玄公^二被抱居、其後代牢人仕加太村^二罷居、元禄年中右由緒書上候処、元禄五申年十一月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

先祖伊賀国丸山之城主森田入道浄雲之末子同苗源左衛門義、当国河曲郡神戸之城主神戸藏人具盛卿・同三七信孝公二代^二相仕江少知拝領致居候処、天正十一未年濃州岐阜落城後浪人いたし、其後玉垣村^二居住仕、右由緒を以、四代以前森田源七江安永九子年六月十一日帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

河曲郡玉垣村無足人

壬申三月

森田源七 (印)

壬申三月

丹澤嘉次郎 (印)

鈴鹿郡加太村無足人

由緒書

由緒書

私

先祖天正年中

私

織田信長公ニ仕知行千石拝領仕候、其後織田三七郎信孝公ニ仕、勢州神戸御城主之後浪人仕、勢州玉垣村ニ住居仕候、由緒書差上候処、貞享元甲子年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

河曲郡玉垣村無足人

壬申三月

長井左衛門(印)

河曲郡玉垣村無足人

壬申三月

杉野佐左衛門(印)

由緒書

由緒書

私

先祖当国長太村杉野神社神主杉野左京太夫、代々為社料其辺致領地候由、其末牢人仕当村ニ引籠居申候、右由緒を以、明和元申年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

先祖嶋田兵庫助迄、当国員部郡嶋田村ニ居住仕候而、峯家之与力仕候処、織田信長公当国御発向之砌、右御手ニ降候、同国河曲郡玉垣村へ引移、神戸城主織田三七郎信孝公随ひ入道後了喜と申候、同人悴

嶋田三左衛門久恒

河曲郡玉垣村無足人

壬申三月

杉野伊右衛門(印)

玉垣村ニ居住仕、信孝公ニ随ひ居申入道後道祐と申候、第十郎左衛門久好と申者知行五百石ニ而、信孝公へ御奉公仕、四国移之節御供仕罷越候由申伝候、三左衛門長男又四郎政恒と申者、天正十二年甲申五月六日濃州加賀井之城ニ而戦死仕候由申伝候、

三左衛門 躬

由緒書

私

先祖本国武州斎藤別当實盛孫長井三郎左衛門、代々肥前平戸ニ住松浦家属シ居候処、寛永年中故有テ致流浪、当地ニ止候而ヨリ、世々往々仕候処、明和元申年右之由緒ヲ以テ、帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

武芸を嗜殊更鉄砲ニ達シ、生駒次左衛門尉直信門弟ニ而蒙免許、右免牒同名久太夫方ニ所持仕候、慶長年中大坂兵乱之節従士七騎ニ而陣仕候処、不利ヲ察シ古郷玉垣へ帰無足仕居申候処、一柳監物直盛公神戸御在城之節、鉄砲二十挺御預ケ御扶持二十口被下候由申伝

嶋田三郎左衛門久政

後又四郎と改

候、右由緒書上候処、明和元申年十二月刀御免許御書付頂戴仕候、以上

由緒書

私

河曲郡玉垣村無足人

壬申三月

嶋田十兵衛(印)

嶋田友吉事

先祖伊賀国丸山之城主森田入道浄雲之後胤森田源七ち分家仕候二付、本家由緒ヲ以、寛政九巳年六月十八日曾祖父森田源治江帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

河曲郡玉垣村無足人

壬申三月

森田源三郎(印)

由緒書

私

先祖西川万之進義、永録之頃織田信長公二少知拝領仕居申、其後浪人仕玉垣村代々住居仕候、由緒書差上候処、安永九子年六月十一日帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

由緒書

私

河曲郡玉垣村無足人

壬申三月

西川萬右衛門(印)

由緒書

私

先祖荻野権十郎儀、永録・天正之頃織田信長公二仕知行拝領仕居、其後浪人仕玉垣村二代々住居仕候、由緒書差上候処、安永九子年十二月十八日帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

先祖者代代伊賀国服部村二住居仕候二付、則服部ヲ以テ氏ト仕候、右服部村者平家之一族寄集リ一村二相成候由申伝、数代郷士二御座候処、中祖服部莊右二門元龜四年織田三七郎信孝朝臣当国神戸御在城之節被召出、録三百石領知仕相仕江居候処、天正十一年信孝朝臣尾州野間江没落後浮浪二相成、当肥田村二居付候儀二御座候、右莊右二門弟平兵衛、一柳直盛朝臣江録百五十石二被召抱相仕江罷在、其砌先祖伝来之書物不残同人持参仕候、百二十四年以前寛延二巳年十一月右由緒書上申候処、同十二月帶刀御免許御書付六代以前莊右二門江頂戴仕、于今所持仕候、以上

河曲郡玉垣村無足人

河曲郡肥田村無足人

壬申三月

荻野弥十郎(印)

壬申三月

服部庄右二門(印)

由緒書

私方之義ハ

清和源氏経基王八代之後胤三河守範頼、其子五乘院別当吉見範圓、十一代之孫吉見二郎七郎顯重、三河国宇賀と申海辺ニ居住仕候処、永享年中大風波濤ニ而其居住之地海と相成、無抛伊勢国河曲郡須賀崎ニ所縁之者有之、依而之須賀崎江引越住居仕候、其頃須賀村之儀須賀崎と相唱申候、同村ニ川村隼人正秀清卜申方知行三千石ニ而居住被致、吉見二郎七郎義知行式百石ニ而被召抱家老役相勤、杉崎治郎右衛門と更名仕候、是

私方

十九代以前之先祖ニ御座候、夫方代々河村家ニ相仕へ居候処、天文年中河村家断絶ニ及候故須賀崎ニ於て、無足人ニ而庄屋役相勤申候処、十三代以前之祖

杉崎治郎左衛門

其子

同苗治左衛門

弘治・永祿・元龜之間、神戸蔵人様・織田三七郎様神戸御在城之節、知行式百石被下被召抱候、然ル処天正十年織田三七郎様御落行、尾州知多郡野間内海ニ而御自殺之後ハ、須賀村ニ於て無足人ニ而庄屋役相勤居申候、尤弘治元卯年神戸蔵人様神戸之城御築、元龜元午年蔵人様沢之城江御隠居、同二末年織田三七郎様神戸御在城、天正三亥年三七郎様神戸地子御免、天正十年小嶋兵部少輔様神戸御在

城、同十一末年本名林神戸与五郎様右同断、同十二年本名瀧川羽

柴下総守様右同断、同十六子年生駒雅楽頭様右同断、同十八寅年水野宗兵衛様同断、慶長六丑年方寛永十二亥年迄一柳監物様右同断、寛永十三子年四日市御代官佐野平兵衛様御支配下ニ相成、同年津御領分ニ相成候様相見へ申候、右年間中或ハ被召出又者無足人ニ而庄屋役相勤居候処、寛文四辰年大河井用水論有之、先祖

杉崎治左衛門

江戸表江出府仕、御裁許御裏書絵図面被下候ニ付、右御書付代々預リ居候処、天保年中津御役所方差出候様被 仰付、其節差上申候、尤元祿五申年先祖

杉崎治右衛門江

其方事無足人ニ候故、刀・衣服御免許之御書付頂戴于今所持仕候右之通従前々或ハ被召出又ハ居村ニおゐて無足人ニ而庄屋役相勤居、只今迄無中絶相続仕候、右之通之義ニ御座候ニ付、此段書付を以奉申上候、以上

河曲郡須賀村無足人

明治五壬申年三月

杉崎治右衛門(印)

由緒書

元祖八人皇五十六代清和天皇之後胤下野守源満快十三代之孫古河武私

藏守快治儀、越後之國与坂之城主戰城太郎与戰テ譽ヲ顕シ、下総國古河ニ住居仕候、夫ヨリ三代之孫古河大炊助、享祿四年之春足利義氏下総古河ニ住居之時不和ニヨリ出奔シ、尾張ニ住織田信秀之幕下ニ屬シ、三州桶狭間合戦ニ討死仕、其子古河二郎信長公ニ仕リ、永祿年中伊勢國御発向之砌、瀧川一益ニ加リ合戦仕、同十一年高岡城攻メ御和睦後病氣ニ付、舍弟古河久介養子ニ仕、暇ヲ乞浪人シ中戸村ニ住居仕候、右久介儀、同十二年八月大河内城御合戦ニ討死仕、名有武士拾四人之内ニ而御座候、織田軍記・勢陽軍鑑等ニ委ク顕れ居申候、二郎長男古河二郎左衛門中戸村ニ罷在、文祿年中庄屋役被仰付、同三年之御檢地ニ持高式拾九石余外ニ居屋敷御免許被成下、右御免許帳面代々所持仕候、夫ヨリ四代百姓相続仕、明曆四年ニ奉願居屋鋪并新田御改請候処、右之跡古新田与謂来申候、六代已前之市郎兵衛、宝永五年ニ庄屋役被為仰付、引続代々相勤居申候、右由緒ヲ以、寛政九丁巳年祖父直左衛門江、帶刀御免許御書付頂戴仕候、已上

壬申三月

河曲郡中戸村無足人

古河直十郎（印）

由緒書

先祖人皇七代孝靈天王第三之宮從伊予王子四拾三代河野四郎通信、

私

伊予國ヲ領知、而風早郡高繩ニ住居ス、從通信六代之孫越智七郎右衛門通兼、美濃之國清水ヲ領知、而數代同所ニ住居仕候、從王子五拾式代之孫号稻葉備中守通以五男ニ御座候処、其後浪人仕拾四代以前稻葉左門通定ト申者池田村ニ引越候、從夫代々住居仕候、右由緒四代以前稻葉加兵衛ニ、明和元年申年帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

壬申三月

河曲郡池田村無足人

稻葉嘉兵衛（印）

由緒書

先祖之儀者、當國津古城主富田信濃守末胤、三重郡楠郷富田庄司時春之次男富田新左衛門宗高ニ御座候而、川曲郡神戸古城主一柳監物殿ニ仕へ、家録三百五拾石頂戴致、猶又水練之功ニよりて御紋并瀬川之姓を賜り相勤罷在候処、寛永十三年一柳家神戸御退城之砌、有故而川原田村江潜居仕、子孫代々無足相立居申候ニ付、貞享五年二月御免許御書付頂戴仕候、以上

壬申三月

三重郡川原田村無足人

瀬川新四郎（印）

私

由緒書

先祖倭美作守忠秀ヨリ四代倭與右衛門尉重綱迄、勢州三重郡濱田城主ニ御座候、右與右衛門尉長男又十郎方綱元和年中有故、河原田村江潜居仕、苗字ヲ相改来田ト唱へ、子孫代々無足相立居申候ニ付、宝永四亥年帯刀御免許御書附頂戴仕候、以上

三重郡河原田村無足人

壬申三月

来田彦左衛門(印)

私

由緒書

先祖者駿州今川殿家来坂井九郎左衛門、知行百五拾石拝領仕候、右地侍相立瀧川左近殿簾下罷成、上野国沼田城ニ而数度合戦仕候而打死致候、此親坂井新五郎三州小境浪人ニ而佐倉村江参住居仕候、其後坂井佐左衛門ト大庄屋役数代相勤、且旧家之者ニ付、貞享三寅年八月四日刀・衣服御免許之御書付頂戴仕候、以上

三重郡佐倉村無足人

壬申三月

坂井半右衛門(印)

私

由緒書

先祖者千草家之家来ニ而御座候処、千草家江

江州六角家之老臣後藤但馬守之舍弟養子仕、已後親ト斎与右養子三郎左衛門尉不和ニ相成候砌、ト斎江私先祖伊藤義抽諫言を和江候処、承引無之却而憤強御座候ニ付、一旦引退時節相考亦々諫言可仕与佐倉村江退去居住仕候、其後元和年中祖父伊藤義抽庄屋役数代相勤、其節村方極難渋仕候処、成立之仕法相立能行届、且旧家之由緒も有之者ニ付、寛政八辰年十二月廿一日刀・衣服御免許之御書付頂戴仕候、以上

三重郡佐倉村無足人

壬申三月

伊藤正左衛門(印)

私

由緒書

先祖者無足人坂井半右衛門分家ニ御座候処、坂井佐二兵衛歳来御公役相勤、其勞不少且本家半右衛門旧家之由緒茂有之候付、正徳元卯年十一月廿五日刀・衣服御免許之御書附頂戴仕候、以上

三重郡佐倉村無足人

壬申三月

坂井友右衛門(印)

私

由緒書

先祖河内国石川郡姓石川大学大夫義盛後裔石川善左衛門貞世来勢州托千種三郎左衛門一方之物頭ニ御座候、弘治年間千種家実子無御座、

江州六角家家老後藤但馬守舍弟養子^二申請、三郎左衛門^与名乘申候、先三郎左衛門卜齋^与更名隱居仕候処、卜齋実子出生千種又三郎^与申候、又三郎盛長^二随ひ実子^二家督相立度気色相頭、養子^与及不和候^二付、再三諫言を加候処承引無之、依之桜一色村^江退去仕候、其後千種家無程滅亡仕候、右由緒を以、宝曆四戌年石川清大夫^江御免許御書付頂戴仕候、以上

三重郡桜一色村無足人

壬申三月

石川菊次郎(印)

由緒書

先祖陸奥国主松平陸奥守家来^二而、十三代已前河田忠左衛門当村^江罷越、数代庄屋役相勤候、依勤功元禄十二卯年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

三重郡海老原村無足人

壬申三月

河田忠左衛門(印)

由緒書

私

先祖河内国石川郡姓石川大学大夫義盛後裔石川善左衛門貞世来勢州托千種三郎左衛門一方之物頭^二御座候、弘治年間千種家実子無御座、江州六角家家老後藤但馬守舍弟養子^二申請、三郎左衛門^与名乘申候、先三郎左衛門卜齋^与更名隱居仕候処、卜齋^二実子出生千種又三郎^与申候、又三郎盛長^二随ひ実子^二家督相立度気色相頭、養子^与及不和候^二付、再三諫言を加候処承引無之、依之桜一色村^江退去仕候、其後千種家無程滅亡仕候、右由緒を以、天明三卯年石川善左衛門^江御免許御書付頂戴仕候、以上

三重郡桜一色村無足人

壬申三月

石川清左衛門(印)

由緒書

私

先祖藤原末葉伊賀杵頭公季五代孫伊賀守平内左工門朝光属于平家保元平治有軍忠恩補伊賀国甲賀後於撰州一谷朝光宗盛公之属籙下述諫言公不許容、其後三草山敗軍之節出万死察天運還甲賀住、服部更号服部平内時貞平家滅亡之後、勢州之刺司景廉為旧友故頻招請勢州欲令鎌倉勤仕、平内時貞恥仕^二君願為山林潜居、爰当国垂坂村乾窟曲有地経路僅以開因^テ住此地号山之一色村後、正徳三巳年祖々至服部喜左工門之代無足人^二候故^ヲ以、刀・衣服御免許御書付頂戴仕候、以上

三重郡山之一色村無足人

壬申三月

服部兼次良(印)

由緒書

私

先祖伊賀国服部平内左衛門尉家長後胤服部治介、建武年中奥州国司
頭家卿ニ属、泉州安倍野ニテ頭家卿討死後、其子頭信卿ニ随従東国ニ
下着、武州秩父庄住仕居、其末孫天文年中伊勢国ニ来国司北畠晴具
卿ヲ頼纒知行所ヲ給時、服部李之助ト更名仕、今之河邊村ニ住居シ
代官職仕居、永禄年中織田信長伊勢国江攻入、乙部兵庫頭志夫美山
合戦加勢仕討死ス、其子藤六流浪仕居、慶長十二年藤堂高山公從伊
予国安濃津御入城時ヨリ河邊村庄屋役相勤、其時姓ヲ河邊ト改、李
之助ヨリ八世河邊五郎左衛門江^(前脱カ)先祖侍ヲ立申未^(来カ)ニ付、右由緒ヲ以、貞
享元子年四月御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡河邊村無足人

壬申三月

河邊李左衛門(印)

私

由緒書

私

先祖安太夫義、永正年中備前守浅井亮政并其子久政孫長政ニ歴仕、
其後浪人仕累代当村住居罷在、元禄五申年十一月四日七代已前安太
夫江^(前脱カ)帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡北長野村無足人

壬申三月

谷口三郎兵衛(印)

私

由緒書

私

先祖半兵衛義、永禄年中左兵衛太夫蒲生堅秀并其子氏郷ニ奉仕、累
代日野ニ住居仕、其後浪人ニ相成、有故而藤堂高虎公之蒙恩惠米塩
等も頂戴仕居、元禄五申年十二月四日七代已前彦兵衛江^(前脱カ)帯刀御免許
御書付頂戴仕候、以上

安濃郡北長野村無足人

壬申三月

岡喜左衛門(印)

由緒書

先祖者多気幕下上野左右衛門殿家中市川藤右衛門ト申者ニ而、少知
行拝領仕罷在候処、右左右衛門殿死去後当村居住仕居無足人ニ候故、
元禄五申年十一月市川半三郎江^(前脱カ)刀・衣服御免許之御書付頂戴仕居申
候、以上

一志郡垂水村無足人

壬申三月

市川半三郎(印)

由緒書

先祖者木造左衛門亮源具政、北畠家之一族多氣之國司頭能卿之次男、正三位頭俊卿八世之孫實晴具之三男也、木造家ヲ統シテ木造左衛門亮と称ス

但具政本腹ノ子ナシ、別腹ノ子式人アリ、惣領ヲ具康ト号ス、

則嫡子ニ立ル

一嫡子具康永祿十二巳年瀧川何某等織田家ニ組セムコトヲ勸ム、然レトモ具康道ニ背コトヲ悲テ諫言スレトモ且テ用ヒス、仍テ止コトヲ得ス同心セリ、国司大ニ發墳シテ討手ヲ下セリ、于時具康享年六十四、一戦ヲ遂テ討死ス

一具康嫡子具定義、父具康国司ニ背コトヲ悲テ、潜ニ具定ニ申談スル旨アリトシテ、具康討死之後小森上野ノ城主并ニ藤方刑部力本ニ来テ両家和睦ノコトヲ進メント相擬スルニ、刑部心底中々快ヨカラサルユエ、未頼ナキ下^(カ)ニ候得ハ、暫時ヲ計見ン為ニ小森上野ニ閑居ス、就中北畠家ノ一族十八ユエ、其後度々使ヲ以テ招クト雖トモ不参

一具定嫡子政置天正五巳年正月一族ノ為ニ次男ヲ出家セシム、父閑居ノ後宿志ヲ不遂、是故ニ民間ニ居シ、氏ヲ改メ寺家甚五郎ト号ス

一元租具政ヨリ九代目寺家甚五郎好和、天明元丑年十二月無足人之由緒有之、免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡小森上野村無足人

壬申三月

寺家甚五郎(印)

由緒書

先祖右大臣不比末流工藤庄司藤原與軋、勢州安濃郡長野ニ居城ヲ構罷在候、與軋長男宮内大輔三男伊豆守藤光安濃村ニ住ス、伊豆守五男雅樂介長男左衛門佐、安濃城亡滅之刻関藤川ニ蜜居ス、故ニ藤川左衛門佐ト号、其後秀吉公ニ仕、大坂御簾本ニ而知行式百五拾石賜之、其後秀頼公御時代大坂落城之砌討死ス、依而左衛門佐長男藤川与兵衛、勢州矢野村ハ家来山添五郎・川村庄兵衛出生之地ニ付、右兩人忠信ニより同村江引込住居無足仕居候処、与兵衛長男忠左衛門時代由緒御調有之、貞享三寅年八月四日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡矢野村無足人

壬申三月

藤川與兵衛(印)

由緒書

先祖右大臣不比末流工藤^(藤)庄司藤原與軋、勢州安濃郡長野ニ居城ヲ構罷在候、與軋長男宮内大輔三男伊豆守藤光安濃村ニ住ス、伊豆守五男雅樂之介長男左衛門佐、安濃城亡滅之刻関藤川ニ蜜居ス、故ニ藤川左衛門佐ト号、其後秀吉公ニ仕、大坂御簾本ニ而知行式百五拾石賜之、其後

秀頼公御時代大坂落城之砌討死ス、依而左衛門佐長男藤川與兵衛、勢州矢野村ハ家来山添五郎・川村庄兵衛出生之地ニ付、右兩人忠信

ニヨリ同村江引込住居無足仕居候処、與兵衛長男忠左衛門時代由緒御調有之、貞享三寅年八月四日帶刀御免許御書附頂戴仕候、忠左衛門長男忠左衛門義、長男與兵衛江本家相譲リ三男忠太夫召連分家ス、則其段御届申上候処、元文二巳年十一月十一日帶刀御免許御書附、右忠左衛門江別段頂戴仕候、以上

一志郡矢野村無足人

壬申三月

藤川元之助(印)

由緒書

先祖高山右近將監藤原宗房長男遠江守宗次、天正年中ニ至而秀吉公江仕、秀頼公之御世ニ至而、石田治部少輔与濃州関ヶ原合戦之砌敗軍ニ付、一志郡矢野村江落来ル、宗次高山甚左衛門尉与改メ無足仕居候、宗次行年百七歳ニ而寛永二十年癸未四月卒ス

藤堂御家御領分ニ相成無足人御改ニ付、右之由緒ヲ以、元禄六酉年十一月帶刀・衣服御免許頂戴仕候、以上

一志郡矢野村無足人

壬申三月

高山甚右衛門(印)

由緒書

先祖長嶋正次郎、江戸御旗本ニ而知行五百五拾石、嫡子刑部左衛門

其子百助御旗本ニ而知行七百石、御旗屋敷^(本脱カ)拝領仕居申候、其後刑部左衛門弟正大夫与申者、元和年中ニ矢野村江引移無足仕居候義ニ御座候、然ル所元禄三年由緒御改有之候而、刀・衣服御免許御書付頂戴仕、其後代々所持仕居候、以上

一志郡矢野村無足人

壬申三月

長嶋光太郎(印)

由緒書

先祖

松本左京太夫

元曆年中平家ニ仕、伊勢国三重郡松本村ニ居城を構へ罷在候処、源平合戦之節没落仕、其後代々右村ニ農業仕居候、万治年中

八代以前

松本甚十郎

死去相続人無御座、内宮御師長谷川一学末子正十郎与申者を養子ニ仕、其節苗字長谷川与相改候義ニ御座候

四代以前

長谷川宗十郎

寛政年中伊勢国安濃津塔世川・部田川落合之海面江松本崎与唱候新田開発仕、同所へ引越村長役被仰付、猶又同国安芸郡上津部田村荒地起返シ入百姓取立、右両所弥以相続仕候ニ付、先年来之由緒取調

之上、文化六巳年十二月帶刀御免許御書付頂戴仕候

父

松本宗十郎

天保九戌年六月一志郡矢野村江引越村長役被仰付、右勤中苗字復古、松本と相改候義ニ御座候、以上

一志郡矢野村無足人

壬申三月

松本宗十郎（印）

由緒書

先祖水谷藤十郎、多氣之城主北畠具教入道不智齋之一族ニ而、録三百石賜織田家と合戦之節島貫村へ退身、奥田藤八ト改名、同人孫奥田小兵衛延享三寅年六月廿六日帶刀御免許御書付頂戴仕候、已上

一志郡雲出島貫村無足人

壬申三月

奥田藤八（印）

私

由緒書

安芸郡大部田村之内

松本崎

松本宗吾

本家一志郡矢野村無足人松本宗十郎次男ニ而、古郷松本崎江分家仕其段申上候処、文久元酉年十二月本家之由緒を以、帶刀御免許御書付頂戴仕候、然ル所元治三卯年正月本家兄宗十郎病死仕、跡男子無御座候ニ付、宗吾義本家相続仕候、依之右御書付本家私方ニ預リ置御座候、以上

一志郡矢野村無足人

壬申三月

松本宗十郎（印）

由緒書

私

先祖田中伊織、今川之与力与して駿州田中ニ在城、子細有之一族召連、津古川江来リ長野家ニ仕、倉田多大夫と改名録八百石賜、次男主水神戸家ニ而千石賜、三男仁左衛門富田家ニ而式百石賜、孫左内元津藩島川左平太之養子与成録七百石賜、慶長年中島貫村へ退身仕居候処、元録五申年十二月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡雲出島貫村無足人

壬申三月

倉田梅之丞（印）

由緒書

私

先祖土生三郎大夫、木造左衛門尉具政与力^二而、地方七拾石賜一志

由緒書

郡本村^二居住仕候処、戸木乱之砌同郡矢野村^二退身、其後五代目三

私

郎左衛門島貫村へ来り、元録五申年十二月三日帯刀御免許御書付頂

先祖木下左馬、天正年中秀吉公^二仕居、其後有故薩摩国^二居住仕流

戴仕候、已上

浪致し候^而、元和九年三月当国一志郡雲出村^江来住仕、五代目木下

一志郡雲出島貫村無足人

五郎大夫、万治年中^五数代郷中大庄屋役相勤来り、十一代目^二至り

壬申三月

土生喜一郎(印)

死絶仕候、尤九代目之節^五舍弟木下正蔵分家仕、庄屋役相勤候処、

宝曆六年十一月帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡雲出長常村無足人

由緒書

壬申三月

木下佐五平(印)

私

先祖越後守儀、天正之頃江州ヨリ当国員弁郡一色村^江立越暫居住仕、

其ノ後雲出村^江引移、富田家領地之頃越後卜唱郷代官相勤、其後郷

由緒書

士相立居候処

私

藤堂高虎公 初^而御入城之節

先祖^者山名家之長臣小林民部之丞重長子孫小林嘉平次重明^与申者、

御目見申上、累世無足人相立来候処、天和三癸亥年郷中之者刀指候

富田信濃守殿^二奉公、慶長年中暇を願雲出郷^二牢人、已後伊倉津村

儀不相成段被仰出候付、同十二月書附^ヲ以累世無足人相立帯刀仕、

^二住居、四代之後小林嘉平太久敬、寛政九丁巳年十二月帯刀御免許

御目見等^モ仕来候儀申上候処、右書附^江帯刀御免許之御裏書被成下

御書付頂戴仕候、以上

候^ヲ頭戴^(頂)仕候、以上

一志郡雲出伊倉津村無足人

一志郡雲出本郷村無足人

壬申三月

小林嘉平次(印)

壬申三月

三井治郎助(印)

由緒書

先祖田中伊織与申者、為今川家之与力駿州田中在城、然ルニ氏真公御行跡悪ク武勇次第ニヲトロヘ申ニ付、嫡子求馬与共ニ田中ヲ立退、一族勢州北方塩濱之主倉田新左衛門方へ参暫ク罷在候へトモ、其刻北伊勢無大守面々持故、一族安濃郡古川村之主倉田勝介方へ来ル、三代之後倉田太郎左衛門富田信濃守殿へ被召出相勤居候処、病氣ニ付御暇申上雲出村ニ居住、代々無足ニテ罷在候処、貞享三寅年三月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

壬申三月

一志郡雲出伊倉津村無足人

倉田治左衛門(印)

由緒書

先祖中西刑部大輔、当国一志郡木造村城主木造左衛門殿ニ仕、小知拝領仕居候処、其後浪人仕舞出村ニ居住仕居申候、慶安年中与数代庄屋役相勤来候ニ付、享和元辛酉年三月由緒書指出し候様被 仰付候ニ付、則前件之通書上候処、同年十二月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

壬申三月

一志郡舞出村無足人

中西源右衛門(印)

由緒書

中祖十五代以前山内主計俊頼芸州濱生村ニ居住、毛利元就卿に属俊頼長男勘解由俊行菊地ト数度之戦闘ニ於肥前討死、勘解由男矢田半右衛門尉俊元ニ至毛利家ヲ退出、北畠親房卿ニ使暫時ニシテ又離出、其後勢州桑名郡矢田郷に一城ヲ築、因テ山内ヲ矢田ト改氏罷在候之処、信長公因命瀧川一益当国征討之時矢田城没落、半右衛門尉自殺同人男兵庫俊輝右一戦中故有テ九州ニ罷在、其後流浪大阪ニ居住、俊輝男半平俊寛撰河泉ニ牢々之処、秀頼公籠城大阪夏陣ニ越前少将殿ニ属、戦功ニ寄為御賞一文字助光之御刀頂戴之、其後故有御勘氣ヲ蒙当国桑名ニ塾居、半平之曾孫丈庵代同国曾原村へ移住、塩浜地開發仕候、右之由緒ヲ以、八代之祖丈庵男又兵衛江元録五申年十二月三日帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

壬申三月

一志郡曾原村無足人

矢田精太郎(印)

由緒書

先祖之儀者元来当国多気国司ニ相仕江候、水谷刑部少輔筋目ニ御座候因而、先代与相伝候野圖書等所持仕候処、其節私居宅海岸ニ御座候而、一昨庚午年九月人命ニ抱リ候程之高汐ニ而不残流失仕候、然ル処同村親類共之内ニ、先年近代之由緒書上候控御座候ニ付、則七代

私

以前

水谷弥右衛門儀

松平信濃守様江被 召出、少知拝領仕相勤罷有候処、信濃守様御誓(逝)去被成、御子息松平織部様・同内蔵之助様御籙本ニ被為成候故、御暇申請北伊勢江引籠罷在候処、後病死仕同人悴彦右衛門同国一志郡曾原村ニ由緒も御座候付、延宝四丙辰年同村へ引移リ申候、右之筋目且又先代之家筋を以、元録五壬申年十二月六代以前彦右衛門へ帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡曾原村無足人

壬申三月

水谷紋右衛門(印)

由緒書

私

先祖八太土左衛門儀、蒲生飛弾(驛)守様ニ而知行八百石拝領仕相勤居候処、御暇申請新家ニ浪人仕、其後古田大膳様江先知八百石ニ而被召出、大坂陣相勤式百石加増拝領仕相勤居候処、老衰仕御暇申請於新家老死仕候、右土左衛門子供三人御座候、兄千次郎義新家ニ而病死仕、次男十太夫義ハ古田大膳様相勤、則松坂近在粥見村・上黒田村・下村右三郷知行仕居申候、大膳様御国替ニ付御暇申請、家来嘉右衛門・文七兩人召連、暫曾原村へ罷越浪人仕居候処、加賀中納言様へ被召出弓大将相勤、大坂合戦之砌討死仕候、三男覺太夫義淀稻葉丹後

守様へ被召出、知行三千石拝領仕家老職相勤申候、右土左衛門悴千

次郎子供兩人御座候、兄源太夫義淀稻葉丹後守様へ被召出、知行式百石拝領仕物頭役相勤、以今代々両家通路仕候、弟文太夫義於新家病死仕跡絶家ニ相成申候、土左衛門次男十太夫義大坂陣討死之砌、子供兩人御座候得共、幼年ニ付加賀様御暇申請、家来兩人召連曾原村へ引籠、後十太夫・新左衛門と両家ニ相分レ、後代貞享元子年前段由緒を以、帯刀御免許御書付兩人へ一紙連名ニ頂戴仕候処、宝曆九年新左衛門絶家ニ相成候ニ付、右御書付十太夫後代私所持仕候、以上

一志郡曾原村無足人

壬申三月

八太健吉(印)

由緒書

私

先祖遠藤五左衛門儀、伊勢国多気郡北畠大納言正二位源親房卿之代々家臣ニ御座候、同郡江間ニ住居仕候而少知拝領仕年来相勤居候処、其後多気落城之砌討死仕候ニ付、悴十左衛門老人ニ相成候而者江間ニ住居も難出来、無扨式百式拾三ヶ年前慶安三寅年、同国一志郡曾原村ニ由緒も御座候ニ付同村江引移リ、其節塚本与性替仕候、其後暫之内浪人仕居候折柄、御領主様与身元御調之上、右之由緒を以、享保七寅年六月帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

壬申三月

一志郡曾原村無足人

塚本十左衛門(印)

幸ひ一志郡曾原村ニ加縁も御座候故、同村江引移り住居仕候、然ル
処

御領主様も身元御糺之上先代之由緒を以、百六拾六ヶ年前宝永四亥
年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

由緒書

私

壬申三月

一志郡曾原村無足人

田川弥三郎(印)

先祖金児十助儀、伊勢国多気国司家臣ニ御座候、少知拝領仕相勤居
候処、多気落城之節討死仕、十助悴順助義暫く所々ニ而浪人仕居申
候、其後一志郡小村ニ続も御座候而住居仕候処、御領主様も先代之
由緒書上候様御達ニ付委細申上候処、正徳五乙未年帯刀御免許御書
付頂戴仕候、以上

一志郡小村無足人

壬申三月

金児仁左衛門(印)

由緒書

先祖源頼光十代後胤光貞三男右近将監頼重氏を舟木と称、讚州高松
ニ住候、頼重男左近藏人頼春濃州舟城山ニ移住仕候、頼春孫兵庫助
頼尚延文中勢州ニ移、貞治二年頼尚男左衛門佐正尚北畠幕下と相
成候、正尚七代孫左馬之助光春ニ至、北畠家相亡候ニ付蒲生氏郷ニ
寄申候、氏郷奥州下向之節光春男又一郎正光幼年ニ付、勢州ニ残置
奥州へ趣、終に彼地ニて死去仕候、其後氏郷も逝去ニ付正光遂ニ流
浪仕、一志郡久米村ニ住居仕候、正光も三代平兵衛光房ニ至先祖由
緒御調にて、元禄二巳年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡久米村無足人

壬申三月

舟木牧之助(印)

先祖田川平馬儀、伊勢国多気郡北畠大納言様も少知拝領仕相勤居候
処、落城之砌三瀬谷ニ而討死仕、無扨悴三郎左衛門義、同国一志郡
須ヶ瀬村へ引籠、金児左衛門尉殿も合力米申受罷有候処、式百人拾
九ヶ年巳前天正十二甲申年、新松ヶ嶋城主蒲生飛弾守殿^(驍)与金児左衛
門尉殿戦之砌、落合川原ニ而討死仕候、同人悴弥右衛門幼少ニ付、

私

由緒書

先祖十代以前世古次郎太夫北畠信雄卿幕下上村左衛門^二仕、勢州多氣^二住居、其後北畠家没落後勢州久米村^二住居、次郎太夫六代孫平左衛門時代天明二寅年由緒御糺^二付、右之訳申上候処、同年十二月廿日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡久米村無足人

壬申三月

世古健之丞(印)

由緒書

先祖北川平左衛門尉藤原好政蒲生忠三郎氏郷之幕下、于時天正年中氏郷江州日野之城ヨリ勢州松ヶ嶋之城^二被移候節、從江州致御供勢州^エ引越、其後因秀吉御意^二氏郷奥州会津^エ御国替之時好政御供仕、其後御息侍從秀行之御代、依家中之諍論好政御暇申請、勢州上ノ庄村^エ牢人ス、然好政之嫡子長太夫好胤松平出羽守之家臣^二好政之有親族、以此縁御内意有之、大坂陳^二罷立依功出羽守^二被召抱、次男久太夫好安住シ、上ノ庄村親跡ヲ続シ、時正保三丙戌曆卜御座候、好安之嫡子重左衛門好氏其嫡子重兵衛安春之時、元禄二巳年三月廿五日刀・衣服御免許之御書付頂戴仕候、以上

一志郡上之庄村無足人

壬申三月

医師 北川玄通(印)

由緒書

先祖北川平左衛門尉藤原好政蒲生忠三郎氏郷之幕下、于時天正年中氏郷江州日野之城ヨリ勢州松ヶ嶋之城^二被移候節、從江州致御供勢州^エ引越、其後因秀吉御意^二氏郷奥州会津^エ御国替之時好政御供仕、其後御息侍從秀行之御代、依家中之諍論好政御暇申請、勢州上ノ庄村^エ牢人ス、然好政之嫡子長太夫好胤松平出羽守之家臣^二好政之有親族、以此縁御内意有之、大坂陳^陳^二罷立依功出羽守^二被召抱、次男久太夫好安住シ、上ノ庄村親跡ヲ続シ、時正保三丙戌曆卜御座候、好安之嫡子重左衛門好氏其嫡子重兵衛安春之分家^二而、其後北川傳兵衛庄屋役勤中安春之以由緒、寛政三亥年十二月刀・衣服御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡上之庄村無足人

壬申三月

北川要之助(印)

由緒書

祖父次郎兵衛儀^者、北川傳兵衛ヨリ又分家仕、年来庄屋役相勤候^二付、本家傳兵衛之由緒旁以、文化五辰年八月廿七日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡上之庄村無足人

壬申三月

北川治郎助(印)

由緒書

一先祖九代已前嶋岡与一郎、北畠信雄卿ニ仕、知行七百石ニ而物頭役相勤居候処、北畠家没落之砌討死仕、其嫡嶋岡清藏義勢州黒野村江住居ス、其以来代々浪人ニ而平日帯刀罷在候処、三代已前嶋岡清藏時代、文化十癸酉年由緒御調ニ付、右之趣申上候処、同年十二月十八日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡黒野村無足人

壬申三月

嶋岡清藏(印)

由緒書

先祖清和源氏多田満仲次男四位下宮内丞頼親六代孫、從五位下始メ宇野親弘ト号シ、摂津国豊島に住シ豊島対馬守頼弘ト改仕、陽明門頼弘十代孫刑部丞重行、天文年中織田信長公ニ被召、随兵ヲ給ヒ三州吉良一戦ニ働キ、知行三百石ヲ賜フ、又弘治年中信長公清洲ノ城ヲ攻、織田彦五郎ヲ退時之砌、軍功ニヨリ五百石加増、都合八百石ヲ賜フ、重行ノ次男新左衛門尉重弘織田信雄卿に属シ勢州に来ル、天正九年ノ冬信雄卿伊賀国賊徒ヲ征討之時、重弘軍功に寄為御褒賞知行五百石ヲ加増アリ、都合千三百石ヲ賜フ、其后故有テ尾州清洲ノ城於テ信雄卿に暇ヲ申請、浪人ニテ勢州田村に来ル、重弘以後代々住居罷在候処、右ノ由緒ヲ以

私共

六代以前之祖

宝永五子年十二月十八日

平右衛門

喜代三郎五代以前之祖

元文二巳年四月廿六日

與惣五郎

右ノ年月帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡田村無足人

壬申三月

豊嶋平右衛門(印)

豊嶋喜代三郎(印)

由緒書

先祖之義者
敏達天皇之後胤ニ而橘姓ヲ賜、上田甚大夫元重南出之城主吉懸三大夫ヲ大将として、蒲生飛驒守とせり合南出ニ籠城仕候処、蒲生飛驒守責懸ケ、天正十二申年三大夫共ニ討死仕、甚大夫世倅上田九兵衛元遠大坂御陣之刻、野々村伊予守殿ヲ為寄親小知約束ニ而、当分馬代として黄金拾枚拝領仕、大坂御陣兩年共相務申候、其後当村江住居仕、正徳元卯年右由緒を以、帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡大村無足人

壬申三月

上田常三郎(印)

私

由緒書

先祖之義者

北畠從一位大納言親房之苗裔從四位左衛門佐具康、勢州木造^二居城、同国神戸城主織田信孝^二属後、天正十二甲申秋木造退去、豊臣秀吉公^二属、岐阜中納言秀信後見職ヲ務^二万五千石ヲ領、其後関ヶ原一乱以後福嶋正則手立ヲ家康公^二訴、芸州^二万石ヲ領、其弟中嶋兵部少輔光重於勢州田丸戰死仕候、右光重実子中嶋甚次郎光康当村^二住居仕、其後中嶋治郎左衛門正治之代^二至、右由緒を以、享保八卯年十二月十八日帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡大村無足人

壬申三月

中嶋量平(印)

由緒書

先祖之義者

敏達天皇之後胤^二而橘姓ヲ賜、上田甚大夫元重南出之城主吉懸三大夫ヲ大将として、蒲生飛驒守とせり合南出^二籠城仕候処、蒲生飛驒守責懸ケ、天正十二申年三大夫共^二討死仕、甚大夫世倅上田九兵衛元遠大坂御陣之刻、野々村伊予守殿ヲ為寄親小知約束^二而、当分馬代として黄金拾枚拝領仕、大阪御陣兩年共相務申候、其後当村江住

私

居之上分家仕、右由緒を以、宝曆七丑年帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡大村無足人

壬申三月

上田至平(印)

由緒書

先祖之義者

敏達天皇之後胤^二而橘姓ヲ賜、上田甚大夫元重南出之城主吉懸三大夫ヲ大将として、蒲生飛驒守とせり合南出^二籠城仕候処、蒲生飛驒守責懸ケ、天正十二申年三大夫共^二討死仕、甚大夫世倅上田九兵衛元遠大坂御陣之刻、野々村伊予守殿ヲ為寄親小知約束^二而、当分馬代として黄金拾枚拝領仕、大阪御陣兩年共相務申候、其後当村江住居之上分家仕、右由緒を以、享保六丑年帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡大村無足人

壬申三月

上田五左衛門(印)

由緒書

私

先祖橋諸兄ヨリ十四代目橋成綱、從五位下河内守護代領於金剛山之麓七郷館辺多有楠大木同成綱翫美之故世人呼稱楠殿自是子孫相繼、以楠為称号同成綱ヨリ七代目楠正成、延元元丙子年五月廿五日於撰州湊川戦死、嫡楠正行正平三庚寅年正月於河内国四條繩手戦死

池田教正実楠正行遺腹之子也、母者撰州野瀬城主内藤右兵衛尉滿幸之女也、楠正行死後滿幸党足利家故楠正行妻道滿幸宅而後生一子携之再嫁、于同国池田九郎教依由、是号池田十郎叙從五位下任兵庫介奉仕

足利公方義詮公・義滿公兩代而者勲功

池田十郎教正ヨリ五代目池田六郎左エ門尉佐信屬、畠山弥三郎政長於所々有軍功

池田佐信ヨリ三代目池田十郎三良信之、明応二癸丑年四月廿四日於河州正覚寺合戦、同信之・同正邦・同信治父子三人有軍功、畠山政長敗走終令生害、池田信之父子供奉 將軍入和州筒井館、永正二乙丑年始属細川澄元幕下有軍功、池田信之ヨリ六代目池田十三郎政隣、永祿七甲子年三好長慶為松永久秀被毒殺而後、三好・松永党邪侈甚將軍家政事日衰故池田政隣辟洛蟄居、尾州中嶋郡中嶋村嫡子池田内膳政綱、天正二十壬辰年依豊臣秀次公命属加藤主計守清正至朝鮮国同四月廿九日於釜山浦戦死、同政綱嫡子池田与太夫正延、文祿四乙未年七月於高野山豊臣秀次公有御生害故蟄居、於勢州川口之住士嶋治左衛門政之許池田正延再仕、筒井家慶長十三戊申年筒井伊賀守定次家滅之後令蟄居、小倭村嫡子池田与太夫吉次初伊州阿部田

村住後勢州櫛田村住、依其所伊賀町村号同吉次ヨリ五代目池田与左衛門政邑堀田河内守仕後有由令蟄居、代々勢州大村同政邑ヨリ四代目池田祐助傳政へ、前条之由緒を以、宝曆五亥年帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

壬申三月

一志郡大村無足人

池田祐五郎(印)

由緒書

私

先祖家系橋姓池田与太夫正延

豊臣秀次公ニ奉仕、其後文祿四乙未年七月於高野山秀次公有御生害、其後当村ニ住居仕候、其先池田紀伊守信輝実子勝九郎之助卜於尾州長久手一所ニ戦死仕候、右之助ノ実子則与太夫正延ニ御座候、右与太夫曾孫清九郎政之号如水業医分家仕、右由緒ヲ以、貞享五年無足帶刀御免許御書付頂戴仕候所、其子源太夫政名之代ニ至リ有事故御書付差上有之候所、其曾孫玄仲政善号慎齋業医、右御免許御書付被下之節、先之御書付紛失仕候御様子ニ而、文政八酉年改帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡大村無足人

壬申三月

池田玄仲(印)

由緒書

先祖家系橘姓池田与大夫正延

豊臣秀次公ニ奉仕、其後文禄四乙未年七月於高野山秀次公有御生害、其後当村ニ住居仕候、其先池田紀伊守信輝実子勝九郎之助と於尾州長久手一所ニ戦死仕候、右之助之実子則与大夫正延ニ御座候、右由緒を以、貞享元子年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡大村無足人

壬申三月

池田左助(印)

私

壬申三月

一志郡大村無足人

野口慶助(印)

由緒書

先祖之儀者

私

由緒書

先祖之儀者

北畠従一位大納言親房ノ苗裔従四位左衛門佐具康、勢州木造ニ居城、同国神戸城主織田信孝ニ属、天正十二甲申秋木造退去、豊臣秀吉公ニ属、岐阜中納言秀信後見職ヲ務ニ万五千石ヲ領、其後関ヶ原一乱以後福嶋正則手立ヲ家康公ニ訴、芸州二万石拝領、其弟中嶋兵部少輔光重於勢州田丸戦死仕候、右光重実子中嶋甚次郎光康当村ニ住居仕、右光康次男助左衛門分家仕、氏ヲ野口ト改メ、其後代々無足ニ而罷在候処、野口喜右衛門代ニ至リ、正徳四年十二月帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

壬申三月

井面勝行(印)

大職冠鎌足公後胤工藤左衛門尉祐経九代之孫工藤三河守藤原祐歳後光厳院御宇貞治元壬寅年擇勢州安濃郡家所之地而城自称家所三河守采地二十四邑祐歳九代之孫祐勝元龜二辛未年東照公江奉仕、下総国今橋ニテ知行所拝領、天正十一癸未年公賜助宗腰刀、同十七年己丑再ヒ勢州家所ニ帰ル、祐勝嫡勝親ニ至故有テ浪人仕、一志郡小倭南出村ニ移ル、家所村井面垣内ニ住居罷在候故、性ヲ井面ト改、勝親嫡子九郎左衛門勝光と申者松平下総守ニ奉仕、罷歸リ不申ニ付弟井面藤右衛門勝重家督相続仕候、嫡子藤右衛門克紹三男勝雅二男井面閑助祐長分家仕、本家無足人之由緒を以、正徳元卯年十二月十八日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡南出村無足人

由緒書

先祖之義者

大職冠鎌足公後胤工藤左衛門尉祐経九代之孫工藤三河守藤原祐歳

後光厳院御宇貞治元壬寅年擇勢州安濃郡家所之地而城自称家所三河守采地二十四邑祐歳九代之孫祐勝元龜二辛未年

東照公江奉仕、下総国今橋ニテ知行所拝領、天正十一癸未年公賜助宗腰刀、同十七己丑年再ヒ勢州家所ニ帰ル、祐勝嫡勝親ニ至故有テ浪人仕、一志郡小倭南出村ニ移ル、家所村井面垣内ニ住居罷在候故、性ヲ井面卜改、勝親嫡子九郎左衛門勝光と申者松平下総守ニ奉仕、罷帰リ不申ニ付弟井面藤右衛門勝重家督相続仕、嫡子藤右衛門克紹其嫡子井面平兵衛勝知代ニ至、貞享三寅年三月廿五日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡南出村無足人

壬申三月

井面奏監(印)

由緒書

先祖之義者

大職冠鎌足公後胤工藤左衛門尉祐経九代之孫工藤三河守藤原祐歳

後光厳院御宇貞治元壬寅年擇勢州安濃郡家所之地而城自称家所三河

私

守采地二十四邑祐歳九代之孫祐勝元龜二辛未年

東照公江奉仕、下総国今橋ニテ知行所拝領、天正十一癸未年公賜助宗腰刀、同十七己丑年再ヒ勢州家所ニ帰ル、祐勝嫡勝親ニ至故有テ浪人仕、一志郡小倭南出村ニ移ル、家所村井面垣内ニ住居罷在候故、性ヲ井面卜改、勝親嫡子九郎左衛門勝光と申者松平下総守ニ奉仕、罷帰リ不申ニ付弟井面藤右衛門勝重家督相続仕候、右勝重ニ男傳兵衛勝宣男子三人有之候ニ付、長男井面勘兵衛勝乘同村江分家仕、本家無足人之由緒を以、元禄五申年十二月三日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡南出村無足人

壬申三月

井面勘左衛門(印)

由緒書

先祖之義者

大職冠鎌足公後胤工藤左衛門尉祐経九代之孫工藤三河守藤原祐歳

後光厳院御宇貞治元壬寅年擇勢州安濃郡家所之地而城自称家所三河守采地二十四邑祐歳九代之孫祐勝元龜二辛未年

東照公江奉仕、下総国今橋ニテ知行所拝領、天正十一癸未年公賜助宗腰刀、同十七己丑年再ヒ勢州家所ニ帰ル、祐勝嫡勝親ニ至故有テ浪人仕、一志郡小倭南出村ニ移ル、家所村井面垣内ニ住居罷在候故、

私

私

性ヲ井面卜改、勝親嫡子九郎左衛門勝光と申者松平下総守ニ奉仕、
罷歸不申ニ付弟井面藤右衛門勝重家督相續仕候、右九郎左衛門子光
利倅井面權平南出村江引取相續仕候ニ付、元禄六酉年十一月廿五日
帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡南出村無足人

壬申三月

井面半次郎(印)

由緒書

私

先祖中山源藏藤原吉家浪人仕居候処、当国北畠權大納言具教卿江被
召抱少知被下罷在候、天正四年具教卿御生害之節吉家討死仕、倅中
山久之丞幼少病身ニ而川口村江落参リ住居農業仕罷在候処、其後右
由緒を以、享保四亥年帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡川口村無足人

壬申三月

中山岡右衛門(印)

由緒書

私

清和天皇五世源頼親後胤石川伊予守源政義、祖先已来大和国宇陀郡

先祖

ヲ領し居候処、弘治三年柳生家と之合戦ニ敗軍シ、退而北畠權大納
言具教卿之幕下ニ属し、其後数度戦功有を以、伊州伊賀郡ニ而所領
ヲ給リ、紋所武田菱ニ丸ヲ添テ拝領シ性ヲ川尻と改、天正四年具教
卿御生害之節、川尻隼人正政晴於三瀬藤方刑部か為ニ戦死ス、長男
七左衛門尉政榮幼少ニ付、同郡西尾左衛門太郎方ニ蟄居ス、母方之
叔父信雄卿之老臣下山甲斐守使節ニ而、信雄卿之幕下ニ参レト再三
雖申越子細有而不従、同九年伊州一乱之節川口村江移住ス、其後右
之由緒を以、元禄六酉年帶刀御免許御書付頂戴仕候、已上

一志郡川口村無足人

明治五申年三月

川尻彦之丞(印)

由緒書

私

先祖川尻七左衛門尉政重五代以前当村川尻彦之丞方ヨリ別家仕候ニ
付、本家由緒ヲ以、享保七寅年帶刀御免許御書附頂戴仕候、已上

一志郡川口村無足人

壬申三月

川尻七左衛門(印)

由緒書

私

先祖川尻道亮政容五代以前当村川尻彦之丞方ヨリ別家仕候ニ付、本
家由緒を以、享保八卯年帯刀御免許御書附頂戴仕候、以上

由緒書

私

一志郡川口村無足人

先祖

壬申三月

川尻佐左衛門(印)

清和天皇之後胤ニ而森彦兵衛源種次、長野細野之城主長野治郎長教

由緒書

私

江屬し候処、永録十一辰年細野城江織田信長責来り一戦ニおよび討
死、嫡子森藤左衛門種延幼少故、一志郡七栗村好身之方江落行暫罷
在、成人之後小濱弥十郎仕官相務、其後川口村鷹匠乱後当村江住居
之上分家仕、右由緒を以、明和四亥年帯刀御免許御書付頂戴仕候、
以上

一志郡川口村無足人

壬申三月

森 三九郎(印)

先祖真柄宮内亮代々当国北畠ニ而少知被下罷在候処、国司没落ニ及
大河内籠城之節討死仕、倅重之助幼少ニ付母諸共川口村江落参り住
居いたし農業仕罷在候、其後右由緒を以、享保七寅年帯刀御免許御
書付頂戴仕候、以上

一志郡川口村無足人

壬申三月

真柄考順(印)

由緒書

私

由緒書

私

先祖真柄三八、四代以前当村真柄考順方ヨリ別家仕候ニ付、本家由
緒ヲ以、享保八卯年帯刀御免許御書附頂戴仕候、已上

一志郡川口村無足人

壬申三月

真柄三八(印)

清和天皇五世源頼親後胤
先祖石川伊予守源政義、祖先已来大和国宇陀郡ヲ領シ居候処、弘治
三年柳生家と之合戦敗軍シ、退テ北畠権大納言具教卿之幕下ニ属シ、
其後数戦功有を以、伊賀国伊賀郡ニ而所領ヲ給り、紋所武田菱ヲ押
領シ性を川尻と改、天正四年具教卿御生害之節、隼人正弟川尻修理
進茂直討死ス、長男兵庫政直病身ニ而、其後浪人いたし居川口村ニ
住ス、右由緒を以、元録九子年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡川口村無足人

壬申三月

川尻六右衛門(印)

由緒書

私

由緒書

私

先祖川尻儀亮政茂、四代以前当村川尻六右衛門方ヨリ別家仕候^二付、
本家由緒ヲ以、宝曆十辰年帯刀御免許御書付頂戴仕候、已上

先祖春日勘左エ門直満多気国司一族^二而、渡会郡田丸城主^二御坐候
処、息満教^二至リ北畠家之臣卜相成当邑^二住居、同息彦市良・同息
彦左エ門小田卜更姓仕、夫ヨリ代々当村住居仕候、右之由緒ヲ以、
宝曆十二年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡下多気村無足人

壬申三月

小田忠男(印)

壬申三月

川尻吉左衛門(印)

由緒書

私

由緒書

私

先祖

先祖以来数代北畠家^江随従之处、同家滅亡後土着、郷士仕公役等モ
被仰付相勤居候処、宝永四年御領下帯刀之義^二付、由緒之者御調之
節

私

清和天皇之後胤^二而森彦兵衛源種次、長野細野之城主長野治郎長教
江属し候処、永録十一辰年細野城^江織田信長責来一戦^二および討死、

先代旧家之者^并公役等モ相勤候^二付、則同年帯刀御免許御書付頂戴
仕候、以上

嫡子森藤左衛門種延幼少故、一志郡七栗村好身之方^江落行暫罷在、

一志郡下之川村無足人

壬申三月

小野治良左エ門(印)

成人之後小濱弥十郎仕官相務、其後川口村鷹匠乱後当村^江住居之上、
右由緒を以、享保八卯年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡川口村無足人

壬申三月

森 平左衛門(印)

由緒書

本家先祖以来数代北畠家江随従之処、同家滅亡之後土着、郷土仕公役等茂被仰付相勤居候処、宝永四年御領下由緒之者御調之節、旧家之者并公役等茂相勤居候付、帯刀御免許御書付頂戴仕候、以右之由緒、文政十二丑年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡下之川村無足人

壬申三月

小野六郎(印)

私

由緒書

先祖渡邊筑後守信、多気国司北畠家臣ニ而代々住居同郡須賀瀬村、近在七ヶ村ヲ領シ有軍功、息甚右衛門早世孫藤次良政北畠家滅亡之後、織田信長ニ仕へ住尾張国、有故尾張ヲ立退当村ニ住居仕、子孫代々相続仕候、右之由緒ヲ以、文化六巳年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡下之川村無足人

壬申三月

渡邊俊藏(印)

私

由緒書

先祖萩原将監入道道慶、多気国司北畠家士ニテ知行式百貫文被下置住居当村、息與四郎主家滅亡之節南勢三瀬谷ニテ討死、同息與兵衛幼少ニテ宿所ニ罷在、成長之後篠田卜更姓仕、附属北畠具親并蒲生氏郷所々有軍功、随氏郷住奥州会津、其後有故郷ニ立帰り、元和年中大坂表戦争之節、領主之御供ニテ罷出申候、右之由緒ヲ以、享保十五戌年帯刀御免許御書附頂戴仕候、以上

一志郡下之川村無足人

壬申三月

篠田深齋(印)

私

由緒書

先祖森弾正義里と申者、奥州ニ而北畠中納言顕家卿ニ随従仕、元弘三年上洛之時畿内所々ニ而戦功御坐候趣ニ付、顕家卿討死之後国司顕能卿ニ附属仕、勢州飯高郡川俣森野之城ニ居住仕候、義里五代之孫森新左衛門義村と申者、天正四年十一月廿五日当国多気郡三瀬御所動乱之節討死仕候、其時嫡子元信幼少ニ御座候間、母方之叔父田中藏人養育ニ預リ、生長後一志郡小原村ニ所縁有之ニ付、慶長九年方同村江来住、一旦田中氏扶持ヲ請候因ヲ以、氏を更ニ森田と相改メ代々農作仕居候処、右元信六代之孫森田六右衛門元嘉之代ニ至リ、無足之次第由緒之趣申上候処、寛政三亥年帯刀御免許御書附頂戴仕

私

候、已上

一志郡小原村無足人

壬申三月

森田六郎右衛門(印)

由緒書

私

先祖森彈正義里と申者、奥州ニ而北畠中納言頭家卿ニ随從仕、元弘三年上洛之時畿内所々ニ而戦功御座候趣ニ付、頭家卿討死之後国司頭能卿ニ附属仕、勢州飯高郡川俣森野之城ニ居住仕候、義里五代之孫森新左衛門義村と申者、天正四年十一月廿五日当国多氣郡三瀬御所動乱之節討死仕候、其時嫡子元信幼少ニ御座候間、母方之叔父田中藏人養育ニ預リ、生長後一志郡小原村ニ所縁有之ニ付、慶長九年と相改代々農作仕居候処、右元信六代之孫森田六右衛門元嘉之代ニ至リ、無足之次第由緒之趣申上候処、寛政三亥年帯刀御免許御書付頂戴仕候、祖父森田俊平義敬分家仕、本家之由緒を以、文化十五寅年帯刀御免許御書付頂戴仕候、父森田祝穂義章安政二卯年郷鉄炮組御取立之節、与頭役席無足人頭之次ニ被仰付、年々元朝御流頂戴仕候、一昨明治三午年六月小原村宇氣比神社神職ニ被仰付候

昨明治四未年十一月詞掌拜命仕候、以上

私

一志郡小原村無足人

壬申三月

森田義胤(印)

由緒書

私

先祖北畠中納言殿仕村松城主之由ニ而討死、其子横山左馬之介下之川村ニ住、寛永四卯年小原村江引越百姓相続仕、代々無足ニ而村役等ハ相勤不申趣ニ承リ伝候、系図等者先代遠方之親類共方江預ケ置紛失尋中ニ而不詳、右之由緒を以、元禄四未年七月帯刀御免許之御書付頂戴仕候、以上

一志郡小原村無足人

壬申三月

横山才兵衛(印)

直次事

由緒書

私

先祖小原村移住後農業仕、代々無足人之由承リ伝候、祖父彦一郎先年山田野村江出張大庄屋勤中火災之節、由緒之古書類不残焼失仕候趣、私若年之節亡父小兵衛と承リ残念ニ奉存候、元禄六酉年十一月十九日帯刀御免許之御書付頂戴仕候、以上

壬申三月

一 志郡小原村無足人

大森彦市（印）

由緒書

一

私

拾八代已前之先祖彈正与申、北畠滿泰賓客^二而柚原彈正与申候、北畠落城之節討死仕、幼少之男子四人^二相成候付、当国度会郡山田^二所縁有之、同所江罷越居候処、先祖彈正当国多氣郡牧戸村を所領仕候由緒を以、同村^二年久敷浪人仕罷在候処、^二男長左衛門義黒田右衛門佐様御家中^二親類御座候而罷越、右衛門佐様江被召出、知行五百石被下置候義^二御座候而、享保度之頃迄ハ通路仕候義^二御座候、三男庄兵衛義、水野隼人正様へ知行三百石^二而被召抱候へ共名跡ハ無御座候、尤長男彦左衛門・四男勝之助兩人、柚原村へ立歸リ百姓仕居候へ共、右之筋目ヲ以、代々人足役村中ニ免之相勤不申罷在候処、其後

御公役相勤申候付、百人拾六年已前貞享三寅年八月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

壬申三月

一 志郡柚原村無足人

牧戸墨三郎（印）

由緒書

一

私

拾六代已前之先祖彈正与申、北畠滿泰賓客^二而柚原彈正と申候、北畠落城之節討死仕、幼少之男子四人^二相成候付、当国度会郡山田^二所縁有之、同所へ罷越居候処、先祖彈正当国多氣郡牧戸村を所領仕候由緒を以、同村^二年久敷浪人仕罷有候処、其後長男彦左衛門・四男勝之助兩人、柚原村へ立歸リ百姓仕居候へ共、右之筋目を以、代々人足役村中ニ免之相勤不申罷在候、然ル処村役等も相勤申候付、百四拾七年已前享保十一年四月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

壬申三月

一 志郡柚原村無足人

牧戸友三郎（印）

由緒書

一

私

三代已前吉郎衛門義本家先祖彈正と申者、北畠賓客^二而柚原彈正と申候、北畠落城之節討死仕、其子孫当国多氣郡牧戸村^二年久敷卜浪人仕、其後柚原村江立歸リ申候、右本家無足人之由緒を以、五拾七年已前文化十二亥年正月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

壬申三月

一 志郡柚原村無足人

牧戸只助（印）

由緒書

先祖已来当国多氣之城主北畠之家臣鳥羽宮内と申者^二而、則国司落城之後浪々仕、当村^江百姓^二落入候処、右北畠之由緒を以、元録六酉年帯刀御免許御書付、并大学守様御直筆竹之画御軸頂戴仕候、以上

一志郡与原村無足人

壬申三月

鳥羽彦右衛門(印)

由緒書

先祖已来当国多氣之城主北畠之家臣加屋掃部介ト申者^二而、右国司落城之後浪々仕、当村飯福田寺ハ北畠御代々之御祈願寺^二而、則掃部介同寺^江落入、其後御領主様^江右之由来申上候処、北畠之由緒を以、宝曆十二年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡飯福田村無足人

壬申三月

加屋平左衛門(印)

由緒書

私

先祖已来宇多源氏江州住佐々木兵庫之助筋目之者^二而、永録十二年織田信長勢州発向之砌、木造左衛門尉先陣^二而相戦、信長勢之タメニ深手ヲ負、其時庄村之住某ト云浪人有、介抱^二預リテ、其後庄村

私

先祖已来源氏筋目之者^二而、当国一志郡多氣国司盛之頃北畠^二属し、

国司没落之後当村^二居住し候旨申伝来、旧記及景図等紛失、当時詳細不相分候へ共、前条由緒を以、元録四未年帯刀御免許御書附頂戴仕候、已上

一志郡合ヶ野村無足人

壬申三月

竹井忠次郎(印)

由緒書

私

先祖已来寺家一志郡滝川村小森次郎吉同様筋目之者^二御座候而、寛政年中当村^江引越庄屋役被 仰付分家仕、寛政七年七月廿六日本家無足人之由緒も御坐候付、帯刀御免許御書附頂戴仕候、已上

一志郡矢下村無足人

壬申三月

小森紋次(印)

由緒書

二居住し、文録二年瀧川村江移り、其後明和二酉年帶刀御免許御書附頂戴仕候、已上

一志郡滝川村無足人

壬申三月

小森次郎吉(印)

守隊下二而抽武功、雖然落城二付退去いたし、一志郡山田野村江皈八对野村二移住ス、又垣内村江移住、右之由緒を以、宝永五子年帶刀御免許御書付頂戴仕候、已上

一志郡入道垣内村無足人

明治五壬申年三月

多喜祐三郎(印)

由緒書

私

由緒書

先祖已来本家小森次郎吉同様筋目之者二御坐候付、寛政二戊年帶刀御免許御書附頂戴仕候、已上

一志郡滝川村無足人

壬申三月

小森新作(印)

先祖

私

俵藤太秀郷之後胤河原田相模守藤原實秀、北畠家美州国司之節幕下二屬し、同家伊勢国江上着之節從而罷越、一志郡稻垣村二住ス、長男作右衛門秀正病身二付、国司没落後八对野村江移住ス、右之由緒を以、貞享三寅年帶刀御免許御書付頂戴仕候、已上

一志郡八对野村無足人

明治五壬申年三月

多喜壽左衛門(印)

由緒書

私

先祖

由緒書

俵藤太秀郷之後胤河原田相模守藤原實秀、北畠家美州国司之節より幕下二屬し、同家伊勢国江上着之節從而罷越し、一志郡稻垣村二構棚住居ス、雖然国司不道之振舞有之故祢眼病出仕不致、嫡孫河原田作左衛門康貞秀吉公二仕、朝鮮兩度之役二出陣武功有を以、丹波国多喜郡ヲ給り、依而性ヲ多喜と改、元和度大坂陣之節ハ、野々村伊予

服部又左衛門尉平廣康当国長島之住士二而、織田信長公二仕度々武

先祖

私

功有之候趣^二聞伝へ居候得共、先代^〆之家系^并由緒書とも紛失^二付、
詳細^二相分り不申候、右等之由緒を以、貞享五辰年帯刀御免許御書
付頂戴仕候、已上

一志郡山田野村無足人

明治五壬申年三月

服部武左衛門(印)

由緒書

戸村作右衛門義、当国津城主富田信濃守殿^二小知拝領相勤居候処、
御国替之節乞暇山田野村^江移住仕候、右由緒を以、宝永四亥年帯刀
御免許御書付頂戴仕候、已上

一志郡山田野村無足人

明治五壬申年三月

戸村正平(印)

由緒書

先祖^者中村左馬之助^与申、伊勢之国司北畠之家臣^二而上八知村を拝領
罷在候所、主家没落之節左馬之助儀討死仕、嫡子帯刀^与申者幼少^二
付、父領地之因縁を以、当所民間^二住居、代々無足人^二而相続罷在

私

候所、右就家筋享保三戌年帯刀
御免許御書付頂戴仕候、以上

壬申三月

中村八左衛門(印)

由緒書

先祖^者藤田勘解由と申、伊勢之国司北畠之家臣^二而一志郡中八知村
之内本地七拾石拝領罷在候処、主家没落之節勘解由義討死仕、拝領
之因縁を以、嫡子其節^〆当所民間^二住居、代々無足人相続罷在候処、
右就家筋天明六年帯刀
御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡中八知村無足人

壬申三月

藤田喜十郎(印)

由緒書

先祖^者中村左馬之助と申、伊勢之国司北畠之家臣^二而上八知村を拝
領罷在候所、主家没落之節左馬之助儀討死仕、嫡子帯刀と申者幼少
^二付、父領地之因縁を以、当所民間^二住居、代々無足人^二而相続罷在

私

候処、右就家筋元禄十五年帶刀
御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡上八知村無足人

壬申三月

中村善八(印)

由緒書

私

先祖者山本相馬と申、伊勢之國司北畠之家臣^ニ而一志郡中八知村之
内本地六拾石拝領罷在候処、主家没落之節相馬義討死仕、拝領地之
因縁を以、嫡子其節^ハ当所民間^ニ住居、代々無足人相続罷在候処、
右就家筋宝永五子年帶刀
御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡中八知村無足人

壬申三月

山本重郎右衛門(印)

由緒書

私

先祖者山本内蔵と申、伊勢之國司北畠之家臣^ニ而一志郡中八知村之
内本地五拾石拝領罷在候処、主家没落之節内蔵義討死仕、拝領地之
因縁を以、嫡子其節^ハ当所民間^ニ住居、代々無足人相続罷在候処、

右就家筋享保八卯年帶刀
御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡中八知村無足人

壬申三月

山本幸次郎(印)

由緒書

私

先祖者藤田源之進と申、伊勢之國司北畠之家臣^ニ而一志郡上八知村
之内本地五拾石拝領罷在候処、主家没落之節源之進儀討死仕、拝領
地之因縁を以、嫡子其節^ハ当所民間^ニ住居、代々無足人相続罷在候
処、右就家筋享保十二年帶刀
御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡上八知村無足人

壬申三月

藤田伊三郎(印)

由緒書

私

先祖以来國司北畠家之侍^ニ而、往昔主家没落之後五代目中林左門当
村^江居住、家筋を以諸役相勤不申数代相歴、九代目平三郎ヨリ十代
目平三郎へ向庄屋役精勤、且無足人相立居候由緒を以、正徳元卯年帶

刀

御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡上太郎生村無足人

壬申三月

中林平三郎(印)

由緒書

私

先祖中子三郎左衛門儀ハ、当国多氣之国司北畠具教卿少知拝領仕相勤居候所、三郎左衛門壯年ニ而相果、悴中子九右衛門幼年之砌、北畠家没落致浪人ニ相成、其後当村江落着、右等之由緒を以、元禄五申年十二月三日刀・衣服御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡石名原村無足人

明治五申三月

中子九右衛門(印)

由緒書

私

先祖中子三郎左衛門儀ハ、当国北畠具教卿少知拝領仕相勤居候所、三郎左衛門壯年ニ而相果、悴中子九右衛門幼年之砌、北畑家没落ニおよび浪人ニ相成、当村落分家仕候所、右等之由緒を以、貞享二丑年七月十九日刀・衣服御免許御書付頂戴仕候、以上

明治五申三月

一志郡石名原村無足人

中子市右衛門(印)

由緒書

私

先祖川尻隼人儀、当国北畠具教卿ニ属伊州伊賀郡居住仕罷在候所、天正四年十一月討死仕、悴七左衛門病身ニ而、同国同郡下川原村西尾左衛門太郎方ニ蟄居仕、同九年一乱之節勢州移住、川口村ニ罷在候節、右等之由緒を以、元禄九子年三月十日刀・衣服御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡石名原村無足人

明治五申三月

川尻常五郎(印)

由緒書

私

先祖拾三代已前岡野六太郎、奉仕北畠家ニ小知拝領仕罷在候所、天正年中於勢州三瀬討死、六太郎弟岡野六助同国川上村江引越、其後代々同村ニ居住仕候、右之由緒を以、文政二卯年帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡川上村無足人

壬申三月

岡野定次郎(印)

由緒書

先祖三代已前日置惣右衛門弟日置次郎、分家後本家之由緒を以、文政二卯年帶刀 御免許御書付頂戴仕候、以上

私

壬申三月

日置嘉兵衛(印)

一志郡川上村無足人

一志郡川上村無足人

由緒書

壬申三月

日置宗十郎(印)

私

先祖礪田小傳次、奉仕

由緒書

私

北畠家ニ小知拝領仕罷在候所、天正年中於勢州三瀬討死、其後次男礪田與兵衛同国丹生俣村ニ代々住居仕候、右之由緒を以、文化二乙丑年帶刀 御免許御書付頂戴仕候、已上

先祖拾代已前日置惣右衛門、奉仕

一志郡丹生俣村無足人

日置宮内少輔ニ主人家滅後勢州川上村ニ住居、右等之由緒を以、文化八末年帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

壬申三月

礪田與三兵衛(印)

一志郡川上村無足人

壬申三月

日置与三八(印)

由緒書

私

由緒書

私

先祖日置嘉兵衛北畠家臣ニ罷在候所、天正年中勢州大河内戦争之節討死、嫡子日置嘉太郎同国川上村江引越、其後代々同村ニ居住仕候、右之由緒を以、貞享二丑年帶刀 御免許御書付頂戴仕候、以上

壬申三月

礪田与左衛門(印)

先祖礪田小傳次、奉仕
北畠家ニ小知拝領、天正年中於勢州三瀬討死、長男礪田與平次同国丹生俣村ニ代々住居仕候、右之由緒を以、文化十癸酉年帶刀 御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡丹生俣村無足人

由緒書

先祖山川藤左衛門源重勝義

榊原式部大輔殿ニ知行拝領相勤居候処、御国替之砌当国桑名迄御見送り申上、御暇相願榊原村ニ居住仕候、右之由緒を以、元禄六酉年十一月帯刀

御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡榊原村無足人

明治五壬申年三月

山川奎次郎(印)

私

由緒書

先祖真野兵庫源重定義、丹州

牧野因幡守殿ニ少知行拝領相勤居候処、故有而国元流浪仕榊原村江移住、丸岡喜六郎と姓名を改、右之由緒を以、元文四未年十二月帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡榊原村無足人

明治五壬申年三月

丸岡喜右衛門(印)

私

由緒書

先祖山川九郎左衛門源重政義

榊原式部大輔殿ニ少知行拝領相勤罷在候処、寛永度越州江御国替之砌御暇ヲ願榊原村ニ居住仕候、右之由緒を以、元禄六酉年十二月帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡榊原村無足人

明治五壬申年三月

山川愛之助(印)

私

由緒書

先祖蒲生帯刀源正元義、奥州会津之城主蒲生飛騨守氏郷之一族之処、故有而当国桑名之城主本多中務大輔殿ニ仕、知行拝領相勤居候処、本多家郡山江御国替之砌致仕相願、寛永十三榊原村江移住、姓ヲ倉田と改、右之由緒を以、寛保三亥年十二月帯刀

御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡榊原村無足人

明治五壬申年三月

倉田忠次郎(印)

私

由緒書

先祖嶋吉兵衛藤原友重義、石田三成之執権島左近友行之一族^二御座候処、関ヶ原^二而没落之後浪人仕、所縁^二寄榑原村^江移住、右之由緒を以、元禄六酉年十一月帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

一志郡榑原村無足人

明治五壬申年三月

嶋 十郎右衛門(印)

由緒書

先祖穂積甚八郎藤原政重義

私

榑原式部大輔殿^二知行拝領相勤居候処、御国替之砌御暇頂戴、榑原村^二居住仕候、右之由緒を以、元禄五申年十二月帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡榑原村無足人

明治五壬申年三月

穂積五郎左衛門(印)

由緒書

先祖山川吉左衛門源一行義

私

榑原式部大輔殿^二知行拝領相勤居候処、御国替之砌子細在之、御暇を請榑原村^二居住仕候、右之由緒を以、元禄六酉年十一月帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡榑原村無足人

明治五壬申年三月

山川徳三郎(印)

由緒書

先祖

私

清和天皇之後胤^二而祖先以来数代伊賀国阿拝郡ヲ領シ、木興ノ城主町井刑部少輔源貞勝ト称シ、天正八庚辰年織田信長公伊州乱入之節一国悉滅亡、其節木興城ヲ落去、江州甲賀郡^江立退、暫クシテ亦木興村^江立帰リ城跡^二住、其後天正十八庚寅年谷杣村^江移住ス、寛政五丑年右由緒申立、刀・衣服御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡谷杣村無足人

明治五壬申年三月

町井又左衛門(印)

由緒書

先祖紀貫之之末流当国小倭之庄夷佐田之城主堀山式部少輔四代之孫

私

堀山次郎左衛門尉重吉、祖先已来一志郡^ニ而所領を給り、国司北畠家之幕下^ニ属ス、天正度蒲生氏郷小倭発向之節居城ヲ退去、北畠家郭内江住ス、国司没落之節佐田村^ニ皈住ス、右由緒を以、享保十七子年帯刀御免許御書付頂戴仕候、已上

一志郡佐田村無足人

明治五壬申年三月

堀山幸太郎（印）

別当法印相務、其後頼朝公江奉仕、於相模国拝領池田帯刀源望政卜称ス、其以来武蔵国長谷川郷拝領、紋所三枝橘、依之長谷川卜改姓永禄五年三月管領上杉朝定之城武州松山江北條氏康攻来、防戦味方敗北而没落、丹波国天田郡江引籠蟄居、其後元和元年大坂鬪争之節大坂江籠城、五月七日落城故当国佐田村江暫ク蟄居、明曆三酉年中之村江住ス、貞享五辰年右由緒申立、刀・衣服御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡中之村無足人

明治五壬申年三月

長谷川源内（印）

由緒書

私

先祖紀貫之之末流稻垣七郎紀愛時、祖先已来数代一志郡佐田村^ニ住ス、代々北畠家之幕下^ニ属ス、天正度同家没落之節退去いたし、本多下総守殿^ニ仕官ス、其後病身^ニ付元和度乞暇古郷佐田^ニ皈住ス、右之由緒を以、貞享三寅年帯刀御免許御書付頂戴仕候、已上

一志郡佐田村無足人

明治五壬申年三月

稻垣喜内（印）

由緒書

私

先祖以来本家長谷川左五助之由緒を以、安永四未年刀・衣服御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡中之村無足人

明治五壬申年三月

長谷川甚吾（印）

由緒書

私

由緒書

私

先祖
雅日本根子彦大日日尊之後胤^ニ而、祖先以来数代城州石清水八幡宮

先祖大倉主計

国司北畠権大納言具教卿方少知申請相勤罷在候処、病身二付乞暇小
倭ノ庄上村 江引越住居仕、享保七寅年八月右由緒申上、帶刀御免許
御書付頂戴仕候、以上

一志郡上村無足人

壬申三月

大倉吉左衛門(印)

由緒書

本家大倉吉左衛門

私

無足人二付右由緒申上、寛政八辰年十二月帶刀御免許御書付頂戴仕
候、以上

一志郡上村無足人

壬申三月

大倉松太郎(印)

由緒書

先祖

私

大職冠鎌足公後胤工藤左衛門尉祐経九代之孫工藤三河守藤原祐歳
後光厳院御宇貞治元年壬寅擇勢州安濃郡家所之地而城自称家所三河
守采地二十四邑祐歳九代之孫祐勝元龜二年辛未

東照公江奉仕、下総国今橋二而知行所拝領、天正十一年癸未公賜助
宗腰刀、同十七年己丑再ヒ勢州家所二帰住ス、祐勝嫡勝親二至故有
テ浪人仕、一志郡小倭南出村二移ル、家所村井面垣内二住居罷在候
故、性ヲ井面卜改、勝親嫡子九郎左衛門勝光と申者松平下総守二奉
仕、罷帰不申二付弟井面藤右衛門勝重家督相続仕候、右勝重二男傳
兵衛勝宣男子三人有之、二男井面仲右衛門勝長幼名権十郎稻垣村江分
家仕候、其節 東照公ヨリ拝領之助宗ノ腰刀本家ヨリ讓請、于今所
持仕居申候、右本家之由緒を以、元禄五申年十二月三日帶刀御免許
御書付頂戴仕候、以上

一志郡稻垣村無足人

壬申三月

井面甚五兵衛(印)

由緒書

私

親井面右京幼名民藏当村無足人井面甚五兵衛曾祖父井面仲右衛門祐
貞二男二而分家仕候二付、本家由緒を以、文化十五寅年三月十八日
帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡稻垣村無足人

壬申三月

井面瑞軒(印)

由緒書

先祖者前々相分り不申候得共、河原田相模守實秀多気国司北畠家之幕下ニテ稻垣村ニ居住、于今城跡も御座候、北畠家没落之後も稻垣村ニ住居、子孫相続仕候由緒を以、先代河原田彦助江寛保元酉年十二月四日帯刀御免許御書付頂戴仕候、已上

私

一志郡稻垣村無足人

壬申三月

川原田彦三郎(印)

由緒書

私

由緒書

壬申三月

竹口小太郎(印)

先祖竹口衛門太郎義、北畠大納言様へ仕へ少知拝領仕候処、其後浪人仕、中万村へ引越住居仕候付、右之由緒を以、寛政三亥年五月帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

飯野郡中万村無足人

先祖山上源内左衛門一族ニ而源内左衛門義、北畠大納言様ニ属し御用相勤、少知拝領仕居候処、其後有故浪人仕、中万村へ引越住居仕候付、右之由緒を以

私

源兵衛先祖

寛政三亥年正月

山上源右衛門

壬申三月

中井平右衛門(印)

寛政三亥年五月

源左衛門先祖
山上源左衛門

帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

由緒書

飯野郡中万村無足人

私

壬申三月

山上源兵衛(印)

先祖富山小太夫義、北畠大内言様勤仕罷在少知拝領仕候処、其後有

山上源左衛門(印)

故浪人仕、中万村へ引越居住仕候付、右之由緒ヲ以、寛政四子年五

月廿六日帯刀御免許御書附頂戴仕候、以上

飯野郡中万村無足人

壬申三月

富山小左衛門(印)

万村ニ住居仕候、右之由緒ヲ以、貞享四卯年十二月九日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

飯野郡中万村無足人

壬申三月

紺田与兵衛(印)

由緒書

私

先祖堀木十右衛門義、北畠大納言様ニ勤仕罷在少知拝領仕候処、天正年中御滅亡之節浪人仕、中万村へ引越候付、右之由緒を以、元文四未年正月廿六日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

飯野郡中万村無足人

壬申三月

堀木太郎兵衛(印)

先祖中野文右衛門義、青山因幡守様属し勘定役相務知行百石を拝領仕候処、其後浪人仕中万村へ引越候ニ付、右之由緒を以、宝歴九卯年四月十一日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

飯野郡中萬村無足人

壬申三月

中野齋次郎(印)

由緒書

私

先祖清和源氏太田伊豆守資治相模国山内ニ住シ、同人嫡子太田刑部少輔資政伊勢国飯野郡を為領知同郡ニ住ス、資政已後六代同所ニ住シ、七代資房土岐氏之幕下ニ属し美濃岐阜ニ住シ、資房已後六代与も同国ニ住シ、兵庫助常親天文十一寅年土岐定明・斎藤道三と合戦之砌戦死仕、同人嫡子浪人仕、当国飯野郡中万村へ落来居住、織田家を憚畏氏を紺田と更メ、紺田与四郎常次と名乗、同人已後代々中

由緒書

私

先祖佐々木高綱九代孫小四郎晴重越前豊原ニ住、斯波武衛公之麾下ニ属シ数軍功有之、賜尾州奥田庄依之氏ヲ奥田と改、同十三代孫奥田宗太夫秋高当国櫛田川上当時之地江移住シ後帰越前、永禄五戌年二月十七日越前ニ而戦死、同人嫡孫宗大夫忠重一族召連、天正年中再当国櫛田川上江引移居住仕候義ニ御座候、尤越前豊原より引越候

二付、其頃近里之者豊原殿と相唱候由二付、終二一村之名と相成候旨申伝江ニ御座候、其後代々豊原村ニ居住、地土ニ而罷在候ニ付、右之由緒ヲ以、貞享三寅年三月廿五日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

壬申三月

飯野郡豊原村無足人

奥田宗平(印)

由緒書

私共 兩人

先祖奥田对馬一族ニ而、对馬義志摩国鳥羽城主九鬼長門守殿へ相仕へ少知拝領仕居候処、其後浪人仕当時住居豊原村へ引越居住仕候付、右之由緒ヲ以

平吉先祖

貞享四卯年八月廿五日

奥田平兵衛

安兵衛先祖

元禄四未年十二月十九日

奥田久右衛門

帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

飯野郡豊原村無足人

壬申三月

奥田平吉(印)

奥田安兵衛(印)

由緒書

私共 三人

先祖佐々木高綱十三代孫改姓奥田宗大夫秋高嫡孫忠重之一族ニ而、天正年間越前国方当国当郡櫛田川上当時住居之地へ引越居住罷在候者ニ而、由緒之儀者前書奥田宗平同様ニ御座候付

貞享四卯年十月十九日

国之助先祖

奥田弥兵衛

恒三郎先祖

元禄九子年二月廿五日

奥田正蔵

駒蔵先祖

寛延三年十二月

奥田山三郎

右之通年限帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

飯野郡豊原村無足人

壬申三月

奥田国之助(印)

奥田恒三郎(印)

奥田駒蔵(印)

由緒書

私

先祖織田信雄公方少知拝領仕、伊州上野ニ罷在候処、其後浪人仕文録年中伊賀町村を取立、其節之領主吉田修理殿方御扶持拝領仕、其

後野村肥前守殿領分并慶長年中九鬼長門守殿領地之節も御扶持被下
候由緒を以、五代已前享保七寅年帶刀御免許御書付頂戴仕候

飯野郡山添村 (ママ)

井坂才五郎 (印)

壬申三月

飯野郡伊賀町村無足人

池田惣次郎 (印)

由緒書

私

由緒書

私

先祖服部主計義、北畠大納言殿勤仕罷在候処、天正年中御殿御滅亡
之節浪人仕、当国飯野郡山添村有所縁引越住居仕候ニ付、右由緒ヲ
以、宝曆元未年十二月十八日帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

先祖享紺文次郎義、多気国司様ニ御扶持頂戴罷在候処、落城後所々
浪人仕居所縁も御座候ニ付、上蛸路村江住居を定、姓を長谷川と相
改申候

飯野郡山添村無足人

前書之通由緒御座候ニ付
元禄五申年十二月刀
御免許之御書付頂戴仕候、以上

壬申三月

服部源三郎 (印)

飯野郡上蛸路村無足人

壬申三月

長谷川文次郎 (印)

由緒書

私

由緒書

私

先祖井坂勘兵衛、天正年中当国龜山城主関家ニ仕へ、其後所謂御座
候而当国田丸城主中務少輔殿奉公仕罷在候処、中務少輔殿奥州三春
之城へ所替之節暇申請浪人仕、母方之所縁を以当村へ引移住居仕候、
右之由緒を以、六代以前正徳元卯年帶刀御免許御書付頂戴仕候、以
上

先祖常保善四郎義、河内国丹南郡鑄物師家清之末流御坐候
一曆応徳年中御綸旨頂戴仕、諸国順番以
禁裏御所年頭・八朔両度御灯炉奉献上候付、其廉以
文化申子年十二月十八日刀御免許御書付頂戴仕候

以上

飯野郡上蛸路村無足人

壬申三月

常保善四郎（印）

応永度下蛸路村江引越住居仕候処、前文之由緒ヲ以、九代已前享保六丑年閏七月堀口六兵衛江刀 御免許御書付頂戴仕候、以上

飯野郡下蛸路村無足人

壬申三月

堀口六兵衛（印）

由緒書

私

先祖茨木弥五左衛門と申者、多氣之國司様と少知拝領仕罷在、其後浪人仕居候処、所縁御座候ニ付八太村居住罷在候

曾祖父

六郎大夫

慶長年中九鬼長門守様御領下之節御扶持頂戴、無足人相勤居申候

前書之通由緒御座候ニ付

正徳元卯年十二月刀

御免許之御書付頂戴仕候、以上

飯野郡八太村無足人

壬申三月

茨木次右衛門（印）

由緒書

私

由緒書

私

一先祖從五位下新田炊助源義重五男家貞末葉堀口六兵衛美濃守貞満、
（大脱カ）

先祖赤松信濃守範資九代赤松左衛門尉貞資、仕 北畠家三代孫上総介義模為西山城主氏政中西嫡子中西帶刀義治長男中西凶書頭源義照、天正四子年十一月廿九日於笠城御所討死、長男中西外記源義純、天正四子年十二月五日於西山城討死、外記次男童名駒之祐西山没落之時齡五歳、乳人兄原田九郎兵衛被扶持赴大和國暫避乱、又赴當國河

股谷経年、其後諸州ヲ遍曆仕後改中西彦大夫義武、当村住居仕候由緒を以、六代已前宝曆八寅年帯刀御免許御書付頂戴仕候

由緒書

私共

飯野郡安楽村無足人

壬申三月

中西建十郎 (印)

先祖山路弥次右衛門義、多気国司北畠家山奉行仕罷在、同家断絶後早瀬村江引移リ数代住居仕候処、右由緒ヲ以テ、孝順先祖山路十兵衛・平六先祖山路六郎兵衛、貞享四卯年四月廿五日帯刀免許御書附一紙頂戴仕候、以上

由緒書

飯野郡早馬瀬村無足人

壬申三月

山路孝順 (印)

同

山路平六 (印)

先祖水谷茂兵衛義、伊勢国飯高郡松坂城主古田兵部少輔殿方少知拝領勤仕罷在候処、其後有故浪人仕、当時山下村江引越住居罷在候ニ付、右之由緒を以、元文二巳年四月廿六日帯刀御免許御書付頂戴仕候、已上

飯野郡山下村無足人

壬申三月

水谷九八郎 (印)

由緒書

私

由緒書

私

本家先祖山路十兵衛義、多気国司北畠家ニ勤仕罷在、同家断絶後早馬瀬村へ引移数代住居仕候処、右由緒ヲ以、御免許御書附頂戴仕候、其後先代六郎兵衛別家仕ニ付、右由緒ヲ以、延享二巳年閏十二月十八日帯刀御免許御書附頂戴仕候、以上

飯野郡早馬瀬村無足人

壬申三月

山路吉次郎 (印)

先祖中村将監、北畠大納言様ニ知行五千石拝領罷在候処、有故浪人仕、横地村へ居住仕候義ニ御座候、右之由緒を以、延享四卯年十二月十八日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

飯野郡横地村無足人

壬申三月

中村文三郎 (印)

由緒書

私

先祖從五位三浦遠江守時喬始テ居住于安房国正木庄後築城上総州夷隈郡大多喜城九代從五位三浦遠江守時康初而姓改、正木時康嫡子朝散大夫正木大膳亮時勝、下総国鶺之台合戦無利里見家断絶之節、因州鳥取池田侯江被預、時勝四男正木與五左衛門時治大坂乱後、勢州桑名浪人時治長男正木宗右衛門時高、勢州桑名浪人之節早世、時高長男与五左衛門時元飯野郡目田村江浪人、時元六男正木太兵衛時貞早馬瀬村江居住、右之由緒ニテ、貞享四卯年十月十九日帶刀御免許御書付時貞長男正木五郎兵衛江頂戴仕、数代正木姓相名乘来候処、去明治四辛未年正月復姓御願申上、三浦与相改申候、以上

飯野郡早馬瀬村無足人

壬申三月

三浦太介(印)

由緒書

私

先祖鎌田三郎左衛門義、伊勢国飯高郡松坂城主蒲生飛驒守殿へ属し少知拝領仕候処、其後有故浪人仕、当時居住早馬瀬村へ引越住居在候付、右之由緒ヲ以、享保二酉年十二月十八日帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

飯野郡早馬瀬村無足人

壬申三月

鎌田堅之助(印)

由緒書

私義

先祖安藤小一郎義、多気国司北畠大内言様御家来安保若狭守一族ニ而、少知拝領仕相勤罷在候処、其後慶長式丁酉年二月与浪人仕、美濃国大垣へ引移り居住仕、竹村伊兵衛と相改居候処、元和三丁巳年九月櫛田村へ引越居住仕候ニ付、右之由緒申上、三代目竹村市郎右衛門へ貞享四卯年十二月十九日帶刀御免許御書附頂戴仕、所持仕居申候、以上

飯野郡櫛田村無足人

壬申三月

竹村木三平(印)

由緒書

私

先祖坂本清一郎義、加賀国前田中将様御家来坂本善大夫一族ニ而、少知拝領仕勤仕罷在候処、其後貞享元甲子年三月浪人仕、近江国高宮へ引移り居住仕、其後元録元辰年二月櫛田村へ引越坂倉三左衛門と相改、当地居住仕候ニ付、右由緒ヲ以、元録西年十一月四日帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

飯野郡櫛田村無足人

壬申三月

坂倉新之助(印)

由緒書

先祖坂木源八郎義、加賀国前田中将様御家来坂木権之進一族^二而、少
知拝領仕勤仕罷在候所、其後貞享二酉年五月浪人仕、尾州名古屋へ
引移り居住仕、其後享保二酉年六月櫛田村へ引越坂倉権左衛門と相
改、当地居住仕候^二付、右由緒ヲ以、享保六丑年十二月十九日帯刀
御免許御書付頂戴仕候、以上

飯野郡櫛田村無足人

壬申三月

坂倉嘉十郎(印)

由緒書

私

由緒書

先祖大津清内義、多気国司北畠家^二勤仕罷在、同家断絶後和屋村江
引移数代住居仕居候処、右由緒ヲ以、五代以前清内へ寛政十一未年
十二月廿日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

飯野郡和屋村無足人

壬申三月

大津清内(印)

由緒書

私

由緒書

私

先祖谷川久兵衛弟清六義、志州鳥羽御城主九鬼大隅守殿^二相勤罷在
候所、病身^二相成奉公難相勤御暇ヲ願、江戸表へ罷越、森田次郎兵

先祖脇野九郎左衛門義、志州鳥羽御城主九鬼大隅守殿^二知行式百石
拝領仕勤仕罷在候処、其後首尾好御暇申上、立利村^二所縁御座候^二
付同村へ引移、居住仕候義^二御座候、右之由緒を以、貞享三寅年八
月四日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

飯野郡立利村無足人

壬申三月

脇野市兵衛(印)

先祖谷川清左衛門義、志州鳥羽御城主九鬼大隅守殿^二少知拝領仕相
勤罷在候処、病身^二相成候^二付御奉公難相勤御暇願、其後所縁御座
候^二付立利村へ引移、久兵衛と改居住仕候義^二御座候、右之由緒を
以、享保三戌年十二月十八日帯刀御免許御書付頂戴仕候、已上

飯野郡立利村無足人

壬申三月

谷川長左衛門(印)

衛与相改罷在候所、其後所縁も御座候ニ付立利村へ引移、居住仕候
義ニ御座候、右之由緒を以、享和元年辛酉十二月廿一日帯刀御免許
御書付頂戴仕候、以上

飯野郡立利村無足人

壬申三月

森田市太郎(印)

十九日帯刀御免許御書付頂戴仕、私迄七代連綿仕居候義ニ御座候、
以上

壬申五月

脇田梅次郎(印)

飯野郡井口村無足人

由緒書

私

先祖脇野才兵衛義、九鬼長門守殿方少知拝領仕勤仕罷在候処、摂州
三田江御国替之節御供仕、式部殿御代迄勤仕、其後有故浪人仕、才
田村ニ所縁御座候ニ付引移、居住仕候義御座候、右之由緒を以、享
保六丑年十二月十九日帯刀御免許御書付頂戴仕候、已上

飯野郡才田村無足人

壬申三月

脇野安蔵(印)

由緒書

私

先祖佃十兵衛、当国多気国司北畠之家臣ニ候処、天正年間滅亡之節
六根村ニ知音も有之候ニ付、家来六人召連主従引移リ居住仕候、前
文由緒を以、貞享四年卯十月十九日七代已前佃市左衛門江帯刀御免
許御書付頂戴仕候、尤家来六人とも于今居住仕居候、以上

飯野郡六根村無足人

壬申三月

佃 安之丞(印)

由緒書

私

先祖脇田伊大夫義、多気国司籙下越前守家来山脇重左衛門与申相勤
罷在候処浪人仕、二代目平大夫三代目重兵衛卜モ井口村へ引越住居
仕、其後四代目重兵衛義、前件由緒ヲ以奉願、寛保元辛酉年十二月

由緒書

私

先祖浅沼五左衛門義、北畠大納言様ニ御奉公相勤居候所、其後有故
浪人仕、六根村ニ所縁も御座候ニ付、同村へ引移リ住居仕候ニ付、
右之由緒を以、文化七午年十二月廿八日帯刀御免許御書付頂戴仕候、
以上

壬申三月

飯野郡六根村無足人

浅沼馬之助 (印)

由緒書

私

由緒書

私

先祖乾四郎兵衛義、志摩国鳥羽御城主九鬼大隅守殿より少知拝領勤仕罷在候処、其後有故浪人仕、清水村ニ所縁御座候ニ付、同村へ引移り居住仕候義ニ御座候、右之由緒を以、宝曆^(唐)十辰年十二月十九日帯刀御免許御書附頂戴仕候、以上

飯野郡清水村無足人

壬申三月

乾 九平 (印)

由緒 (ママ)

私

由緒書

私

先祖飯田吉右衛門義、志州鳥羽御城主九鬼長門守殿より少知拝領仕相勤罷在候処、其後有故浪人仕、清水村ニ聊所縁御座候ニ付、同村江引越居住仕候義ニ御座候、右之由緒を以、享和三癸亥年十二月十八日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

飯野郡清水村無足人

壬申三月

飯田儀右衛門 (印)

由緒 (ママ)

私

一先祖横井弾正之後胤同名源左衛門より分家仕候ニ付、右由緒より、

先祖横井弾正義、当国多気御所北畠中納言具教卿ニ相仕少知頂戴仕候処、右御所没落後浪人仕当村居住、其後数代庄屋役相勤、右由緒を以、七代已前横井源左衛門江貞享四卯年十月十九日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

飯野郡久保村無足人

壬申三月

横井重之助 (印)

四代已前横井與吉へ享保四亥年十二月十九日帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

飯野郡久保村無足人

壬申三月

横井源右衛門(印)

仕候、右由緒を以、拾代已前中川七郎兵衛(江)元録二巳(年脱之)二月四日帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

飯野郡魚見村無足人

壬申三月

中川織之祐(印)

由緒書

私

先祖元応年寛中川九左工門、北畠頭家公家臣(間)候処、落城以後度会郡宇治(二)住居仕、八代以前佃源太左工門と改名仕、加州松平加賀守殿(江)仕官仕、其後魚見村(江)引移住居仕居候処、前文之由緒を以、五代以前安永七年戊戌十二月中川九兵衛(江)帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

飯野郡魚見村無足人

壬申三月

中川九左工門(印)

由緒書

私

先祖森田源右衛門、北畠具教卿(二)仕へ居、其後当村へ居住仕居候処、右由緒を以、七代以前森田源右衛門へ元録五申年十二月三日帶刀御免許御書附頂戴仕候、以上

飯野郡多氣郡入会腹太村無足人

明治五年三月

森田源之助(印)

由緒書

私

由緒書

一

私

先祖長野九左衛門儀、尾州 大納言様(二)御知行百名(二)仕居候処、其後御暇奉願、其後佃源太左衛門(与)改名致し、松平加賀守様(江)御奉公(二)罷出、段々立身仕千石(二)而罷在、其後御暇奉願当村(江)帰農

先祖出口傳左衛門迄当国多氣国司北畠家(二)仕江居候処、同家没落後当村(二)居住、八代已前出口千代左衛門元鳥羽城主九鬼大隅守様(江)仕官仕、寛永十一戌年九鬼長門守様御国替之節御暇相願、再当村(江)帰農仕、右由緒を以、安永三年十二月十八日五代已前出口傳右衛門(江)帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

多氣郡垣内田村無足人

壬申三月

出口傳之右衛門(印)

由緒書

私

先祖横井庄藏義、永録・天正之頃当国多氣国司家^二相仕へ少知拝領仕居候処、北畠家没落之節飯野郡川島村^江居住仕、其後大垣内村^江移住、庄屋役年来相勤居候処、六代以前横井惣兵衛^江右由緒を以、元禄六酉年十一月四日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

多氣郡大垣内村無足人

壬申三月

横井才助(印)

由緒書

私

先祖浅沼磯八郎、当国多氣之國司北畠具教卿^二相仕へ居候処、同家没落之後浪人仕、其後志摩之國鳥羽城主九鬼大隅守殿^江相仕へ、同長門守殿・同大和守殿迄勤仕候処、病身^二相成寛永八辛未年御暇申受当村へ移住、農民^二相成、其後庄屋役相勤居候処、四代以前浅沼仁左衛門へ前由緒を以、明和五子年四月廿六日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

多氣郡柿木原村無足人

壬申三月

浅沼友吉(印)

由緒書

私

先祖信濃国伊奈郡飯田之住人飯田二郎源義基、文明年中当国多氣之國司北畠侯^江仕へ、累代之家士^二御座候処、十二代已前飯田大藏儀、国司家滅亡後諸国遊曆、志摩国鳥羽滞留中嫡子飯田久左衛門儀、城主九鬼長門守殿^江仕へ相勤居候処、寛永二丑年御暇申受当村^江移住、農民^二相成候後、庄屋役相勤居候処、祖父飯田太郎兵衛^江前由緒を以、寛政五丑年六月四日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

多氣郡東黒部村無足人

壬申三月

飯田太郎兵衛(印)

由緒書

私

先祖大西長五郎義、当国多氣之國司北畠中納言具教卿^二相仕居候処、同家没落後浪人仕、所縁^二御座候^二付、当村へ居住仕候処、五代已前大西長次^江右由緒ヲ以、寛延二巳年十二月十日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

多氣郡東黒部村無足人

壬申三月

大西長次 (印)

当代由緒之筆記写

私

由緒書

私

先祖久田弥惣次、数代当国多氣之國司北畠公家来ニ御座候所、十六代已前久田与三太夫九鬼長門守殿江附属ニ相成居候所、主人大和守寛永十一甲戌年撰州江御国替之節御暇申受、当村へ移住仕農民ニ相成居候後、七代已前久田藤右衛門義、当村庄屋役相勤、其節前件之由緒を以、帶刀御免許御書附頂戴仕候、以上

多氣郡東黒部村無足人

壬申三月

久田勘三郎 (印)

由緒書

私

由緒書

私

先祖飯田三郎兵衛義、当国多氣國司北畠家江相仕、天正年寛^(間)当村江移住仕居候処、筋目御糺之上村長相勤候ニ付、四代已前飯田三郎右衛門へ元文四未年正月帶刀御免許之御書付頂戴仕候、以上

多氣郡土古路村無足人

壬申三月

飯田三次 (印)

先祖雖不詳、天文年寛^(間)之通称丸林大式地士帶刀仕候、長女江北畠之家臣小坂某氏二男八三郎養子仕候、将又九鬼長門守様ヨリ繿目從前之通蒙仰、且拝領品等をも御座候得共、慶長三年回録ニ相懸リ焼失仕候、前文之由緒を以、貞享五年辰七月七代以前太郎次江帶刀御免許御書付頂戴仕、于今所持仕候、以上

多氣郡川尻村無足人

壬申三月

丸林竹之丞 (印)

由緒書

先祖大井兵三郎儀、武内宿祢二十三代之後胤ニ而信濃国大井之莊ヲ領シ居候処、四代之孫大井三郎實治儀

後醍醐天皇ニ仕、元弘官方ニ属軍敗北シテ君被遷隱岐国王ノ時流浪シ、元弘三官方京攻之時中ノ院中将属得軍功、夫ヨリ中院家ニ仕、曆応元北畠中納言伊勢国司ニ任ラル時一志郡多芸御所ニ仕、同五代大井三郎兵衛為實国司九代ニ仕、天文廿三国司晴具郷大神宮神主等ト合戦之時、大井兵庫介深手ヲ負官川ヨリ遁世ヲ願、多氣郡藤原村江從卒五人共居住致シ、右由緒ヲ以、六代以前多井善十郎江正徳元卯年十一月廿五日帶刀御免許御書付頂戴仕、從者五軒共相續仕居申

候、以上

多氣郡北藤原村無足人

壬申三月

多井宰彌 (印)

由緒書

私

先祖当国北畠御所ニ仕居候処、天正年中敗軍後藤原村ニ帰農仕居候由緒を以、貞享四卯年高祖父多井権之助江帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

多氣郡北藤原村無足人

壬申三月

多井左一郎 (印)

由緒書

私

先祖天野佐之右衛門、北畠中将信雄公ニ御奉公相勤居申候処、天正十年当国松ヶ嶋ヨリ尾州清須ニ御引越之節御暇申請、所々牢人仕、所縁御座候ニ付、当村ニ住居仕無足人之由緒有之候ニ付、五代以前天野弥兵衛ニ享保十巳年十二月十九日帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

多氣郡南藤原村無足人

壬申三月

天野五左衛門 (印)

由緒書

私

先祖野呂六郎兵衛儀、当国多氣之国司北畠家ニ仕官仕居候処、同家没落之節牢人仕、其後当村ニ所縁御座候ニ付居住仕居、右由緒ヲ以、八代以前野呂甚右衛門貞享三寅年閏三月十九日帶刀御免許御書付頂戴仕申候、以上

多氣郡南藤原村無足人

壬申三月

野呂藤右衛門 (印)

由緒書

私

先祖北畠具教郷^(卿)ニ仕工、没落後九鬼長門守様より式拾五人扶持頂戴相勤居候、以来帰農御公役相勤、從者六斬^(軒)扣居候由緒ヲ以、貞享四年帶刀御免許御書付頂戴仕候処右紛失、享保四年再御書付被下置候、前条紛失之御書付出候ニ付其儘式通所持、右從者之内五斬于今御座候、以上

多氣郡中村無足人

壬申三月

藺田権右衛門 (印)

由緒書

先祖伊勢国北畠具教卿亡後帰農仕、代々帯刀仕来り候廉を以、貞享四年帯刀御免御書付被下所持仕候処、紛失ニ付元禄六酉年十一月御書付被下所持仕候義ニ御座候、以上

私

多気郡中村無足人

壬申三月

藺田四郎左衛門(印)

由緒書

先祖貞之進儀、元禄年中本家四郎左衛門方より分家仕、帯刀仕来り候処、延享元子年御書付被下頂戴仕居候義ニ御座候、以上

私

多気郡中村無足人

壬申三月

藺田長左衛門(印)

由緒書

先祖牧戸重兵衛儀、当国多気北畠家ニ仕官仕候処、同家滅亡後浪人仕、当村ニ所縁御座候ニ付、帰農居住仕候由緒ヲ以、五代已前享保七寅年十二月四日牧戸平右衛門帯刀御免許御書付頂戴仕申候、以上

私

多気郡中村無足人

壬申三月

牧戸常三郎(印)

由緒書

先祖乾幸吉義、当国多気之国司北畠中納言具教卿江相仕居候処、同家没落之後浪人仕、其後志摩国鳥羽城主九鬼大隅守殿江相仕、同長門守殿・同大和守殿迄勤仕候処、病身ニ相成、寛永六巳年御暇申受、当村江移住仕候処、十代已前乾幸内江右由緒を以、貞享五辰年七月四日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

多気郡志貴村無足人

壬申三月

乾 藤右衛門(印)

由緒書

先祖乾惣造義、当国多気之国司北畠中納言具教卿江相仕居候処、同家没落後浪人仕、其後志摩国鳥羽城主九鬼大隅守殿江相仕江、同長門守殿江も勤仕候処、病身ニ相成候ニ付、元和三辰年御暇申請、当国度会郡山田江移住仕居候所、同家乾幸内義当国多気郡志貴村ニ居住仕候ニ付、右之所縁を以、九代已前乾団助義も当村江引越候後、

私

右由緒を以、元文二巳年閏十一月十一日帶刀御免許御書付頂戴仕候、
以上

多氣郡志貴村無足人

壬申三月

乾 惣太郎 (印)

召連牢人仕、前野村地侍中楚新助与申者ニ好身有之、尋参住居仕候、
間宮理兵衛同家ニテ御座候、以右由緒、五代以前間宮孫三郎江元録
四未年十月帶刀御免許御書附頂戴仕候、以上

多氣郡前野村無足人

明治五年三月

間宮丹十郎 (印)

由緒書

私

由緒書

先祖間宮理兵衛義、当国多氣国司北畑家^(皇)ニ相仕居、其後前野村^二居

私

住仕候処、間宮利平治次男間宮権内元和三巳年田屋村江移住仕居候
処、六代以前間宮権左衛門江享保六丑年十二月十九日本家由緒を以、
帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

多氣郡田屋村無足人

壬申三月

間宮齋次郎 (印)

北條長氏・氏綱ニ仕罷在候、河内信高

盼 與三左衛門高秀

由緒書

私

先祖近江源氏間宮新左衛門信冬四男

召連牢人仕、前野村地侍中野新助信貞と申者に好身有之、尋参住居
仕候
当国多氣国司ヨリ少知被下、其後志州鳥羽城主九鬼長門守様ヨリ少
知被下、代々無足人ニ御座候、以右由緒、安永九子年六月帶刀御免
許御書附頂戴仕候、以上

間宮河内信高

多氣郡前野村無足人

北條長氏・氏綱ニ仕罷在候、河内信高

明治五年三月

間宮理兵衛 (印)

盼 與三左衛門高秀

由緒書

先祖森寛之介義、多氣国司北畠家ニ数代奉公仕候義ニ而、勤中一村ヲ開取立候処、則私姓を以森村与相唱、多氣落城之後当村江引取代々住居仕候、右由緒ヲ以、貞享三寅年八月四日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

一志郡森村無足人

壬申三月

森 柰助 (印)

由緒書

先祖无無足人相立居候処、

藤堂高虎公 初而御入城之節

御目見申上、累世無足人相立来候処、天和三癸亥年郷中之者刀指候義不相成段被仰出候付、同十二月書付を以、累世無足人相立帯刀仕、御目見等も仕来候義申上候処、右書付へ帯刀御免許之御裏書被成下候ヲ頂戴仕候、以上

私

一志郡雲出本郷村無足人

壬申三月

須川庄三郎 (印)

由緒書

先祖以来無足人之由緒を以、宝永七寅年帯刀御免許御書付頂戴仕候、尤由緒之巨細年立候義ニ付、相分り兼申候、以上

私

一志郡南家城村無足人

壬申三月

岩脇弥七郎 (印)

由緒書

先祖以来無足人之由緒を以、享和元酉年帯刀御免許御書付頂戴仕、尤由緒之巨細年立候儀ニ付、相分り兼申候、以上

私

一志郡南家城村無足人

壬申三月

岩脇儼庵 (印)

由緒書

先祖以来無足人之由緒を以、天保四巳年帯刀御免許御書付頂戴仕候、尤由緒之巨細年立候儀ニ付、相分り兼申候、以上

私

一志郡南家城村無足人

壬申三月

岩脇貞助 (印)

由緒書

先祖以来無足人之由緒を以、宝永七寅年帶刀御免許御書付頂戴仕候、尤由緒之巨細年立候儀ニ付、相分り兼申候、以上

私

一志郡南家城村無足人

壬申三月

岩脇傳左衛門(印)

由緒書

先祖以来無足人之由緒を以、安永九子年帶刀御免許御書付頂戴仕候、尤由緒之巨細年立候儀ニ付、相分り兼申候、以上

私

一志郡南家城村無足人

壬申三月

森川儀右衛門(印)

由緒書

先祖以来無足人之由緒を以、宝永七寅年帶刀御免許御書付頂戴仕候、尤由緒之巨細年立候儀ニ付、相分り兼申候、以上

私

一志郡南家城村無足人

壬申三月

岩脇傳四郎(印)

由緒書

先祖以来無足人之由緒を以、享保八卯年帶刀御免許御書付頂戴仕候、尤由緒之巨細年立候儀ニ付、相分り兼申候、以上

私

一志郡南家城村無足人

壬申三月

岩脇周平(印)

由緒書

先祖以来無足人之由緒を以、宝永七寅年帶刀御免許御書付頂戴仕候、尤由緒之巨細年立候儀ニ付、相分り兼申候、以上

私

一志郡南家城村無足人

壬申三月

森川伴治(印)

由緒書

先祖以来無足人之由緒を以、文化七午年帶刀御免許御書付頂戴仕候、尤由緒之巨細年立候儀ニ付、相分り兼申候、以上

私

一志郡南家城村無足人

壬申三月

天花寺李太郎(印)

由緒書

私

一

口上之覺

私

先祖以來無足人之由緒を以、正徳元卯年帶刀御免許御書付頂戴仕候、尤由緒之巨細年立候儀^ニ付、相分り兼申候、以上

一志郡南家城村無足人

先祖無足人御書付頂戴仕居候、由緒書上候様被 仰下奉畏、享保六丑年八月御書付頂戴仕候得共、由緒之儀相分不申候、此段申上候、以上

壬申三月

岩脇森太郎(印)

壬申三月

飯野郡下蛸路村無足人

堀木覺之助(印)

由緒書

私

口上之覺

私

先祖以來無足人之由緒有之候付、寛政十一未年帶刀御免許御書付頂戴仕候、尤無足人之由緒巨細書年過候故、相分り不申候、以上

一志郡福田山村無足人

一先祖無足人御書付頂戴仕居候、由緒書上候様被 仰下奉畏、享保六丑年閏七月御書付頂戴仕候得共、由緒之儀相分不申候、此段申上候、以上

壬申三月

鈴木孫左衛門(印)

飯野郡下蛸路村^(ママ)

壬申三月

出口七郎右衛門(印)

由緒書

私

口上之覺

先祖以來本家鈴木孫左衛門無足人之由緒有之候^ニ付、文政四巳年帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡福田山村無足人

先祖帶刀御免許^ニ相成候由諸詳細書差出し候様御達被成下候処、右^(緒)者寛保三亥年十二月十八日帶刀御免許御書付頂戴仕候義^ニ御座候得

壬申三月

鈴木專之丞(印)

私義

共、家筋由緒等之義ハ記録等も無御座候ニ付、相分り不申候、此段
申上候、以上

由緒書

私

壬申三月

安濃郡岩田村無足人

吉岡文之丞(印)

先祖高楠安之丞義、寛政二戌年居村無足人当高楠傳八郎方四代以前
傳右衛門方方分家仕候処、本家無足人之由緒ヲ以、寛政二戌年十一
月帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

奄芸郡高野尾村無足人

由緒書

壬申三月

高楠孫三郎(印)

私

先祖年久殿相成由緒之子細相分り兼候得共、先年由緒書差上候由之
処、宝永四亥年十二月十八日帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

由緒書

河曲郡玉垣村無足人

壬申三月

杉野太郎兵衛(印)

先祖喜太郎義、天正年中当国安濃郡長野城主工藤駿河守殿臣下ニ御
座候処、同家滅亡後浪人^与相成当村住居仕申候、右仍由緒、元録五
申年十二月三日六代已前喜太郎^江帯刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

由緒書

私

壬申三月

谷口喜太郎(印)

先祖真野久五良義、織田上総介殿之家中罷在候処、天正年中織田家
没落以後神田村^江引越住居仕候由緒ヲ以、安永四未歳七月四日帯刀
御免許御書付頂戴仕候、以上

由緒書

安濃郡神田邑無足人

壬申三月

真野久五良(印)

先祖平兵衛義、当村無足人谷口善兵衛分家ニ御座候処、本家善兵衛
工藤駿河守殿臣下、且無足人之由緒有之を以、元録六酉年十二月三

私

日六代已前平兵衛江帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡平木村無足人

壬申三月

谷口平兵衛(印)

由緒書

私

先祖善兵衛義、当国安濃郡長野之城主工藤駿河守殿ニ奉仕、米三百石領之居候処、工藤家没落仕候付、其後浪人ニ相成、当村累代住居仕申候、右仍由緒、元録五申年十二月三日七代已前善兵衛江帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡平木村無足人

壬申三月

谷口善兵衛(印)

由緒書

私

先祖関宮内少輔平定好、天文年中始而加太江居城を構へ、氏を加太与更メ加太傍近数郷を領知致し候、定好父ハ関上総介定則与称し世関之城主ニ御座候、定則十一世祖平實忠実ニ内大臣平重盛卿二子資盛曾孫ニ御座候、加太定好孫藏人定住分家仕、同所梶坂ニ住し始て阪を氏とし加太氏之地を分領致し候、世宗家関氏・加太氏并私家を

北勢之三家一族与称し候、阪定住孫久左衛門定政之時天正十年六月

京師大變ニ付、徳川東照公泉州界より間道御帰国ニ相成候節、少御

人数ニ而信楽より伊賀越加太御通行ニ相成候、其時久左衛門定政親

族及士卒を率ひ衛護仕、当地より関迄御送申上、関瑞光寺ニ而賜御

暇候、其後滝川一益滅込之節、加太氏并私家一益党与之嫌疑を蒙り

領地被没収族類離散、定政も暫ク他国ニ流浪致し、其後又々帰郷加

太ニ住居致し、于今連綿相續仕候、往年右由緒書差上申候処、天和

三亥年十月帶刀御免許御書附頂戴仕候、以上

鈴鹿郡加太村無足人

壬申三月

阪 徳太郎(印)

由緒書

私

先祖川曲郡楠之城主旗下ニ而、稻垣喜左衛門当村ニ屋敷城を持、一郷所領仕居申候処、天正年中之頃破滅仕、其後郷民罷成代々当村ニ住居仕居申候、延享辰年三月右由緒申上候処、同年四月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

三重郡松本村無足人

壬申三月

稻垣五一郎(印)

由緒書

先祖倉田奥右衛門、富田信濃守様家来ニ御座候旨申上候処、元禄五
申年十二月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡古河村無足人

壬申三月

倉田庄次郎(印)

由緒書

先祖

勢州一志郡木造城主木造左衛門具康長男出家シテ源淨院卜申、後還
俗シ

私

信長公之家老瀧川一益之家来ニ相成、瀧川三郎兵衛卜改名ス、其末
孫之由緒ヲ以、元文五申年十二月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡雲林院村無足人

壬申三月

井川久右衛門(印)

由緒書

先祖

私

藤氏工藤左衛門祐経末葉長野左京佐末孫之由緒ヲ以、元禄八亥年七
月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡雲林院村無足人

壬申三月

野呂多郎右衛門(印)

由緒書

先祖長野城主工藤駿河守江仕へ、其後代々無足人仕居候処、六代以
前元禄五申年十二月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

私

安濃郡桂畑村無足人

壬申三月

斎藤伊左衛門(印)

由緒書

私

先祖山田三左衛門尉重益義ハ、織田信長公ニ属シ、永禄十二年多氣
国司卜合戦之砌討死仕、其子孫何レモ信長公御代々ニ仕へ居、織田
民部少輔殿御没落ニ付楠原ニ住居、帶刀仕居候処、由緒御尋ニ付委
敷申上候、依之正徳四年改帶刀御免許御書付可被下段被 仰渡候
ニ付頂戴仕候、以上

奄芸郡楠原村無足人

壬申三月

山田長十郎(印)

由緒書

先祖

豐田五兵衛

私

先祖伊藤六郎右衛門、富田信濃守様家来ニ御座候旨申上候処、宝曆元未年十二月帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

安濃郡古河村無足人

壬申三月

伊藤松次郎(印)

関安芸守殿ニ相勤居、其後浪人仕、久我村ニ引籠リ無足罷在、代々庄屋役相勤、為御褒美御目錄頂戴仕候ニ付、先祖之由緒申上候所、宝曆三酉年十二月帶刀御免許之御書付頂戴仕候、以上

鈴鹿郡久我村無足人

壬申六月

豐田五兵衛(印)

由緒書

私

先祖奥田与次右衛門、木造左衛門尉俱教之家臣ニ而録百五拾石ヲ賜リ、天正之頃戸木籠城之節討死、其子孫島貫村ニ住ス、七代目与次右衛門へ右由緒ヲ以、貞享元子年五月廿六日帶刀御免許御書付頂戴仕候、以上

一志郡島貫村無足人

壬申三月

奥田与次右衛門(印)

由緒書

私

はじめに

「伊勢無足人由緒書」(以下、「由緒書」という)は、「三重県行政文書」(三重県指定有形文化財)の中に含まれる史料である。昨年度に「伊賀無足人由緒書」を翻刻したが、今年度はそれに続く形で、伊勢国に居住した郷士(津・久居藩では、無足人という)の由緒書である「伊勢無足人由緒書」を翻刻掲載する。ただ、「伊勢無足人由緒帳」は、旧津藩領(旧久居藩領は含まない)の無足人及び無足人格の由緒書の三冊で成り立っており、紙幅の関係で、前半部分の無足人の「由緒書」を翻刻する。

本稿では、由緒書の作成背景・経緯、及び由緒書の信憑性等若干の解説をし、津藩無足人の詳細な分析は後日に行いたい。

一、「由緒書」成立の背景

前回の「伊賀無足人由緒書」でも紹介したが、なぜこの「由緒書」が作成されたのか、非常に重要な部分と思われるため、再度掲載する。この「由緒書」は、旧津藩領(旧久居藩領は含まない)で「無足人」といわれた郷士の「無足人取調帳」と一体化された記録である。無足人は津藩領国である伊勢・伊賀・山城・大和国の村落に居住していた。しかし、当館に残された由緒書は、伊勢・伊賀国だけである。それは明治新政府のもと、安濃津県に関する地域に限定して作成されたからだと思われる。

旧津藩では、近世初期から明治初期にかけて、村に住む有力な土豪層、役務に貢献した者、多額の献金を行った者などを無足人に取立、藩の軍役や村政を担わせた。軍役に関する職務に携わったのは、近世初期と幕末維新时期で、特に後者の時代には戊辰戦争に従軍する無足人もいた。また、村政に関する職務では、庄屋や大庄屋として村政運営や地域社会におけるさまざまな事件や出来事を、藩士に代わり円滑に遂行した。これらの中間支配層と呼ばれる階層の藩政における役割は重大であった。

ところで、この「由緒書」は、明治五(一八七二)年に作成されたものであるため、直接的には津藩とは関係ないが、明治政府が、維新後身分を確定する際に用いられたと考えられるものである。明治二年に政府の政策で武士が士族、無足人のような武士と農民の間の中階層身分の者は、大部分が「卒族」とされ、明治五年には「卒」身分が廃止されたことに伴って、平民身分

に編入された。その際に用いられたものがこの「由緒書」である。

二、由緒書作成の経緯

この由緒書については、第一節で成立の背景について論究してきた。ここでは、明治政府が、維新後身分を確定する際に用いたと考え、明治五（一八七二）年の「卒」身分廃止に伴うものであるとした。この節では、「由緒書」作成の経緯について検討してみたい。

当館所蔵文書の中に「来田家文書」という河原田村（現四日市市）の無足人の子孫の家に伝来した文書群がある。その文書群の中に「記録之二」（表題）と記された史料がある。その史料は、幕末期から明治中期の来田家に関する記録であり、明治五年五月の元津県庁庶務掛から出された通達には、次のように記載されている。

〔史料一〕

明治五申年五月

元津県庁庶務御掛リヨリ被 仰出、左ニ

須賀村 杉崎治右衛門

中戸村 古川直十郎

池田村 稲葉加兵衛

河原田村 瀬川新四郎

来田彦左衛門

佐倉村 伊藤正左衛門

坂井半右衛門

坂井友右衛門

桜一色村 石川兼次郎

石川清左衛門

海老原村 川田忠左衛門

山本権兵衛

山ノ一色村 服部兼次郎

右面々無足人由緒書、別紙雛形之通美濃紙認、三通ツ、至急差出候様

旧御県元庶務御掛りより被 仰下候間、被得其意、来ル十五日迄ニ精々御手廻し無間違

拙宅へ

御出し可被成候、尤尅通ハ直ニ

朝廷江御差出ニ相成候由、其心得ニ而書上可被申、此段宜御達可被成候事

元組元大庄屋

壬申五月十一日第一時

服部庄右衛門

須賀 中戸

池田 河原田

佐倉 桜一色

海老原 山ノ一色

右村々

元庄屋衆中

猶々、成丈ク由緒書上ケ候方宜敷存候、此段御含御達し可被成事

○玉垣・肥田江ハ別段相達し申候事

由緒書

私

先祖以来何々之家筋、或ハ何々之由緒を以、何之何年帯刀御免許
御書付頂戴仕候、以上

壬申三月

何郡何村 無足人

何之誰印

右美濃紙堅折、三通ツ、当人調印いたし、御出させ可被成事

このように、明治五年五月に、元津庁庶務掛から旧津藩肥田組大庄屋服部庄右衛門を通じて、その配下にあつた須賀村・中戸村・池田村・河原田村・佐倉村・桜一色村・海老原村・山ノ一色村（玉垣村・肥田村は別立て）の元庄屋にあてて無足人の由緒書を差し出すようにとの命令が下された。その際に「由緒書」は三通を作成され、一通は朝廷へ、あとの二通の内、一通が県庁に差し出され、現在、三重県行政文書として当館に所蔵されている。旧大庄屋が「由緒書」の作成に関与していたことがわかる。また、三重県行政文書の「伊勢無足人由緒書」の書式が類似するのは、史料一の後半部分にある「雛形」に基づいて作成されたためであると思われる。現に、来田家文書に残されている明治五年の「由緒書」と三重県行政文書の来田家の由緒書とは形式や内容が類似している。さらに、作成年月は三重県行政文書「由緒書」は「三月」となっている。実際には、通達後の五月以降に作成された可能性があるが、「雛形」の日付が三月となっているために、ほとんどの家の「由緒書」が「三月」となっているであろう。

三、由緒書の内容と信憑性

『三重県総合博物館資料叢書』No.01「伊賀無足人由緒帳」の解説に「由緒書は、旧津藩で無足人であつた家の由緒を書き上げたもので、その内容は、無足人であつた家に所蔵された由緒書と類似しており、おそらく、明治期の由緒書の作成の際には、各家に残された文書が利用されたのであろう。その意味で、江戸時代の津藩無足人家の由緒を明らかにすることのできる大変貴重な資料である。」と記したが、そのことを検証するための素材として近世期の由緒書がある。それとの突合により「伊勢無足人由緒書」に掲載されている記述の信憑性を確認したい。事例として、矢野村無足人鷹山甚右衛門を取り上げる。鷹山甚右衛門の

由緒は、明治五（一八七二）年の「由緒書」には、

〔史料二〕

由緒書

先祖高山右近将監藤原宗房長男遠江守宗次、天正年中ニ至而秀吉公江仕、秀頼公之御世ニ至而、石田治部少輔与濃州関ヶ原合戦之砌敗軍ニ付、一志郡矢野村江落来ル、宗次高山甚左衛門尉与改メ無足仕居候、宗次行年百七歳ニ而寛永二十年癸未四月卒ス、藤堂御家御領分ニ相成無足人御改ニ付、右之由緒ヲ以、元禄六酉年十一月帯刀・衣服御免許頂戴仕候、以上

一志郡矢野村無足人

壬申三月

高山甚右衛門（印）

とある。また、元禄六（一六九三）年十一月の「覚」〔『三重県史』資料編近世3上〕には、

〔史料三〕

覚

一、矢野村無足人

鷹山甚右衛門

先祖大曾父

鷹山甚左衛門儀

蒲生飛弾守殿家頼ニ而知行三百石拝領仕罷在候処、飛弾守殿奥州会津江国替之節御暇申請、其後松坂之城主古田大膳太輔殿ニ由緒御座候ニ付、本知三百石ニ而被 召出御奉公相勤候処、大膳太輔殿松坂落城之節牢人仕、矢野村江引込居申候、私迄四代無足仕居申候、以上

鷹山甚右衛門（印）

元禄六酉年十一月廿五日

とある。内容が近世期のものとは明治期のものとは異なっている。ただ、無足人への取立が「元禄六年十一月」となっていることや関ヶ原合戦後矢野村に居付いたことは共通している。したがって、「由緒書」自体は、近世期の由緒書を参考にしながらも内容を刷新した形で書き記したものであると考えられる。

魚見村無足人取立状況表

	天保13年無足人名	拝領日(取立日)	拝領(取立)状況	明治5年無足人	一致有無
1	横井源之右衛門	貞享4年10月19日	六代已前源左衛門へ被下	横井重之助	○
2	世古光五郎	宝暦5年12月18日	三代已前門三郎へ被下	世古先五郎	○
3	飯田太郎兵衛	寛政5年6月4日	祖父太郎兵衛	飯田太郎兵衛	○
4	出口伝之右衛門	安永3年12月18日	四代已前伝之右衛門へ被下	出口伝之右衛門	○
5	丸村(林)文平	貞享5年7月4日	五代已前太郎治被下	丸林竹之丞	○
6	藺田四郎左衛門	寛政10年12月24日	父庄右衛門へ被下	なし	×
7	藺田権右衛門	享保4年12月19日	祖父権右衛門被下	藺田権右衛門	×
8	間宮利兵衛	安永9年6月11日	祖父理兵衛	間宮理兵衛	○
9	間宮権内	享保6年12月19日	祖父権左衛門	間宮斎次郎	○
10	中川文周	元禄2年2月4日	八代已前七郎次へ	中川織之祐	○
11	浅沼仁左衛門	明和5年4月26日	祖父仁左衛門被下	浅沼友吉	○
12	多井権十郎	貞享5年7月4日	六代已前権十郎へ	なし	×
13	天野五左衛門	享保10年	五代已前弥兵衛へ	天野五左衛門	○
14	森田源右衛門	元禄5年12月3日	六代已前源右衛門へ	森田源之助	○

天保13年時点での無足人の先祖氏名、拝領日、拝領状況と明治5年時点での無足人の先祖の拝領状況が一致するものは○、一致しないものは×とした。
天保13年は「魚見村無足人扣帳」(出口家文書、松阪市立図書館郷土資料室所蔵)の情報であり、『三重県史』資料編近世3上に掲載されている。

もう一つ無足人への取立年代を確認できる史料との突合を試みる。事例として天保十三(一八四二)年の魚見組(松阪市)の無足人で確認を行う(『三重県史』資料編近世3上)。その結果、家の断絶など一部無足人の由来が分からない者もいるが、本冊に記載された無足人の取立時期や取立人がほぼ一致している(表)。このことから、この「由緒書」は明治五(一八七二)年のものであるが、その内容は近世期の様相を表した由緒書と考えてもよからう。

ところで、無足人の由来について、伊勢国の場合は、真偽のほどはともかく、伊勢国司の北畠家・藤原鎌足の末裔で雲林院城主工藤家・長野城主の工藤家・藤堂家入封以前の領主富田家・上野城主分部家・松坂城主蒲生家・鳥羽城主九鬼家の家臣などに由来を持つ無足人が多数みられる。伊勢国内で北畠家が地域有力者として近世期から認識されており、明治初期には北畠家が一種のステータス・シンボルとして確立されていたものと思われる。実際に、明治三十年代の復禄申請の書類では、近世期には北畠氏を標記していない家柄の者が、北畠氏を先祖由来と結び付けて記載している事例も見られ、この点でも前述したことと通じるものがある。

おわりに

以上、「伊勢無足人由緒書」の若干の分析を行ったが、伊勢国居住の無足人をすべて分析したわけではないので、その特質や伊賀国との差異は次回に解説することとして、今回の分析でわかったことをまとめてみる。

この由緒書の信憑性について言及したが、近世期の無足人帳との比較により、無足人への取立年代や取立者については記載されている情報が正確で、その点で

信頼に足りる由緒書であること、伊勢国無足人の由緒に関しては、中世戦国期に伊勢国を統治していた北畠家・工藤家・長野家の家臣や富田家・分部家・蒲生家・九鬼家のように転封していった大名家臣に由緒を持つ者が多数いることが確認された。

昨年度翻刻の「伊賀無足人由緒書」及び次回以降翻刻予定の「伊勢無足人由緒書」後半部分（無足人格）と合わせて検討されることで、伊賀国と伊勢国の無足人取立経緯や取立年代の差異なども分かると思われる。この資料が多方面で利用されることを期待したい。

（調査・資料情報課 藤谷彰）

あとがき

本冊では、当館に所蔵されている「三重県行政文書」の中から「伊勢無足人由緒書」三冊のうち前半部分を掲載しています。

これらの由緒書は、平成二十六年度に翻刻した「伊勢無足人取調帳」の本文にあたるもので、無足人となった時期や由来が記されています。無足人は、津・久居藩の村落に居住していた郷士で、この明治五（一八七二）年の無足人は旧津藩領であった伊賀・伊勢国村落の者です。

当館では、開館以来、無足人に関する問い合わせが多く、中でも自分のルーツ探しをされる方に利用されるケースが増えています。利用にあたっては、くずし字で書かれていることから、これらの活字翻刻されたものがあればとのご要望も多々あります。そこで、本冊では無足人のうち、伊勢国に居住した人たちの由緒書を翻刻掲載しました。ただ、紙幅の関係もあり、伊勢国の無足人格の由緒書は次年度以降に翻刻いたします。

また、今回翻刻掲載した文書は、いずれも資料閲覧室で実物や複製を閲覧していただくことも可能です。津藩の歴史・文化研究の基礎的史料として、地域史の学習などに活用していただき、郷土やそこで暮らした先人たちへの親しみを一層深めていただければと思います。

当館の資料叢書では、今後とも、三重県の自然や歴史・文化にかかわる基礎的な資料をはじめ関連資料を順次刊行してゆく予定です。ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

三重県総合博物館

三重県総合博物館資料叢書 No. 6

令和二（二〇二〇）年三月十九日発行

編集 三重県総合博物館

発行 津市一身田上津部田三〇六〇

電話 〇五九（二三八）二二八三

FAX 〇五九（二三九）八三一〇

印刷 有限会社ミフジ印刷

津市庄田町二三三九一

電話 〇五九（二五五）六八五一

MieMu | みえむ |